東アジア研究

（東アジア学会機関誌）

第５号

２００１年３月

東アジア学会

●目　次●

東アジア学会第10回記念大会

【第１分科会】「新しい世紀の新しい家族像を考える―儒教を足がかりとして―」…… 1

パネリスト　韓国：同徳女子大学校教授　盧　英　姫
中国：岩手県立大学社会福祉学部教授　李　秀　英
日本：熊本学園大学社会福祉学部教授　篠崎　正美
コーディネーター　（財）アジア女性交流・研究フォーラム専務理事　三隅　佳子

【第２分科会】「歴史の中の環東シナ海国際交流」…… 10

報告者　福岡国際大学国際コミュニケーション学部教授　安達　義弘…… 10
九州大学大学院人文科学研究院助教授　六反田　豊…… 20
神戸女学院大学文学部教授　真栄平房昭…… 30
九州大学大学院人文科学研究院助教授　佐伯　弘次…… 41

【第３分科会】「朝鮮半島情勢の変化と今後」…… 45

報告者　佐賀大学文化教育学部助教授　森　善宣…… 45
久留米大学経済学部教授　櫻井　浩…… 48
西日本新聞社地域報道センター部長　村田　勝重…… 53

日韓東アジア学会合同研究会（1999年7月9日）

【午前の部：自由論題研究報告】

①「釜山における都市開発の歴史的な背景と倭館」…… 59
東義大学校都市工学科教授　金　興　官

②「東アジアにおける国際間の労働力移動のメカニズム」…… 81
釜山外国語大学校経済学科教授　権　奇　哲

【午後の部：共通論題研究報告】

①「釜山港における自由地帯の設定に関する研究」……109
釜山発展研究院研究２部研究委員　朴　彰　鎬

②「東北アジア地域における水産物公易構造と日本の水産物輸入関連制度」……130
釜慶大学校国際通商学部教授　朴　明　燮

日韓東アジア学会合同研究会（1999年11月21日）

【第１部：報告】

①「韓日海峡圏における経済交流の協力方案―自由経済地域を中心にして」……141

浦項１大学インターネットビジネス学科教授　李　仁　根

②「宮崎の百済王族の伝説に関する研究（抄録）」……157

蔚山大学校日語日文学科教授　魯　成　煥

③「韓国における地震・津波災害の可能性―『三国史記』の地震の記事から―」……162

紀全女子大学講師　奥山　忠政

【第２部：基調報告】

①「中国における「改革・開放」の原点―共産党１１期「三中全会」再考―」……167

筑紫女学園大学文学部教授　趙　鳳　彬

東アジア学会第10回記念大会

◆プログラム◆

● 2000年9月9日 午後の部

シンポジウム『東アジアの広域連携は可能か？』14:00-17:30

基調講演者	韓国翰林大学校教授（韓日文化交流政策諮問委員長）	池　明　観
パネリスト	北九州市都市協会会長（元北九州市助役）	出口　　隆
	（株）正興電機製作所会長（福岡大連未来委員会会長）	大島　淳司
	韓国翰林大学校教授（韓日文化交流政策諮問委員長）	池　明　観
コーディネーター	毎日新聞西部本社編集局長（東アジア学会副会長）	永守　良孝

● 2000年9月10日 午前の部

シンポジウム『留学生の見た日本文化・社会』9:30-12:30

パネリスト	ミャンマー：北九州大学文学部3年	カイヌ・ワコー
	ネパール：福岡大学大学院経済学研究科	サガール・シャルマ
	韓国：九州大学大学院比較社会文化学府	鄭　敬　娥
	中国：西南学院大学大学院経営学研究科	于　文　生
	中国：久留米大学大学院比較文化研究科	黎　克　林
コーディネーター	北九州大学外国語学部講師	金　貞　淑

● 2000年9月10日 午後の部

第1分科会『新しい世紀の新しい家族像を考える』13:30-16:30
— 儒教を足がかりとして —

パネリスト	韓国：同徳女子大学校教授	盧　英　姫
	中国：岩手県立大学社会福祉学部教授	李　秀　英
	日本：熊本学園大学社会福祉学部教授	篠崎　正美
コーディネーター	（財）アジア女性交流・研究フォーラム専務理事	三隅　佳子

第2分科会『歴史の中の環東シナ海国際交流』13:30-16:30

報告者	福岡国際大学国際コミュニケーション学部教授	安達　義弘
	九州大学大学院人文科学研究院助教授	六反田　豊
	神戸女学院大学文学部教授	真栄平房昭
	九州大学大学院人文科学研究院助教授	佐伯　弘次

第3分科会『朝鮮半島情勢の変化と今後』13:30-16:30

報告者	佐賀大学文化教育学部助教授	森　　善宣
	久留米大学経済学部教授	櫻井　　浩
	西日本新聞社地域報道センター部長	村田　勝重
討論者	九州国際大学国際商学部長	林　　一信
	福岡県議会議員	北原　　守

日　時：2000年9月9日（土）、10日（日）
会　場：北九州大学新館
主　催：東アジア学会
後　援：北九州市、（財）アジア女性交流・研究フォーラム、
（財）北九州コンベンションビューロー、（財）北九州都市協会

東アジア学会第１０回記念大会公開シンポジウム

新しい世紀の新しい家族像を考える

――儒教を足がかりとして――

パネリスト　韓国／同徳女子大学校　盧　英　姫　教授

中国／岩手県立大学　李　秀　英　教授

日本／熊本学園大学　篠崎　正美　教授

コーデイネーター　アジア女性交流・研究フォーラム

三隅　佳子　専務理事

「儒教」はどんな思想か　（解題に代えて）

紀全女子大学講師・奥山忠政

「儒教」（儒学）をざっと復習することにします。

(1) 第一に、儒教は孔子に始まるということです。孔子は今から２５００年前の中国で活躍した思想家で、その言葉や行動を記録した『論語』が知られています。中国はもとより、韓国・ヴェトナム・日本の思想形成に大きく寄与し、今日でも直接間接の影響を残しております。

(2) 儒教思想を一言で述べますと、「個人の道徳と政治の規範を調和させる」ということになりましょうか。「修身・斉家・治国・平天下」という言葉が端的にこのことを表わしています。「まず自分の行いを正し、次に家庭を整え、次に国を治め、最終的に天下に平安をもたらす」というものです。今日政治家が夫婦・親子間でゴタゴタを起こした時、「自分の家庭を治めきらんといて国を治められるもんか」と批判されるのは、おそらく儒教のこの伝統に基づくものでしょう。

(3) 儒教といえば『論語』、『論語』といえば反射的に浮かぶ言葉が「仁」ではないでしょうか。基本概念の一つです。その意味や意義について昔からさまざまの議論があります。ここではいっそうのこと国語辞典の説明にしたがっておきます。『大辞林』によりますと「己に克ち、他に対するいたわりのある心」「愛情を他におよぼすこと」「いつくしみ、おもいやり」とありま

す。

(4) 儒教において「仁」以上に重要な概念は「孝」です。儒教そのものの根本にかかわるからです。今回のシンポジウムのテーマにもっとも関係の深いところですから、少し立ち入って述べることにします。

私たちはみな、(イ) はるかな過去の祖先、(ロ) 現在の父母と子供、(ハ) はるかな未来の子孫をもっています。儒教はこれらをまとめて、(イ) 祖先を祭る、(ロ) 父母を敬愛する、(ハ) 子を生むこと、を「孝」としました。「血脈」の確認と申してもよいでしょう。つまり、過去から未来に受け継がれていく遺伝子の一環として今の自分があるのだ、と考えるのです。実際現在の生物学で「遺伝子こそ生命の本体である」という学説もあります。このように考えますと、限りある自分の「いのち」を無限に広げることができます。要するに、生身＜なまみ＞の生命論です。

繰り返しますが、父母につかえることだけが「孝」ではありません。自分を中心として、祖先から子孫に至る生命の流れ全体を尊ぶことが儒教の「孝」なのです。

(5) 個人の道徳が社会において他と調和するにはある種の規律が必要です。その規律に当たるのが「礼」です。礼は確かに「型」です。しかし単なる形式であってはならない、誠意がなければならない、と孔子はたびたび説いています。

(6) 以上をまとめます。孔子と儒教は、生命が無限であることと個の存在意義を「孝」の理論によって明らかにし、これをもとに、「仁」と「礼」の概念を用いて社会と政治のあり方を体系づけたと、ごく簡単に言えばそういうことになります。

(7) 孔子と儒教は「家庭」を社会の重要な単位としています。この場合、家庭は夫婦・父母・子供から成り立つものとされています。とりわけ夫婦が中心です。ところで孔子自身は「女性」をどう見ていたでしょうか、『論語』から拾ってみます。何と言っても問題になるのは、「女子と小人＜しょうじん＞養い難し」というあの文言です。ふつう「女と召し使いは扱いにくいものだ。親しく近づけると無礼になり、疎遠にすると恨みをいだく」と解釈され、女性を軽蔑する習慣の根拠となっています。ただ、貝塚茂樹博士など一部の学者の解釈によりますと、ここで「女子と小人」というのはいづれも「召し使い（使用人）」のことで、孔子が女性一般を軽蔑していたとか恐妻家だったというのは間違い、ということになります。そう言えば、孔子自身の言葉ではありませんが、『論語』に「・・美人を好むのと同じように賢人を尊敬しなければならない」という文言があります。また、孔子は詩や音楽を人一倍好んでいましたし、「美しさ」をうわべだけのものとして愛したとは考えられません。第一、敬愛してやまない「母」は女性なのですから・・・。孔子の父は生まれてすぐ亡くなり、女手ひとつで育てられています。

(8) 限られた時間ですので、孟子については一つだけ引用しておきます。「人間誰しも他人の悲しみに同情する心を持っている。仮に今、子供が井戸に落ちかけているのを見たら誰でも驚きあわてていたたまれない感情になるものだ。子供の親と懇意になりたいとか、人名救助の名誉を得たいとか、見過ごせば非情な人間と思われるから、とかいうのではない。こう考えると、いたたまれない感情をもたぬ者は人間ではない」「このいたたまれない感情が『仁』の原点である・・・」。いわゆる「惻隠＜そくいん＞の心」と説いた一節です。（『孟子』公孫丑章句・上）

(9) 孔子の時代から千数百年たった１１世紀から１２世紀にかけて、宋の時代に新しい儒教が生まれました。中心人物の名をとって「朱子学」と呼ばれています。朱子は朱熹と同じで、あの「少年老いやすく学成りがたし」の名文句の作者です。朱子学はそれまでの儒教をいっそう哲学理論化・政治理論化したものです。無理しただけ抽象的・形式的です。はっきり言って「空理空論をもてあそぶ」といった面が強いと申してよいでしょう。また、「孝」という生命論よりも、「仁」や「敬＜つつしみ＞」を重視する道徳論の色彩が濃くなっています。そして、最も重要な点ですが、すべてが男性中心に構成され、女性の役割を家庭内に限定しています。このことを女性史の面から「父権制から夫権制への移行が完了した」と表現することがあります。

(10) 孔子が活躍した戦国春秋時代は男女を問わずいきいきとしており、思想にも反映していましたが、中国では元の時代（１３世紀後半～）、朝鮮では李朝（１４世紀末～）、日本では徳川時代（１７世紀～）のように比較的安定した時代になると、コチコチで暗い朱子学が官学に採用されることになります。その結果、官僚や武士の世界だけでなく、町人社会でも女性はますます窮屈な道徳に縛られるようになりました。道徳律として語呂よくまとめられたものに以下のようなものがあります。

(a) 「三従の道」。娘時代は親に従い、結婚すれば夫に従い、母となれば長子に従う。「女三界に家なし」はこの裏返し。

(b) 「四徳」。婦徳＝貞節で父母に逆らわない。婦言＝言葉少なく、もの静かに話す。婦容＝清らかに装い、品よく振る舞う。婦功＝裁縫や料理をよくする。

(c) 「七去」。姑に従わない、子がいない、淫乱である、嫉妬深い、悪い病気にかかってる、よくしゃべる、盗癖がある、以上７つのいづれかに該当する女性は婚家を去るべきである。

(d) 「貞女二夫にまみえず」。

これら道徳律は「女訓書」において繰り返し説かれています。日本では貝原益軒の『女大学』が知られています。

(11) どのような理由・経過があったにせよ、中国・朝鮮（韓国）・日本で儒教が広まったこと

にはそれなりの社会的背景があったことに着目する必要があります。

儒教の思想や制度は、「公務員服務規律」であり、「婚姻・相続制度」であり、「社会福祉制度」であり、「教育理念」であり、日常生活の「付き合いのルール」でもありました。このような観点から孔子の時代に立ち返り、本質部分を吟味検討してみると、競争や市場に惑わされて見失われている人間社会本来のあるべき姿が浮かび上がってくるのではないかという期待があります。

第一に、「孝」の観念の再認識です。昨今の遺伝子理論にも通じることはすでに述べました。この生命論はあらゆる理念や制度と深くかかわるものです。介護問題を例にとっても、この辺の哲学がしっかりしていないと方向を誤ることになりかねません。

「孝」は「忠」に拡大される以前、すぐれて「家族問題」でした。２年前、アメリカのクリントン大統領は「家族の価値の重要性」を訴えました。かの競争・市場社会では家族の危機が問題となっているのです。

一方、昨今の日本で、女性解放を説く論者に「孝」の概念は捨て去るべしとする意見のあるのも現実です。「孝」のためどれだけ女性は泣かされてきたか、というわけです。ついでながら、「忠」にもうんと泣かされてきました。これには与謝野晶子が強烈な一撃を加えました。「ああ弟よ、君死にたまふことなかれ」です。

第二に、教育の場における「父性原理」という問題提起があります。「父性原理が失われたため学級崩壊やキレる子供が生まれた」という考えです。「儒教に父性原理を見、仏教に母性原理を見る」という言い方も見受けます。クリスチャンから異議がありそうですが、一つの意見ですからここでは目をつぶっていただきます。必然的に、これは「母性原理」と対＜つい＞になっています。またこのことは、男女対等の共同参画に通じます。

第三に、競争や市場に左右されない「絶対的価値」は何かを儒教の教えや古典に求めようとするものです。

例えば「福祉」ですが、西欧で発達した経済学では社会政策の一環として所得の再分配によって経済循環を円滑にするとともに、社会不安を未然に防ぐ、という意義付けがなされています。「惻隠の心」「仁」「分かち合い」などという発想はありません。

そもそもグローバルスタンダードというものがありうるでしょうか。キリスト教がパレスチナの荒野＜あらの＞に、仏教が熱帯のインドに、儒教が戦乱と無秩序の中国に起こったように、宗教や思想は地理や時代と密接に関連します。民族がそれぞれ固有の価値を守って初めて「共生」や「友好」が可能だと思います。

これらを考えるに際して、中国・韓国・日本において儒教がどのように変化変形しているか検証することは意味のあることです。共通点と異なる点を認識した上で新たな価値観を共有し、世界に発信することはある種の義務とさえ思えます。

以上、今回のシンポジウムにかかわる範囲で儒教をおさらいしました。たいへん大まかで乱暴なところもありますが、全体像を理解するのにお役に立てたとすれば幸いです。

なお、シンポジウムでは下記の文献が参考になると思われます。

加地伸行『儒教とは何か』（中公新書・１９９０年）

林　道義『父性の復権』（中公新書・１９９６年）

林　道義『母性の復権』（中公新書・１９９９年）

岡田光世『アメリカの家族』（岩波新書、２０００年）

鈴木りえこ『超少子化――危機に立つ日本社会』（集英社新書・２０００年）

アジア女性史国際シンポジウム実行委員会編『アジア女性史』（明石書店・１９９７年）

パネリストの発言要旨

［１］韓国・中国・日本それぞれにおける「儒教と女性」

（１）韓国（盧英姫教授）

朝鮮王朝が朱子学を国教として以来男性中心の社会が続いている。結果として女性が抑圧されてきたことはまぎれもない事実である。留意すべきは、女性はただ抑圧され、弱体化する一方ではなかったということである。

科挙制度という能力主義のため、優秀な長（男）子を育てるという役割が期待され、また長子の財産権が強化される過程で、事実上女権が保証されてきたという側面もあった。

韓国の女性が結婚しても姓を変えないという習慣を守り続けているのは、その地位が独立的であることの一つの表われとも言える。

朝鮮時代の代表的古典文学『春香伝』のヒロイン春香＜チュニャン＞は、妓生という低い身分ながら地方長官の息子との恋を成就した。このことは恨＜ハン＞という「忍耐と超越の情緒」の勝利であるとともに、儒教的家父長社会の虚構性を打破した韓国女性の勝利をも象徴している。

（２）中国（李秀英教授）

儒教は仏教・道教とともに三教と称され、長い歴史の間、あらゆる分野で支配的存在であった。１９１９年の五・四革命運動や、文化大革命中の孔子批判の影響もあって、一般市民に明確な認識は薄れつつあるものの、国家・社会・家族において、今日でも伝統的な考えでありつづけている。

儒教は社会的な階級・順序を強調し、国のため、社会のため、家族のためという大義名分のもとで、個人や女性の犠牲を求めてきた。社会主義中国となった今日、「男女平等」「婦女解放」という国策が掲げられているものの現実には同様の躾＜しつけ＞や道徳基準が示されている。その上、国民皆婚・計画出産などの矛盾のしわ寄せが、男子偏向・中絶・不妊手術などの形でいっそう女性を犠牲者に追いやっている。

（３）日本（篠崎正美教授）

今日日本において、「生活倫理の中核としての儒教」への理解はほとんどないと言ってよい。しかし、韓国の家族や社会を学ぶうち、少なくとも家族　組成の基本原理として、儒教における「孝の倫理」の重要性を考えざるを得なくなった。

理念型としての「孝の倫理」とは、一定の出自の血族集団において父系原理をたどり、祖先および年長者崇拝と出生の順序性を尊重する規範であると考えられる。このことをもっとも忠実に、価値合理的に実践しているのは韓国である。特に、日本による植民地時代には、血族的拡大家族の共同生活・相互扶助・家族一体感がよりいっそう強化されたのではないかと推測される。私どもの農村調査において、伯叔＜はくしゅく＞父母・従兄弟・甥姪は、今日でも「家族」にの一員として認知される度合いが強く、交流と相互助け合いの意識が強いことが見出された。

女性との関連で言えば、どのような社会文化もその固有のあり方において固定的な性別役割を生み出してきており、儒教だけが特に抑圧的だったとも言えない。また、現実には中国・韓国・日本においてそれぞれ独自の展開をしてきており単純にはとらえられない。ただ、最小公倍数的に見て、儒教圏社会では、女性は父系血縁主義のもとでの「孝」を次世代につなぐ「産み・育てる性」としての役割を重点的に担わされてきた。「孝」と「母性」とは近代における儒教的家族倫理のワンセットである。

［２］今日、家族に関してもっとも問題と思われることな何か

（１）韓国（盧英姫教授）

「父親の権威が失墜し、代わりに母親がその地位を占めるようになって、調和のとれた

家族像が見失われてしまい、家族機能が弱体化した」こと。

核家族化、離婚率の増加、出産率の低下、独身世代増加、老人問題など、「家族解体」の危機は各国と違いはない。同じ脱近代的家族観でも、西欧の場合「家族の神聖化と主婦の天使化」「福祉制度を通じた家族機能の支援」という２つの軸をもっているといわれているが、その点韓国は劣悪である。父親が家庭外で有能かつ熱心なビジネスマンであればあるほど、「金儲けの機械に転落した」と疎外され、その空隙を母親が占めるという構図である。（韓国では専業主婦の割合が高い）。「チマパラム」（チマ＝スカート、パラム＝風。「教育ママ」の象徴）と呼ばれる風潮は、子供のためなら何でもするとして、母親が事実上の家庭支配権を専行することをいう。要するに、構成員間の伝統的秩序と夫婦間の愛情に基づく「家族関係の浪漫」が、現実　　社会（市場経済）の脅威の中で道具化（社会システム化）の危機に曝されている、ということである。

（２）日本（篠崎正美教授）

「子供は私財か、公共財か」という問い。

結婚しようとしまいと、子供を何人産もうと産むまいと、どの選択をした個人も応分に社会に貢献し、「父系血縁」などと言わずに、社会で子育てを楽しみ、個人でそれを引き受ける人々をサポートすべきではないか。

［３］儒教に、新しい家族倫理の規範となりうる要素はあるか

（１）韓国（盧英姫教授）

新しい世紀は「脱近代」の時代である。近代化が中世を超克したように、脱近代化は近代を超克すべきであろう。近代化に際し、儒教が新しい解釈によって東アジア文明圏の普遍的指導理念になりえたように、来たるべき世紀においても新しい解釈による新しい理念の確立が期待される。その際、東アジアのみならず世界の家族から多くのヒントが得られるのではなかろうか。

儒教の新家族主義には二つの前提がある。一つは「父親の復権」であり、それ以上に重要な前提は、祖先を重んずる倫理観とそれに依拠する「儒教的な生命観」である。女性の権利の伸長目まぐるしい今日、父親の復権はバランス上必要だし、高齢化社会において、生態学的にも、儒教的な生命観には新たな可能性が期待される。

最近、３０～４０代の男女各１００人に「夫婦お互いに最も望むところは何か」という調査をしたところ、「自分の両親に良くしてくれるように」が男性の６７．４％、「家族

と一緒に長い時間を過ごすように」が女性の８９％で、それぞれ１位を占めた。また、８月５日の『朝鮮日報』で、小説家の李順元＜イ・スンウオン＞は、自分の好きなキーワードとして、星・因縁・愛・友情・木・宥恕などとともに、「儒教的価値」を挙げている。いずれも伝統的家族観に対する郷愁を思わせるものである。

（２）日本（篠崎正美教授）

「血縁」にあまりこだわる限り、新しい家族倫理の規範となるのは難しいと思う。血縁を「否定」することはできないが、私たちは多くの「選択縁」（夫婦も含め）によって生きていることを忘れてはならない。

コーデイネーターのまとめ

きょうは『新しい世紀の新しい家族像を考える』というテーマで、２５００年も前からこの東アジアに深く根づいてきた儒教を足がかりとしながら議論を進めてまいりました。儒教は、今の時代では古く、諸悪の根源みたいに言われていますが、本当にそうなのだろうか・・。もちろん悪い面もありますが、見直すべきこともあるのではないかということを念頭に、「女性と儒教」「現代の新しい家族に何が起こっているのか」「儒教の倫理が今後の家族像に取り入れられる要素があるのか」といった問題について討議いたしました。

国によって今日までの流れや現われ方に違いがありますが、これは「多様な展開」と言えると思います。それはそれとして、「儒教が２５００年も続いてなおかつ滅び去っていない」という現実をまず認める必要があります。私は、ものごとを考えるときには古く長く続いた教えに学べ・・・、それが仏教でもキリスト教でもイスラム教でもいいのですが、それらには続くべくして続いている理由があると思っています。

農村社会から工業社会、そして情報社会へとどんどん変わってきています。３人の先生が言われるように、経済や社会の進歩に影響を受けながらも「家族は何を守らなければならないか」ということをあらためて考え直す時にきているような気がします。一例をあげますと、父親の関心が外ばかりに向き、母親もまた外ばかりに向いているような状況で、子供やお年寄りはいったいどうなっていくのだろうか・・・。家族の中のコミュニケーションや思いやり、本当に温かみのある家族というものが、押しつけや規範としてではなく自然にできていく、そういう家庭を作りあげていくことに、私たちはもう少し真剣に考えなければならないと思います。また、母親とし

て、父親としての自覚があるのか、なぜ子供に教育ができなくなったのか・・・。社会的な生き物として守っていかなければならないことを子供に教えられなくなった父親・母親とはいったい何なのだろうかということを、もう少し自覚をもって足下から考えていく必要があるのではないかという気がします。

２５００年の生命をもつ儒教に何かを求めてさらに勉強していこうではないかということで、けっきょく今後に課題を残す形になりましたが、一応の締めくくりにしたいと思います。

［文責＝東アジア学会企画委員・奥山忠政］

アジア地域の国際交流と華僑ネットワーク

福岡国際大学国際コミュニケーション学部教授
安達　義弘

1．はじめに

シナ海を媒介とした東アジアの国際交流について考察を行おうとする場合、まず考慮に入れておかなければならないのは、この海域の各地に住み着いて主に貿易活動に従事した「華僑」と呼ばれている出郷華人の強い交流ネットワークが存在していたという点である。

本稿は、12～15世紀の環シナ海地域における華僑ネットワークに焦点をあてて、そのような華僑ネットワークが歴史的にどのように形成されたのか、そして、そのネットワークが東アジア地域における国際交流にどのような役割を担ってきたのかを明らかにしようとするものである。

2．東南アジアの華僑

中国の歴代王朝は海禁政策をとって、一般人の海外貿易および国際交流を禁止してきたが、唐時代中期に財政応急対策として設置された、外国貿易を監督するための「市舶使」が、宋代には常設機関「市舶司」として設置されるようになり、年をおうごとにその国庫充実に果たす役割が大きくなっていった(1)。市舶司による貿易政策は一種の国家統制貿易であるが、国家自身が財政政策の一環として市舶司交易に熱心であったため、一定の条件のもとでの中国商人の海外発展を助長する結果になる。

技術的な面においても、12世紀には中国の造船技術が進歩し、数百人を乗せて安全に航海可能な大型海船が建造されるようになった。また、羅針盤も12世紀初頭には実用化されるようになり、航海技術という点からも安全な航海が可能になったのである。そして、14世紀になると大量の貨物を積載したジャンク式の海船が東シナ海を航行していたのである。1976年、韓国全羅南道新安郡沖の海底で交易品を積載した古い沈没船が発見されたが、その発見によって、14世紀初頭における東シナ海の航海事情が明らかになったのである。発見された沈没船は、その積荷の調査によって、1323年、中国慶元（寧波の古称）を出帆し、日本へ向けて航海中に恐らく海岸に接近しすぎて難破したものであることが明らかになった。興味深いのは、中国式ジャンクの様式を備えた、全長約28m、最大幅9.3mのその沈没船に積まれていたと考えられる積荷が想像以上の膨大な量にのぼるという点である。すなわち、その沈没船には、陶磁器18600余点、銅銭28トン（800万枚）、

そして紫檀材1000本余が積載されていたことが明らかになったのである。14世紀初頭のこの時期に、東シナ海はこのように大量の積荷を積載可能な船が往来する状況にあったという事実を確認しておく必要があるだろう。

このような12世紀から14世紀にかけての東シナ海における中国海船の航海状況のなか、中国の交易商人たちは12世紀に入ると東南アジアを舞台に広範囲にわたって交易活動に従事するようになるが、やがてこれら中国から出境した交易商人たちは、東南アジアの現地政権と結びついて、中国との公的な朝貢貿易や外交交渉において仲介的な役割を果たすようになるのである。

たとえば、1155年に占城が中国へ朝貢を行った際には、陳惟安という中国人が占城側の使節として中国との仲介役をつとめたのである。すなわち、中国の交易商人であった陳惟安は占城との交易を毎年行い、その言語を修得し、国王と懇意になって中国への朝貢を奨めた。朝貢の手続きは陳惟安の引進によって行われ、朝貢品は占城使節と陳惟安が共同で管理したという(2)。1167年に相前後して占城が中国へ朝貢を行った際には、陳応、呉兵、および陳応祥という華僑が占城側の使節として介在した(3)。また、泉州出身の王元懋は、幼少時から南蛮諸国の書を学び、通暁していたが、そのために占城の国王に厚遇を受け、その王女を妻とした。占城に留まること10年にして巨富を得て帰国し、帰国後、1178年から海上商人として活躍したのである(4)。

闍婆は992年に中国に対して初朝貢を果たしたが、その際の闍婆側の通訳の言として、福建省建陽県出身の大商人毛旭という者がたびたび闍婆との交易に従事しており、中国への朝貢は毛旭の教導によったと伝えているのである(5)。

1440年に満剌加国から中国への朝貢使節の通事として派遣された簫明挙は江西省出身の中国人だったのである(6)。

現在のタイ国の一地方にあった真里富では、住民の生活用品を中国の商人が運んでおり、1200年の中国への朝貢に際しては蒲徳修という中国商人が表文を翻訳して、真里富から浙江省定海県までの行程を説明したと伝えられているし(7)、1205年の朝貢に際しても中国商人が介在したことが伝えられているのである(8)。

1477年に暹羅の明への朝貢に際して、暹羅側の副使として明に派遣された謝文彬は福建出身の中国人であった。彼は1448年に暹羅に漂到した中国商人であったが、暹羅に仕官して岳坤という官職を得ている(9)。また、暹羅から李氏朝鮮に対する交易は3回記録されているが、いずれにおいても中国人の活躍が認められる。すなわち、1393年には張思道が使者であり、1394年には正使が張思道、副使が陳彦祥であり、1397年には林彦章が使者をつとめたのであった(10)。

1436年に爪哇の使者として明に朝貢した洪茂仔(11)、同じく1438年に爪哇の使者として朝貢し

た馬用良および通事の良殷や南文旦もすべて福建出身の中国人であった(12)。爪哇から李氏朝鮮への交易も2回記録されているが、1406年の使者は陳彦祥であり、1412年には陳彦祥がその孫を派遣しており、いずれの場合も中国人が使者をつとめているのである。しかも興味深いことに、この爪哇の使者として中国に朝貢し、あるいは李氏朝鮮との交易に携わった陳彦祥は、1394年に暹羅から李朝に派遣された副使と同一人物である(13)。この事実は、当時、東南アジア各国の外交使節として活躍した中国人たちが、現地政権に縛られることなく比較的自由で、しかも超国家的に活動しうる環境にあったことをうかがわせるものである。

しかし一方では、張思道は暹羅から臣下としてのナイの称号を与えられており、陳彦祥も爪哇から冠爵を与えられていたこともわかっている(14)。つまり、東南アジアで活躍する華僑たちは現地政権からの一定の独立性を保ちつつも、ある面では政権内部に深く関与してその配下に列していたのである。これら華僑たちは状況に応じて自らの立場を巧みに使い分けていたものと考えられる。

以上のように、10世紀以降、すでに東南アジアにおいて華僑とよばれる交易商人の活躍が見られ、しかも現地政権と密接に結びつくことによって中国王朝との媒介的役割を担っていたのである。そして、このような交易商人の活動ルートに沿って中国本土を脱した中国人の海外移住が生じ、やがて東南アジアの交易拠点に華僑社会が成立していく。

13世紀末に書かれたカンボジア旅行記『真臘風土記』には、この時期、新来の中国人の増加が著しくなったため、その社会的地位が低下する傾向が見られると記されている(15)。また、14世紀半ばの東南アジア諸地域の旅行記『島夷志略』には、竜牙門（シンガポール）、勾欄門（カリマンタン島西南のゲラム島）などに華僑社会が形成されていると記されている(16)。そこで次に、当時の東南アジアに成立した華僑社会の状況を確認しておこう。

まずは、現在の東部ジャワのグレシク港に該当するとされる爪哇（ジャワ）の状況についてであるが、15世紀初頭に書かれた『瀛涯勝覧』によると、当時の爪哇にはいくつかの華僑社会が形成されていたという(17)。すなわち、爪哇には四つの主要地域があり、外国船がこの国に来ると、まずは東ジャワの杜板（トゥバン）に着き、ついで新村、蘇魯馬益（スラバヤ）を経て満者伯夷（マジャパヒト）に至る。杜板には1000戸あまりの家があり、2人の頭目を村主としているが、ここには主に広東、漳州出身の中国人が多く居住している。杜板から東行半日で新村に至る。現地語で「革児昔（Geresik）」という。元来は荒地であったが中国人が定住するようになったので新村と名付けられた。1000余戸の家屋があり、村主は代々広東人である。新村から南方へおよそ20里のところに蘇魯馬益がある。1000余戸の現地人の家屋が立ち並ぶがここにも中国人が住んでい

ると伝えている。当時の爪哇はジャワ有数の香料貿易港として知られていたが、特に興味深いのは新村で、『明実録』によると、1411年に現地マジャパヒト王朝とは別個に「爪哇国新庄村主」として中国明朝への朝貢を行っているのである(18)。つまり、これによって、この中国人を中核とした新村にある程度の自治的活動が認められていたことがわかるのである。

スマトラの旧港（パレンバン）にも広東・福建出身者を中心とした大きな華僑社会が存在した。15世紀初頭の旧港には陳祖義と梁道明という二人の広東出身者が、いずれも数千人におよぶ現地在住中国人のリーダーとして存在した。ここはもとシュリーヴィジャヤ朝の要港であり、中国商人の主要な交易拠点であったが、シュリーヴィジャヤ朝がマジャパヒト朝に圧迫されて14世紀末に滅びると、マジャパヒト朝の傘下に組み込まれないままの状態が一時的に続くことになり、その間に現地在住華僑の活躍の場が生じていたのである(19)。1406年、鄭和の遠征艦隊がパレンバンに至り、その際、陳祖義は抵抗して死亡するが、他方のリーダー梁道明の後継者である施進卿は二集団を統合して大頭目となった。翌1407年、施進卿は明朝に朝貢するが、その際、「旧港宣慰使司」が設置され、明朝は施進卿を旧港宣慰使に任命した。明朝は当時、海禁政策をとっていたが、旧港在住の施進卿を当地の宣慰使に任命することによって、中国からの海外移住華僑集団を明朝自身が公認する結果になったのである。

3．日本の華僑

森克己によると、9世紀前半には中国商船が博多湾に現れるようになり、遣唐使廃止（894年）の頃には毎年のように来航するようになっていた(20)。当時の日本では、外国人に対する処遇は律令制度に基づいて行われる習わしであった。すなわち、来朝者が外国の政府使節その他公的資格を有するものであれば、蕃客と称して特別に遇し、入京を許し、宴を設けて接待をする。しかし、漂着者であれば、衣類と食料を与えて本国へ帰還させるのを原則とするが、帰化を求める場合には来着地に受け入れはするけれども、指定地を離れて自由に内地を往来することは禁止され、まして入京は厳禁されたのである。

外国の交易商人も帰化人と同等に処遇され、博多の鴻臚館が宿館に当てられていたので、外国商人はそれ以外の日本の内地に往来することはできなかった。しかし、鴻臚館での交易は、当時の日本政府が先買権および実質的価格決定権をもっていたために、外国商人にとっては不利な交易であった。

ところが、やがて中国商人は各地に台頭した荘園領主と結合することによって、日本国内での足場を固めていくことになる。すなわち、11世紀になると、中国からの交易船は九州各地の不入

権をもった荘園領内に入港し、荘園領主たちと密貿易を行うようになり、やがてそれが公然化していくのである。また、平清盛が瀬戸内海航路を整備して中国商船の内海航海を許可したため、中国船は兵庫の輪田泊まで入り込むようになった。このような状況の中で各地の荘園内に中国人の居住が始まるのである。

たとえば、1080年に高麗との交流の媒介的役割を果たした王則貞や12世紀半ばに高麗から弘賛法華伝を伝えた庄永や蘇景は太宰府に根拠をおき日朝間の交通に携わった中国商人であった(21)。13世紀半ばの博多には張興、張英、あるいは謝国明という名前の中国商人が住んでいたが、謝国明は玄界灘の小呂ノ島を所有していたという(22)。宗像神社境内にある阿弥陀経石碑や『訂補宗像氏系図』の分析から、当時博多に住んでいた王氏や張氏が宗像神社の宮司と姻戚関係にあったこともわかっている(23)。12世紀末の源頼朝による東大寺再建に際して大仏の頭部を鋳造したのは博多在住の中国人鋳物師である陳和卿であり、中門石獅子・堂内石脇士・四天王像を彫ったのも六郎という字をもった中国人以下4人の石工であり、また大仏殿石壇廻廊などを修築したのも中国人の石工伊行末であった(24)。

網野善彦は、平安時代後期から鎌倉時代にかけてさまざまな技術をもった中国人が日本国内の移り住むようになったが、彼らは「唐人」と呼ばれ唐人座を結成して職業集団をなしていたと指摘している(25)。中村質も、近世期の鎖国前まで日本の各地でさまざまな分野で在日中国人たちが活躍していた状況を記している(26)。これらの在日中国人たちが、東南アジアにおける華僑たちと同様、日本の政権と結びついて政治顧問となり、あるいは外交や国際交流に活躍の場を見出していくのである。

たとえば、日明貿易の通事として活躍した在日中国人として、宋素卿、林従傑、沈運、鄭沢、呉有、銭六官などの名前がわかっている(27)。また、応永外寇（1419年）の直後にその真相を探るため、足利義持の副使として朝鮮へ派遣されたのは陳吉久であるが、彼は中国からの帰化人を父にもつ在日中国人であった(28)。この朝鮮への使者派遣に対して、世宗は対馬討伐の理由を告げ、回礼使として宋希璟を日本に派遣して大蔵経を贈った。そのとき、幕府側にたって折衝・仲介に当たったのが魏天であるが、彼も足利義満の側近に仕え、日明外交の通事として活躍した在日中国人である(29)。つまり、日本と朝鮮との外交においても中国人がその媒介役を果たしているのである。

博多に居住していた渡来中国人陳延祐の子で、陳宗奇という人物がいるが、彼は幕府の命を受けて中国へ渡り、帰朝後は京都に住んで足利義満の外交顧問となった。陳宗奇の孫は陳祖田といい、彼も15世紀末に、幕府の硫黄調達使として薩摩へ出かけたり、彼自身遣明船に乗り込んだり

して日明交易に深く関わった人物である。さらに、陳祖田の子陳宗寿も室町幕府の遣明使節に加えられ、その子孫は戦国大名の後北条氏に仕えることになる(30)。

以上のように、日本国内においては11世紀頃からさまざまな技術をもった職業集団として渡来中国人が住み着くことになるが、やがて彼らの中には幕府や在地豪族と深く結びついて、その政治顧問となったり、外交交渉にたずさわる者もあらわれた。このような日本中世における渡来中国人のあり方は、東南アジアにおける華僑のあり方と類似性が認められるのである。

4．琉球の華僑

琉球には近世期まで中国人居留地区として久米村が存在した。この久米村の起源に関して、近世期の1650年に編纂された『中山世鑑』によると、1392年に中国明朝から閔人三十六姓が賜与され、それが沖縄における中国人居留地区久米村の始まりであるということになっており、その後に編纂された『中山世譜』（蔡鐸本1701年、蔡温本1725年）あるいは『球陽』（1745年）なども『中山世鑑』の説を踏襲している。しかし、この説に関してはいくつかの問題点がある。第１に問題となるのは、明朝から琉球への閔人三十六姓の賜与が公的なものであるならば公的記録がなければならないはずであるが、そのことに関する同時代資料が存在しないという点である。三十六姓賜与に関する記事が史書に登場するのは、1534年に琉球国尚清王に対する册封使として沖縄を訪れた陳侃の『使琉球録』（1534年）が最初であるが、賜与年について1392年という年号が与えられたのは『大明会典』（1587年）が初出である。つまり、閔人三十六姓の賜与が行われたとされる年からほぼ200年が経過した時点で成立した史料において初めて1392年という年号が与えられるのである。同時代史料であるはずの『明実録』は三十六姓賜与について何もふれていない。沖縄側の『歴代宝案』や中国側の『明実録』などの史料によって、1392年の以前にも以後にも中国人の琉球への渡来が行われていることが確認されるのである。たとえば、1392年以前の琉球への渡来中国人の事例としては、1390年に山北王の使者として明に朝貢した李仲(31)、沖縄での40年間にわたる活躍の後、1411年に中国への帰国を求めた程復(32)、福建泉州南安県出身で洪武年間の初めに命を受けて琉球の通事として進貢に従事した蔡氏儀間家元祖蔡崇(33)、あるいは1431年に中国への帰還を求めた潘仲孫(34)などをあげることができるのである。

つまり、沖縄への渡来中国人は、1392年に三十六姓が明朝から琉球政権へ賜与されるというかたちをとったのではなくて、華僑として何回にもわたって漸次渡来してきたものと思われる。そして、次の事実も沖縄への中国人の渡来に関して、1392年の三十六姓賜与説を否定し、漸次渡来を間接的に傍証するものである。すなわち、沖縄在住中国人の氏族始祖の出身地を見ると、福建

省の泉州、福州、および漳州の出身者が非常に多いという事実である(35)。中国におけるこれらの地域は元来、華僑を生み出す本場原産地ともいうべき地域なのである。それは沖縄在住の中国人が、中国皇帝からの賜与という形をとって来航したのではなく、華僑として漸次沖縄にやってきたことを示唆する事実であると考えられる。

5．華僑ネットワークの実態

シナ海沿海各地に分散し、在来政権と密接に結びつきながらその政権内部に入り込んで政治顧問となり、あるいは外交交渉にたずさわる華僑たちは、相互に連携し合うことによって、シナ海を媒介とした華僑ネットワークを形成していたが、その華僑ネットワークが現実場面でどのように機能していたのか、その実態を具体的な事例をとおして明らかにしたい。

『歴代宝案』巻43、宣徳３年（1428）10月5日付の琉球王府から旧港（パレンバン）への咨文は次のような内容である。すなわち、永楽19年（1421）、九州探題の渋川道鎮から、旧港の施主烈智孫が派遣した那弗答、登子昌ら20数名を琉球を介して送還したいので便宜をはかっていただきたいという依頼を受けたが、旧港への航路に詳しい船長がいないので暹羅（シャム）に派遣した正使闍那結制の船に便乗させて暹羅から転送させたが、その後の安否がわからないので、今回再び琉球の実達魯たちを使者として派遣するので貿易の便宜をはかっていただきたい、という内容である。その外交文書の琉球側から旧港への発信者は王相の地位にあった懐機であり、旧港側の受信者は施主烈智孫となっているが、この施主烈智孫とは後の宣慰使施済孫である(36)。琉球側の懐機は当時の沖縄在住華僑の頭目的存在であり、旧港側の施済孫も広東出身の系譜を引く華僑である(37)。しかも最初の依頼者である九州探題渋川氏の側近にも渡来中国人の存在があったのである(38)。この事例は、シナ海を媒介とした華僑ネットワークがたんに名目的なものではなくて、実際にこのようなかたちで国境を越えた国際的ネットワークとして機能していた実状を示す好例である。

次の事実も、シナ海沿海各地の華僑社会を前提とした国際交流が行われていたことを傍証するものである。すなわち、15世紀から16世紀にかけて沖縄は東南アジアへ出かけていき、積極的な交易活動を展開し、その交易相手国は東南アジアの８カ国にも及ぶ。ところが、その交易船に便乗する通事は常に中国人だけなのである(39)。つまり、中国語が当時のシナ海地域における国際共通言語だったのである。それは中国語を共通語とする国際交流体制がシナ海地域に成立していたことを示している。それは、当時のシナ海を媒介とした国際交流がその地域の華僑ネットワークの上に成り立っていたことを意味するのである。そして、当時の沖縄からの交易船が、華僑社

会が成立していないジャワ、スマトラの西海岸地域には全く航行していないという事実によって、この見解はさらに強化されるのである(40)。

6．むすび

華僑は元来、中国の海禁政策に違反して海外に脱出した人々であり、主に私的な立場での交易を行っていたのだが、時代を経るごとに中国からの出境華人は増加し、やがてシナ海沿海各地に華僑社会が形成されるようになる。これらの華僑社会は東アジアから東南アジアにかけて広く分布するが、その華僑たちが相互に連携しあうことによってやがて「環シナ海華僑ネットワーク」が形成されるのである。そのようなシナ海沿海地域の華僑ネットワークは14世紀の段階ですでに成立していたものと思われる。

東アジアから東南アジア一帯に広く点在して社会を形成した華僑たちは、シナ海を媒介として相互に連携しあいながらに縛られない比較的自由な交易活動に従事していたが、やがて彼らは現地の政権と結びつき、政治顧問となり、あるいは現地政権が国際交易を行ったり、中国への朝貢を行う際の橋渡し役を担うようになる。こうして環シナ海地域に華僑を媒介とした国際交流のネットワークが成立するのである。華僑と現地政権が結びついた背景のひとつとして、現地政権は華僑のネットワークを利用することによって自国の国際交易や中国への朝貢体制の維持を図り、華僑の側は現地政権と結びつくことによって公的地位を確保し、国際交易の安定化を図るという相互の思わくが働いたもの考えられる。

注

(1) 和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会」東洋学術協会編『東洋学報』第42巻、1959年。

(2)『宋会要』蕃夷四占城「占城番使部領薩達麻状、昨蒙番王遣、同綱首領陳惟安、領貢奉物色并章表、前来本朝進奉、窃念達麻等化外、不諳天朝礼儀、全籍綱首陳惟安逓年興販本番、訳語至熟、正音両通。兼與番王知熟、今次説諭番王、全来進奉方物。表内明指陳惟安引進。雖有訳語随行、窃慮伝聞不盡、礼節乖違。兼縁貢奉物色、亦是陳惟安同共齎領前来。」和田久徳、前掲論文、1959年。

(3)『宋会要』蕃夷七歴代朝貢条「乾道三年十月一日、福建路市舶司言、本土綱首陳応等、昨至占城蕃。蕃首称欲遣使副恭齎乳香象牙等、前詣太宗進貢。…継有綱首呉兵船人、齎到占城蕃首鄒亜娜開具進奉物数。…十一月二十八日、市舶司言、綱首陳応祥等船回。…」和田久徳、前掲論文、1959年。

(4)『夷堅三志』己巻六「泉州人王元懋、少時祇役僧寺、其師教以南蕃諸国書、盡能暁習。嘗随海舶詣占城国。王嘉其兼通蕃漢書、延為館客、仍嫁以女。留十年而帰。所蓄奩具百萬緡。而貪利之心愈熾。遂主舶船貿易、其富不貲。留丞相・諸葛侍郎皆與其（呂本無其字）為姻家。淳熙五年、使行銭呉大作綱目、凡火長之属一

図帳者三十八人、同舟泛洋、一去十載。以十五年七月、還次恵州羅浮山南、獲息数十倍。」和田久徳、前掲論文、1959年。

(5)『宋史』巻489闍婆の条「淳化三年十二月、其王穆羅茶遣使陀湛・使副蒲亜里・判官李　那仮澄等来朝貢。…訳者言云、今主舶大商毛旭者、建渓人、数往来本国。因仮其郷導来朝貢。」。和田久徳、前掲論文、1959年。

(6)『明実録』正徳五年正月己卯条「満剌加国王所遣使者亜劉者、本江西万安人簫明挙也。以罪叛入其国。為通事。至是、与国人端亜智等来朝」。

(7) 和田久徳、前掲論文、1959年。

(8) 和田久徳、前掲論文、1959年。

(9)『殊域周咨録』巻八暹羅条「成化十三年、主遣使群謝提素英必・美亜二人、来貢方物。美亜本福建汀州士人謝文彬也。昔年因販塩下海、為大風飄入暹羅、遂仕其国。官至岳坤、岳坤猶華言学士之類。」。

(10) 和田久徳「東南アジアの社会と国家の変貌」『岩波講座世界歴史』13、岩波書店、1971年。真栄平房昭「琉球＝東南アジア貿易の展開と華僑社会」九州史学研究会『九州史学』第76号、1983年。

(11)『明実録』正統元年閏六月壬辰条「爪哇国使臣、財富八致満栄自陳、初姓洪名茂仔、福建竜渓県民」。

(12)『明実録』正統三年六月戊午条「爪哇国使臣、亜列馬用良、通事良殷・南文旦、奏、臣等本皆福建章州府竜渓県人」。

(13) 和田久徳、前掲論文、1971年。真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(14) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(15) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(16) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(17) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(18) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(19) 和田久徳、前掲論文、1971年。

(20) 森克己『増補日宋文化交流の諸問題』(森克己著作選集第四巻)、国書刊行会、1975年。森克己「九州と宋・元文化」福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』(九州文化論集２)、平凡社、1973年。

(21) 森克己、前掲書、1975年。

(22) 森克己、前掲論文、1973年。

(23) 森克己、前掲論文、1973年。

(24) 森克己、前掲論文、1973年,および1975年。

(25) 網野善彦「日本中世の平民と職人（下)」『思想』No.671、岩波書店、1980年。

(26) 中村質「近世の日本華僑―鎖国と華僑社会の変容」福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』(九州文化論集２)、平凡社、1973年。

(27) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』、刀江書院、1969年。

(28) 川添昭二「九州探題と日鮮交渉」西南地域史研究会『西南地域史研究』大一輯、1977年。

(29) 川添昭二、前掲論文、1977年。真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(30) 真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(31)『明実録』洪武二十三年（1390）正月庚寅条「山北帕尼芝、遣使李仲等、貢馬一十匹・硫黄二千斤。」

(32)『明実録』永楽九年（1411）四月癸巳条「琉球国中山王思紹、遣使坤宜堪弥等、貢馬及方物。并以長史程復来表言、長史王茂、輔翼有年。請陞茂為国相、兼長史事。又言、復饒州人。輔其祖察度四十余年、勤誠不懈。今年八十有一。請命致仕、還其郷。従之。陞復為琉球国相兼左長史、致仕還饒州。茂為琉球国相兼右長史。仍賜坤宜堪弥等鈔幣、遣還。」

(33) 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』、刀江書院、1968年。

(34)『歴代宝案』宣徳六年（1431）九月六日条「近ごろ火長潘仲孫の告に拠るに称すらく、年八十一歳なり。原、福建福州府長楽県十八都の民に係わる。洪武二十三年（一三九〇）に梢水に欽報せられ、逓年、船を駕し往来進貢す。永楽三年（一四〇五）に至り、火長の身役を受くるを蒙り、今に径り年老い、船隻を駕使するに力無し。原籍に回り住坐せんと欲す。告して施行を乞う、と。此れを得て参照するに、本人は是れ欽報の人数に係わる。合に船に附して前去せしむべし。理として合に移咨すべし。煩わくは、就ち属に行して回郷住坐し便益ならしめんことを。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。」（沖縄県立図書館史料編集室編、和田久徳訳注『歴代宝案』訳注本第一冊）

(35) 真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(36) 小葉田淳、前掲書、1968年。

(37) 真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(38) 川添昭二、前掲論文、1977年。

(39) 真栄平房昭、前掲論文、1983年。

(40) 真栄平房昭、前掲論文、1983年。

19世紀済州島民の海難と漂流※

―『済州啓録』の事例から―

九州大学大学院人文科学研究院助教授
六反田　豊

1．はじめに

済州島は朝鮮半島の属島であり、そのことがこの島の歴史を大きく規定してきたことは否定できない。だがその一方で、この島を中心に繰り広げられてきた人びとの営みが、たんなる属島という枠には収まりきれない広がりを持つものだったことも事実である。済州島は、古くから周辺諸国家・諸地域を結ぶ海上交通の要衝として機能し、島民による海上活動も活発に展開されてきた。

もともと耽羅国という独立した政治単位を形成していた済州島が、名実ともに朝鮮半島の国家権力のもとに組み込まれたのは、14世紀末以降の朝鮮王朝時代のことである。周知のように、朝鮮王朝は海禁政策をとり、自国民の他国への往来を厳禁した。とくに、土地が痩せ、生活条件の厳しかった済州島では、島外への脱出、半島本土への移住（出陸）を企てる島民が跡を絶たなかったこともあり、王朝政府は島民の海上活動を厳しく管理し、制限を加えた。しかしそれでもなお、近海での漁業、許可を得ての近隣島嶼や半島本土との往来はもちろん、非合法的な海賊行為をも含めて、島民の海上活動は実に多彩かつ旺盛だった。また、そのような海上活動の結果として、船が難破して溺死したり、島内や半島本土、あるいは異国・異域へ漂流・漂着する事例も多く発生した。

本稿では、そうした済州島民の海難事例に注目し、『済州啓録』という19世紀の史料の分析を通じて、当該時期における済州島民の海難発生状況と、海難事例中でも多数を占める異国への漂着事例について、若干の考察を行いたい。

2．『済州啓録』の概要

前述のように、本報告では『済州啓録』を分析の素材とする。そこでまず、この『済州啓録』について簡略にその概要を述べておこう。

※ 本報告は、六反田豊「十九世紀済州島民の海難と漂流―『済州啓録』の分析―」（『年報朝鮮学』第7号、1999年）に基づくものである。詳細は本論文を参照されたい。

そもそも啓録とは、朝鮮王朝時代（1392-1910）、各道の観察使・兵馬節度使・水軍節度使、あるいは国防・軍事等の拠点に位置づけられた特定の郡県の守令などが任地の政務について国王へ報告するために書き送った状啓（報告書）を、中央の備辺司もしくは議政府で謄写・成冊したものである。したがって、これらの「啓録」には地方官の状啓がほぼ原文のままの形で時系列にそって整理・収録されている。しかも、その内容は行政・軍事はもとより、社会・経済の各方面にわたっている。現存する「啓録」の大部分は、時期的に19世紀後半以降のものに限られるが、いずれも当該時期における地方行政・社会の諸相に関する有益な情報源である。

本報告で取り扱う『済州啓録』の場合、全羅道済州牧の長官である牧使から国王に送られた状啓の謄録であり、現在、憲宗12年（1846）から高宗21年（1884）までのものが断続的に残っている。現物は韓国ソウル大学校の奎章閣に所蔵されており、請求番号は「奎15099」で、全5冊からなる。その内訳を次に示しておく（年月日は収録された状啓の作成・発送時を示す）。

第一冊：高宗３年（1866）８月14日～同9年（1872）5月26日
第二冊：高宗18年（1881）　閏７月９日～同20年（1883）5月8日
第三冊：高宗20年（1883）７月４日～同21年（1884）10月9日
第四冊：高宗20年（1883）６月19日～同21年（1884）11月6日
第五冊：憲宗12年（1846）２月４日～哲宗9年(1858）10月2日

『済州啓録』には、牧使の直轄する済州牧だけでなく、これと隣接し、済州牧使の管轄下にあった大静・旌義の2県を含めた済州島全域について、行政・軍事はもとより、農業事情、科挙の実施、貢馬・柑橘類等の進上品の調達状況、そして本報告が取り上げる島民の海難・漂流など、多岐にわたる内容の状啓が収められている。他の地域に比べて史料の少ない済州島社会研究に多くの情報を提供してくれる史料として、『済州啓録』は貴重な存在である。『済州啓録』の最大の価値は、まさにこの点にあるといえるだろう。

本報告では、このような『済州啓録』所収の各種状啓のうち、済州島民の海難・漂流関係の状啓を考察対象とするが、それらは内容的にみて、おおむね次の四つに分類することができる。

類型A：済州島民がなんらかの目的によって島内から出航したが、船が遭難して沈没し、乗組員の一部もしくは全員が水死したことを国王へ報告したもの。

類型B：類型①の報告に対して発せられた、水死体の捜索・収容、水死者の身布・還穀の未納分免除、遺族への恤典実施などに関する国王の伝教を伝える備辺司からの関（同等の官庁間でやりとりされる公文書）を受けて、それへの対応を国王へ報告したもの。

類型C：済州島民がなんらかの目的によって島内から出航したが、数か月を過ぎても戻らない

ので、船が遭難して異国へ漂流した可能性があると判断されることを国王へ報告したもの。

類型D：船は遭難したが、異国へ漂着してその地で保護された乗組員の一部もしくは全員が無事送還されてきたことと、その生還者に対して行われた済州牧での尋問内容について国王へ報告したもの。

これらのうち、類型AおよびBは沈没事故に関するものであり、類型CおよびDは漂流した事例を示す。『済州啓録』には、同一の事例について、時間の進行につれて類型ABあるいは類型CDが順を追ってともに収録されている場合と、どちらか片方だけが収録されている場合とがある。いずれにしても、この4類型のうちのいずれかに該当する状啓であれば、それは海難の事例とみなしうる。もちろん、『済州啓録』所収の状啓中にはこれら以外にも島民の海難に関する情報を含むものがあり、それも考察の対象としたが、量的にはごくわずかにすぎない。海難事例と確認できるものの大部分は、これら四つのうちのいずれかに相当するといってよい。

3．済州島民の海難発生状況

『済州啓録』に収録された済州島民の海難・漂流に関係する状啓は全部で105件あり（第一冊：32件、第二冊：2件、第三冊：0件、第四冊：0件、第五冊：71件）、それらの状啓から確認できる済州島民の海難事例は98例を数える。このうち1年間を通じての海難発生件数がわかる憲宗12年（1846）から哲宗8年（1872）までと、高宗3年（1866）から同8年（1871）までの海難事例を対象にしてその年間発生件数をみてみると、もっとも多く発生した高宗4年（1867）には10件を数えるが、逆に憲宗13年（1847）には1件の発生も確認できない。平均すれば、年間の海難発生件数はほぼ5件弱になる。

むろん、これはあくまで済州牧使が把握できた数値にすぎない。それゆえ、実際にはこれよりも多くの海難が発生していたとみるべきである。しかし、だからといって実際の海難発生件数がこの数値から大幅にかけ離れていたとも考えられない。おそらく、実際の海難発生件数はこの数値を若干超える程度と推測される。そしてその場合でも、当該時期の済州島民の海上活動が如上の海難発生件数をはるかに上回っていたことだけは常識的に考えてまちがいないので、島民の海上活動全体に占める海難発生件数の比率は意外に低かったといわざるをえない。

一方、海難発生件数の月別分布についても、年によって必ずしも一定していない。ひとまず、12月（陰暦、以下同じ）から3月までと8・9月に海難発生のピークがあり、なかでも海難のもっとも発生しやすいのは8月である、とはいえる。そして、その影響として季節風や台風などを想

定することは不可能ではない。だが、8月でも海難がまったく発生していない年も決して少なくない。海難の発生に季節的な傾向がみられないわけではないが、より直接的には、季節的な要因よりもそのときどきの気象条件が大きく影響したとみるべきだろう。

次に遭難状況の概略を述べると、船の沈没が23例、大破が1例、漂流が74例であり、漂流が圧倒的に多い。沈没の場合、全員死亡と判断できる事例が15例、一部救助が8例で、全員救助の事例はない。大破した1例では一部の乗組員が救助されている。また漂流では、全員行方不明が18例、全員の死亡が確認されたものが1例、全員生還が39例、一部生還が16例である。全員行方不明の場合、漂着しても送還されなかったか、実際には船が沈没して溺死したか、あるいは漂着先で死亡したかのいずれかだろう。

ともあれ、以上のことから乗組員の救助・生存率は沈没事例では低く、逆に漂流事例では高いという傾向が看取される。漂流の場合には船の損傷が比較的軽微な事例が多く、また、漂流船の多くが漂着した日本・琉球・清などでは官による漂流民の送還体制が整備されており、途中で病死する場合などを除けば、時間はかかっても済州島への帰還が保証されていたからと思われる。

4．異国への漂流・漂着

『済州啓録』に確認できる海難事例98例のなかには、漂流事例74例が含まれている。このうち済州島内、朝鮮半島本土、異国へ漂着したことがわかる事例は全部で54例あり、具体的には、済州島内が3例、半島本土が1例、異国が50例である。この場合の異国とは日本・琉球・清（中国）3国のうちのいずれかであり、その内訳を示せば、日本への漂着が26例、琉球が5例、清が19例となっている。ここでは、これらの諸事例からうかがえるいくつかの特徴について考察してみたい。

まず、これら漂着国と海難発生時期との関係をみてみると、日本漂着の海難がおもに9月から翌年4月までの間に集中しているのに対し、清漂着の海難の大半は8月から9月に発生している。おおよそ、冬から春先にはおもに日本に漂着し、夏には清への漂着がふえるといえよう。これはおもに季節風の影響と考えられる。一方、琉球漂着の海難については事例数がわずか5例と少ないこともあって、漂着国と海難発生時期との間に相関関係を見出すことはできない。

次に、それぞれの漂着国における漂着地としては、日本の場合、五島への漂着が16例、対馬が6例、是羅島・烏島（ともに現在の佐賀県・長崎県西岸の一小島と推測）・屋久島・長崎が各1例となっており、屋久島を除けば、すべて九州西北部の沿岸地帯かその近海の島嶼への漂着であることがわかる。琉球への漂着では、現在の沖縄本島への漂着はまったく確認できず、鶴島（奄美諸島の一島嶼）が1例、大島（奄美大島）が2例、薄山島（伊是名島もしくは伊平屋島と推測）が

1例、久米島が1例であって、その漂着地はすべて沖縄本島付近かそれ以北の島に限定されている。清への漂着の場合をみてみると、江蘇省内が5例、浙江省内が4例、福建省内が8例、広東省内が2例（福建省内8例には台湾漂着2例を含み、広東省内2例には香港島漂着1例を含む）となっており、いずれも南部沿岸地域が漂着地となっており、とくに福建省地方の沿岸に漂着する場合が多いことが特徴である。

さて、このようにして日本・琉球・清等の異国へ漂着した漂流民は、現地の住民に保護され、官の取り調べを受けたのちに食糧・衣服などを支給され、朝鮮本国、済州島へと送還された。次に、その送還ルートをみてみよう。

対馬へ漂着では、漂着地から島主宗氏の居城がある厳原へ護送され、北部の佐須奈港から海峡を越えて釜山倭館へ至り、東萊府→左水営→都会官→済州島というルートをたどるのが一般的だった。日本のその他の地域へ漂着した場合は、例外なく漂着地から長崎を経て対馬に護送され、以下は同じルートで送還された。清へ漂着では、漂着地から北京、遼東地方を経て朝鮮の義州に入り、京畿監営→都会官→済州島のルートをとった。漂着地が琉球の場合、漂着地（漂着した島）から王府に護送され、那覇港から進貢船で福建省に渡ったのち、清漂着時と同じルートで送還された。

なお、ここにみえる都会官については、少し説明が必要だろう。『済州啓録』の記述にみえる都会官は、全羅道霊巌郡・海南県・康津県の3郡県のうちのいずれかである。一般に、都会官とは、特定の公務を遂行するためにそれぞれの目的に応じた人材や物資を集めて拠点とする群県のことで、観察使によって管下の群県中から必要に応じて数か所がこれに指定された。したがって、これらの3郡県も、当然になんらかの公務遂行のために全羅道観察使によって都会官に指定されたことになる。だとすれば、その公務とはなんであり、済州島へ戻る漂流民がここに立ち寄ったのはなぜだろうか。

『正祖実録』および『耽羅誌草本』（李源祚、19世紀中葉）などの記録によれば、霊巌郡・海南県・康津県の3郡県は、毎年輪番で済州島内3郡県（済州牧・旌義県・大静県）の新旧守令や公務出張で済州島を往来する官人の送迎・接待、月令進上の輸送、公文書の往来などを担当し、また、商業活動を目的として済州島へ渡海しようとする者は、この都会官において公文の交付を受ける必要があったという。つまり、これらの郡県が都会官に指定されたのは、半島本土と済州島との間の各種公務を円滑に実施することと、商業目的での済州島渡航者を管理するためだった。

霊巌郡・海南県・康津県は、いずれも朝鮮半島南西部の沿岸地帯に隣接して位置し、済州島とは海を挟んでちょうど向きあう関係にある。それゆえ、このような公務を担当するための都会官

に指定されたと考えられる。ただ、それがいつに始まるかは現時点では不明とせざるをえない。また、この記録からは定かでないが、一つの郡県だけを都会官に指定せず、3郡県の輪番という形式を採用したのは、業務が繁多で負担が重かったからだろう。

これらの都会官の任務の一つに商業目的の済州島渡航者の管理があった点は見逃せない。『正祖実録』や『耽羅誌草本』には、商人の渡航者だけが都会官で公文の交付を受けることが義務づけられていたように記されているが、おそらくこれは、半島本土から済州島への渡航者の多くが商人だった事実を反映した結果であり、実際には、商業目的以外でも原則として都会官の公文を持参することが済州島渡航の条件だったものと推測される。王朝権力は、これらの都会官によって半島本土から済州島への渡航者をすべて把握しようとしたのではなかっただろうか。

『済州啓録』には、都会官を経由せずに帰島した漂流民に対して、済州牧においてその理由を問いただす尋問がいくつかみられる。それによれば、済州島出身の送還漂流民は、都会官で「問情」(事情聴取)を受け、公文を発給されたのち、渡海しなければならなかった。彼らが都会官に立ち寄ったのは、まさにそのためだったのである。

最後に、遭難発生から済州島へ送還されるまでの期間は対馬だと4か月程度、五島やその付近の島嶼では、一部の例外を除き9か月から1年3か月程度だった。中国の場合、最短は黄河口への漂着で約7か月、最長は台湾への漂着で約3年半かかったが、その他はおおむね1年程度である。琉球漂着時には1年2か月から1年8か月ほどを要した。

異国への漂流・漂着は当事者にとっては意図せざる出来事だっただろうが、結果的に、いまみたような長い期間を島外で過ごすことになり、その間に漂着者が吸収した異文化情報は、帰島後、彼らを通じて多くの島民に共有されていった可能性がある。しかし、そうした過程の検証・追跡は、興味深い課題ながら、史料的制約のためにいまは果たせない。

5．済州島民の出身地詐称

ところで、異国へ漂着した済州島民の行動でとくに眼を惹くこととして、彼らが帰島後の事情聴取において、漂着地での官の取り調べにさいして出身地を詐称したと証言している点をあげねばならない。『済州啓録』によれば、詐称される地名は不明の1例および珍島を名のった1例を除くと、すべて前述の都会官(霊巌郡・海南県・康津県のいずれか)であり、詐称地名はほぼこれらに固定されていたとみてよい。済州島民の出身地詐称の事実は、漂着先に残る尋問記録からも確認できるので、漂着先の記録を検討するさい、霊巌郡・海南県・康津県のいずれかを出身地と自称する朝鮮人漂流民については、ひとまず済州島出身者である可能性を疑ってみる必要がある。

それにしても、なぜ彼らは済州島出身であることを隠さなければならなかったのだろうか。

この問題にいち早く注目した池内敏は、済州島民によるこのような出身地詐称の背景には「済州島人が他者からの殺害の危険にさらされているとの意識」が認められるとし、そのような「近世朝鮮人一般には広がりをもちにくい発想」を「異国と対比させて形成された近世済州島人独自の自我認識」として捉えようとした（池内敏「近世朝鮮人の対日認識論ノート」（『歴史学研究』678、1995年）。そして、済州島民がみずからの出身地を秘匿しようとする意識は、すでに十六世紀以前から存在し、十七世紀後半以降になって具体化したという。

済州島民の出身地詐称の理由をこのように理解する池内が着目したのが、なぜに出身地を詐称するのか、その理由を説明する漂流民自身の言説であり、池内はこれを以下の4類型に区分した。

類型A：済州島周辺海域での海難多発状況を、他国人のなかには、済州島民が済州島に近づく他国人を殺害したと誤解している者がある。そのため、済州島民と出会った他国人は、これをただちに殺すという説が以前からある。

類型a：倭人（日本人）が済州島民と出会うとただちにこれを殺すという説が以前からある。

類型b：済州島民が日本に漂着したさいにはただちに皆殺しにあうと前々から聞いている。

類型c：済州という二文字を隠したかったから。漂流民は済州出身と称するのを忌み嫌っていたから。

池内によれば、これらのうち、時期的にもっとも早く現れるのが類型Aであり、ついで類型abが続くという。類型cは、類型Aabなどをふまえつつ、中性的な表現となったものと推測する。また、形式・内容面からみると、類型aは類型Aの後段部分だけが独立し、済州島民を殺害するのが他国人一般から倭人（日本人）に限定されたものであり、類型bは類型aがさらに転化し、倭人と済州島民の出会う場所が日本に限定されるようになる。

池内は、このようにこれらの類型を理解したうえで、類型Aがやがて類型abのように「日本（人）」のところに収斂していくのは、当時、済州島民の漂流先のうち日本の占める割合が圧倒的に多かったことによるとする。

しかし、この説にはいくつか問題点があって、そのままでは受け入れがたい。

まず第一に、済州島民の異国への漂流・漂着は日本の場合が圧倒的に多いというのは調査不足からくる誤りであって、事実に反する。朝鮮から日本への漂流・漂着件数が絶対数として他の異国への漂流・漂着件数を大きく上回っていたことは否定できないにしても、本稿の分析からも明らかなように、済州島民の場合にかぎれば、決して日本への漂着だけが突出していたとはいえない。清や琉球へも多数の島民が漂着していたのである。

第二に、すでに述べたように済州島民の出身地詐称は日本漂着時に限らない。済州島民は、琉球であれ清であれ、異国に漂着したさいにはほぼ例外なく出身地を詐称しているのである。したがって、類型Aから類型abへの推移、すなわち他国一般から倭ないし日本へと対象国が収斂していくというのは、たしかに日本への漂着事例に即していえばそうなのかもしれないが、日本以外の琉球や清への漂着時にはあてはまらないだろう。琉球や清への漂着にさいして、彼らがどのような理由から出身地を詐称したかについては、別途に事例を蒐集して検討する必要がある。ちなみに、『済州啓録』にみえる日本・琉球・清への漂流民らの供述は、ほぼすべて池内のいう類型cに該当するものであり、出身地詐称の具体的理由についてはほとんど語られていない。

池内説の第三の問題点として、池内の用いる「自我認識」ないし「自我意識」という用語・概念の問題も指摘できる。哲学や心理学の分野において、他者と区別される個としての自分を意味する概念として用いられる「自我意識」という用語をここで使用するのは、論の当否にかかわらず不適切ではないかと思う。

さて、池内とは別に、高昌錫も済州島民の出身地詐称問題にふれ、前出の『耽羅誌草本』にみえる次のような記事に注目する。

光海辛亥、琉球国太子、漂白於州城之竹西楼下、其時帥臣利其財宝、掠而殺之、臨死有詩曰、尭語難明桀服身、臨刑何暇訴蒼旻、三良入穴人誰贖、二子乗舟賊不仁、骨暴沙場纏有草、魂帰故国弔無親、竹西楼下滔滔水、長帯余冤咽万春、咋指血書于船板、浮于海、其後土人之漂到他国、必諱済州、托称康津・海南等地者以此、(同書巻三、辺情条)

これによれば、「光海辛亥」すなわち光海君3年(1611)に琉球国の王子が済州城の竹西楼下に漂着したが、当時の「帥臣」(牧使)は王子一行のもつ財宝に眼が眩んでこれを奪い、太子を殺害した。そしてこれ以後、「土人」(済州島民)が他国に漂流したさいには、必ず済州島の出身であることを隠し、「康津・海南等地」の出身であると詐称するようになったという。

つまり、この記事は、異国に漂着した済州島民の出身地詐称の理由を、琉球王子殺害事件に求めているわけである。琉球王子殺害事件がなぜ済州島民の出身地詐称につながるのか、その具体的な説明をこの記事は欠いてはいるが、当然そこには、琉球王子殺害事件によって済州島民に対する異国の人びとの恐怖心が高まり、それらの国では漂流民が済州島民であれば必ず殺害するからであるという言説が想定されよう。

『耽羅誌草本』は、19世紀中葉、李源祚が済州牧使として済州島に赴任したときの見聞をもとに著したものである。したがって、当時の済州島民の間でこのような話がある程度の説得力をもつ説明として通用していたことはまちがいないだろう。これは、池内のいう類型Aから類型abへ

の推移とは別の方向で、出身地詐称の説明言説が固定化していく姿を示すものとして重要ではないかと思う。

しかしながら、この記事が語るように、琉球王子殺害事件が直接の契機となって済州島民の出身地詐称が始まるとは、到底考えられない。

第一に、事実関係として、琉球王子殺害事件そのものが実在したとは考えられないからである。琉球王子船の漂着とその殺害事件というのは、あくまで伝説の域を出ない出来事であって、詐称の明確な根拠になりうるようなものではない。

第二に、時期の問題をあげることができる。琉球王子殺害事件は伝説であるとしても、そのもとになるような事件が済州島で起こったことはどうやら事実のようである。すなわち、光海君3年（1611）の6月から8月の間に、中国・日本・琉球の3か国人と安南商人を含む数百人が乗り組み、それに25、6歳の琉球使臣と中国商人数十人を便乗させた商船が済州島の大静県に漂着したところ、済州牧使李箕賓・判官文希賢らがこの船の積載品を強奪し、全員を殺害したのち、証拠品を焼却したという。しかし、池内も述べるように、すでにこの事件が発生する以前から、済州島民はその出身地を秘匿する意識をもっていた。

琉球王子殺害伝説が済州島民の出身地詐称の理由とされるようになるのは、かなり後代のこととみなければならないと思う。おそらく、16世紀以前、済州島での海難多発状況を背景とする他国人への恐れがもとになって、島民の間に済州島の出身であることを隠す意識が芽生えた。一方、17世紀初に済州島で起きた漂流民殺害事件は、やがて琉球王子殺害事件として伝説化されていったが、そうした伝説や、池内も指摘する17世紀後半に相次いだ中国人の済州島への大量漂着・溺死といった出来事などが、島民に出身地詐称の必要性をいっそう強く認識させることになり、類型Aのような言説が生み出されていったものと推測される。そして、こうしたなかで、済州島内では琉球王子殺害伝説自体が出身地詐称の根拠とみなされるようになり、他方では、日本との関係において詐称の理由を説明するような言説の固定化をも促したとみるのが事実にもっとも近いのではないだろうか。

ところで、こうした出身地詐称の背後にある済州島民の意識を、みずからの帰属を他者と区別する、一種の「われわれ」意識と規定すること自体は誤りでないと思う。そして済州島民が、このような半島本土の人びととは異なる意識をもったのは、まさに済州島の地政学的な位置と、島民の活発な海上活動、その結果としての他国との接触のゆえだった、とはいえよう。

ただ、それでもなお疑問なのは、こうした出身地詐称の慣習とその背後にある済州島民独自の「われわれ」意識なるものが、はたして島民全体に共有されていたのかどうかという点である。

また、それらを島民（一部であれ、全体であれ）のまったく自発的な行為・意識とみなせるのかどうか、換言すれば、そこに中央の王朝権力などがなんらかの形で介在している可能性はないのか、という点も気にかかる。しかし、この問題についても本報告の対象外であり、ここではこれ以上立ち入らないでおく。

倭寇と東アジア海域世界

神戸女学院大学文学部助教授
真栄平　房昭

はじめに

近年、東アジア海域史研究では、国家や民族の枠組みを超えて活動した人びとの歴史が注目を集め、さまざまな視点から検討が深められている。「国境」を越える人間の移動と交易の連鎖がつくりだすネットワークの歴史は、諸民族の緊張や対立などをはらみつつ、複雑な状況のもとで展開した。それらは、日本、中国、朝鮮など特定の国家領域を越えて活動する境界的な自由さと、民族的な多様性をおびていた。

一例をあげると、文献に登場する「倭人」といっても、必ずしも日本人ばかりではなく、東アジア周辺地域の人びとがいり交じっていた。日本と密接な交流があった済州島の海民たちのなかには「倭服」を着て、「倭語」に通じる者も少なくなかったといわれる。現代の「国籍」という発想に縛られると、それらの実態は十分に把握できない。国家や民族という枠組みを相対化しつつ、環シナ海域で活動した人びとは、その境界に生きる「マージナル・マン」としての性格をもつといえよう。東アジア海域に登場した「マージナル・マン」のなかでも、倭寇はとくに大きな歴史的インパクトを与えた海上武装勢力として知られる。

この報告では、15〜16世紀を中心とする「後期倭寇」に注目しながら、海賊・人身売買・奴隷貿易などをめぐる歴史を探ってみたい。

海賊行為（piracy）とは何を意味するのか。歴史的には通商・貿易の一部であったり、ときには国家の支援を受けた対外戦争の一部であったり、それらは固定した一つのイメージで律することのできない多様性をもっている。西洋史上でも、中世ヨーロッパを席巻したヴァイキングや、エリザベス朝時代の有名なドレイクなど、各地に海賊とよばれる勢力が存在したことに留意する必要があろう。

海賊事件は、現代でも東南アジアなど各地で発生している。マラッカ海峡の周辺では石油タンカーなどがよく襲われ、フィリピン、マレーシア、インドネシアでは国境を超えた共同パトロールと海賊取り締まりの連携強化を進めている。さらに、2000年４月には東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国の海上警備当局者らが参加した「海賊対策国際会議」が日本で開かれた。

国連海洋法条約では、公海上で発生した海賊行為に対しては、船の旗国にかかわらず取り締ま

ることができる。日本では「国際捜査共助法」という国内法があるが、現行のシステムは外交ルートによる捜査協力要請を必要とするため、海賊事件などへの迅速な対応が難しいとされる。海賊事件のほかにも麻薬の密輸や密入国といった国境を越える海洋犯罪の急増に対応するため、今後、東南アジア諸国と日本との間で、新たな協定を締結することが検討されつつある。これが21世紀初めの海賊問題をめぐる国際社会の現状である。

一　東アジア世界と倭寇

歴史をさかのぼると、東アジアの倭寇による海賊の歴史は、「海禁」問題と密接に関わっていた。海禁とは、国家が海外との交流を厳しく管理し、民間の出入国や貿易を取り締まる政策をいう。中国では「下海通蕃之禁」の略称として用いられ、明・清時代を中心に海禁政策が実施された。日本の「鎖国」も基本的には海禁と共通する一面をもつ。

海禁令を犯して密貿易をおこなう「倭寇」は非合法の海賊集団と一般にみなされるが、彼らの立場からすれば、東アジア国家間の通商秩序（册封・朝貢体制）に縛られず、民間貿易を展開したともいえよう。その内実は時代によっても異なる。

倭寇の歴史を概観すると、大きく二つの時期に分けられる。ひとつは14世紀半ばから15世紀初めにかけて活動した「前期倭寇」で、対馬・壱岐・北部九州の日本人を中心とする武装勢力が、朝鮮半島や山東半島などを襲撃し、食糧や人間を奪った。なお、倭寇勢力の一部に高麗人や済州島の海民なども加わる動きがみられた。明・朝鮮王朝は日本側に倭寇禁圧を強く要請し、他方では明の海禁政策や朝鮮の倭寇懐柔策がすすめられ、こうした海賊の動きは15世紀前半にいったん鎮静化した。

16世紀に中国沿岸を席巻した「後期倭寇」の活動は、明の嘉靖年間（1522-66）にピークに達したので、嘉靖の大倭寇ともよばれる。その大半は中国人で、日本人やポルトガル人などが加わった混成的な多民族集団とみられている。

・倭寇の生活環境と風土

16世紀半ば、浙江総督から倭情探索のため派遣された鄭舜功の『日本一鑑』は、明末の中国人による日本研究書としてよく知られる。本書は倭寇の根拠地として、五島・平戸・周防などの北九州沿岸と、薩摩・日向・種子島など南九州沿岸地域をあげ、とくに薩摩半島の諸港の図が詳しく描かれている。これらの地域では農耕地が少ないため食糧の自給が難しく、古くから漁業や交易に生活を頼ってきた土地柄が多い。そうした風土的環境から海賊行為がなかば日常化したこと

について、ポルトガル人宣教師ルイス・フロイスは、その著『日本史』（第一部六章）で次のように述べている。

かの薩摩国は非常に山地が多く、したがって、もともと貧困で食料品の補給を（他国）に頼っており、この困窮を免れるために、そこで人々は多年にわたり八幡と称せられるある種の職業に従事している。すなわち人々は中国の沿岸とか諸地域へ強盗や掠奪を働きに出向くのであり、その目的で、大きくはないが能力に応じて多数の船を用意している。

海賊は八幡ともよばれ、八幡船は「他国へ掠奪に行く盗賊」（『日葡辞書』）を意味した。倭寇がアジア各地に甚大な被害を及ぼしたことは、まぎれもない事実だ。しかし、たんなる「悪党」と非難するだけでは、その本質を十分に理解できない側面がある。宣教師フロイスも述べるように、海賊が「職業」化した背景には、慢性的な食糧不足と貧困という問題が横たわっていた。

中世に倭寇が多発した瀬戸内海や九州の島々は、近代に入ると海外移民を出す母体ともなる。さらに国境を越えると、中国の浙江・福建・広東など華僑移民の多い土地柄でも古くから海賊が発生した歴史的共通性がみられる。東アジア沿海域の生態環境などを比較しながら、今後さらに検討を深めていく必要があろう。

・銀の国際流通と倭寇

東アジア交易圏の視点からみると、倭寇の活動は国境を超えたグローバルな銀の流通圏と結びついていたことがわかる。16世紀以降、スペインのガレオン貿易によって太平洋を横断した新大陸の豊富な銀は、フィリピンのマニラなどを経て中国へ流入した。さらに倭寇の密貿易によって多量の日本銀が流れ込み、朝貢貿易における琉球の「渡唐銀」なども、中国に吸収された銀流通ネットワークの一環に組み込まれていた。

16世紀後半に海外から中国に流入した銀の量は2100トンから2300トン、17世紀前半には5000トンに達したと推計されている。こうした大量流入によって中国社会では銀経済への転換に拍車がかかり、その経済構造の変化は次第に明の海禁政策を揺るがす。銀流入の圧力が海禁政策の壁を突き崩そうとする動きのなかで、密貿易をおこなう倭寇勢力が急成長したのである。

日明貿易の主力輸出品であった銀とひきかえに、中国産の生糸や絹織物などが多量に輸入された。大陸で100斤につき銀50－60両の生糸を日本に運ぶと、10倍もの利益を生んだといわれる。当初、遣明船による勘合貿易と結びついていた生糸貿易の利は、その衰退とともに倭寇やポルトガル人の手に握られるようになった。

16世紀半ば以降、国家間の交通ルートにかわって、さまざまな海賊集団を包含する倭寇的勢力

が地域間交通の主役となっていく。王直や徐海といった中国人海賊の動きも活発化した。1543年、種子島に漂着して鉄砲を伝えたポルトガル人も王直の船に乗っていたといわれる。明が倭寇禁圧を強めると、浙江を逃れた王直らは長崎の五島に移り、平戸に居館を構えて、福建、広東沿海を襲撃した。寧波に近い浙江沿海の雙嶼や福建の月港などは密貿易の拠点となり、中国、日本、ポルトガルなどの海賊が群集して国際的な密貿易が展開された。

こうした状況を放置できなくなった明朝は、浙江巡撫朱紈ガンに命じて雙嶼や月港を襲撃し、倭寇勢力に打撃を与えた。しかし、これは密貿易の利をむさぼる沿海有力層の反発を招き、失脚した彼は失意のうちに1550年、服毒自殺した。

・倭寇勢力と琉球

14世紀後半からアジア海洋貿易に乗り出した琉球王国は、明と册封・朝貢関係を結び、それを利用して明の産物を日本、朝鮮、東南アジアに転売し、逆にそれらの地域の産物を運び、大きな利益をあげていた。こうした中継貿易ネットワークを駆使して琉球が急成長をとげた背景には、明からの貿易品を独占的に入手できる朝貢貿易と海禁体制があった。ところが、倭寇の密貿易がさかんになるにつれ、朝貢・海禁システムは土台からゆらぎはじめ、琉球王国の繁栄も失われていく。

福建の海商が、琉球で密貿易を展開する動きが16世紀頃から目立つようになる。1542年、海禁令を犯して琉球に来航した福建漳州人の陳貴らは、潮陽船と貿易の利を争い、殺傷事件を起こした。琉球国の役人は陳貴ら一味を捕らえて貨物を没収し、福州に送還した（『明実録』嘉靖二十一年五月庚子条）。

このように、倭寇勢力と琉球王国は東アジア貿易の利権をめぐって競合・対立関係にあった。琉球は倭寇の襲撃に備えて警戒を強め、さまざまな防衛策をとった。1544年から首里城を囲む東南の城壁を二重にする補強工事に着手し、さらに賊船の侵入に備えて那覇港口に軍事的防塁を築いた。1553年に完成した屋良座森グスクは、港の対岸と外に向けて矢狭間を設け、賊船に対し石火矢（大砲）の集中砲火を浴びせる構造になっていた。対岸に築かれた三重グスクとあわせて、「これら南北の砲台は、江口から海中につき出しており、切石で築造された長い堤防が半里ばかり延々と続いている」（『中山伝信録』巻四）という。

当時、倭寇が福建地方を荒らしまわったことは『明実録』、『福州府志』、『籌海図編』などの記録から明らかである。1556年、倭寇が福州近郊の村々を焼き討ちした際、その猛火は福州城中を照らすほどだったという。1559年には福州城外に大挙おしよせ、城門が閉鎖されること三カ月に

およんだ。

こうした倭寇の動きを警戒し、琉球でも海防体制を強めた。1556年（嘉靖35）、明の官憲に敗れた徐海の残党が琉球に来襲した際、尚元王は兵を率いて撃退し、倭寇から救出した中国人六名を返還した。倭寇勢力はその後も衰えず、1561年には長江河口以南から福建沿海にかけて倭寇が各地に襲来したため、江南、福建、広東三省から防備軍二十万人が動員された。明皇帝から琉球国王の册封を命じられた郭汝霖らは、倭寇を恐れて三年間も出航できず、1562年まで册封が延期されるほど深刻な事態であった。

明は海禁令を強め、密貿易をきびしく取り締まったが、これに反発した沿海民は1562年、福建の海澄県月港を中心に大規模な反乱を起こした。海禁政策に苦しむ民間商人、漁民、塩業民、農民らの不満が爆発した「月港二十四将の乱」とよばれるもので、海禁をめぐる国家と沿海民の対立、矛盾の深まりを示す好例といえよう。

二　奴隷貿易の時代

倭寇と「被虜人」売買

人間（ヒト）を商品とする奴隷貿易が生まれた背景には、異民族との戦争捕虜や植民地奴隷のほか、海賊の存在があった。家財や穀物などの備蓄が少ない地域では、人間が海賊にとって最大の獲物であり、彼らは奴隷として市で売られた。海賊・奴隷・人身売買は、構造的に結びついていたのである。

東アジア海域世界で倭寇が猛威をふるうと、掠奪された「被虜人」の売買もさかんになった。被虜人の送還を通じて西日本の地域権力は明や朝鮮と通交関係を結び、領主間ネットワークが形成された。こうして国境を超えたヒトの掠奪、転売、送還がくりかえされ、奴隷貿易の状況が生まれたのである。こうした被虜人を送還すれば、公貿易の機会にありつくこともできた。その利権に目をつけた海商たちの一部が、琉球国王の使者と偽称して被虜人を朝鮮へ送還する動きもみられた。対馬の浅茅湾周辺に勢力をもつ早田氏は、朝鮮ー対馬ー博多ー琉球というルートで活動した海商であった。さらに漂着民を買い取る例もある。1451年、薩摩と琉球に両属する薩南トカラの臥蛇島に朝鮮人四名が漂着した際、薩摩側と琉球側で利権を分け合うように、朝鮮人を二名ずつ買い取っている。

琉球王国を中継ルートとする被虜人の転売や送還に九州の海商たちが深く関わった事実からみて、「那覇が東アジアにおける重要な奴隷市場であった」（田中健夫『中世対外関係史』）ともいわれる。

福建ー日本ー琉球と転売された中国人の一例をあげよう。16世紀後半、福州の東門街に住む陳松鶴夫妻は、「鶴屋将監」という倭寇の頭目にかすめ去られ、トカラの口之島に連行された。そこで陳弥五左衛門と名を改めたのち琉球へ送られ、久米村に永住したという（『陳姓家譜』）。なお、福建巡撫許孚遠の記録によれば、倭寇が連れ去った浙江・福建・広東三省の人びとがそのまま日本で成長し、雑居する者が全国六十六州のうち約十分の三におよぶという。日本各地に多数の被虜中国人がいたことをうかがわせる。

以上、倭寇による人身売買についてみてきたが、さらにポルトガル商人が関わった奴隷貿易も忘れてはならない。

・ポルトガルの奴隷貿易

大西洋貿易をリードしたポルトガル人が、アフリカ西岸から多数の黒人奴隷を南米植民地ブラジルなどに転売し、砂糖キビ栽培の労働力として酷使した事実は、世界史上よく知られている。しかし、16世紀にポルトガル商人によって多数の日本人奴隷が海外に売り飛ばされたことは一般に知られていない。ポルトガルの大航海時代といえば、南蛮文化など華やかなイメージをまず連想するが、その輝かしい歴史の裏にひそむ「奴隷貿易」とは何であったのか。その悲惨な一面について中国や日本との関わりをみておこう。

中国産の絹や金と日本の銀などを交易したポルトガル商人にとって、奴隷も商品のひとつであった。1562年のイエズス会宣教師の報告によれば、薩摩坊津に入港したポルトガル船の中には、倭寇によって中国で捕らえられ、ポルトガル人に売却された多数の女性たちがいたという。『倭寇図巻』の上陸場面の船上に描かれている二名の女性も、おそらく被虜人であろう。

中国人だけでなく、日本人奴隷の取引もおこなわれた。ポルトガル国王ドン・セバスティアンは、1571年に日本人奴隷貿易を禁じる勅令を出したが、その後も続いた。マカオ、マラッカ、ゴアなどポルトガル領植民地のほか、遠くヨーロッパ、南米のメキシコ、ブラジル、アルゼンチンにまで日本人奴隷が転売されたといわれる。

1582年ローマへ派遣された天正少年使節団も、こうした日本人奴隷の哀れな姿を各地で目撃し、「実際わが民族中のあれほど多数の男女やら、童男・童女が、世界中のさまざまな地域へあんな安い値段でさらっていかれて売りさばかれ、みじめな賤業に就くのをみて、憐憫の情を催さない者があろうか」（『デ・サンデ天正遣欧使節記』）と、慨嘆している。1587年の記録には、ポルトガル船が入港する五島・平戸・長崎では、「日本人を数百、男女によらず黒舟へ買い取り、手足に鉄の鎖を付けて船底へ追い入れ、地獄のような責苦を与える、云々」（『九州御動座記』）と、こ

うした奴隷貿易の悲惨な状況を伝えている。

1587（天正15）年、豊臣秀吉は九州統一の直後、博多でイエズス会日本準管区長ガスパール・コエリョに対し、「何故、ポルトガル人はこんなにも熱心にキリスト教の布教に躍起になり、そして日本人を買って奴隷として船に連行するのか」と詰問している。秀吉は、天正15年６月18日付のキリシタン禁令の中で日本人奴隷売買を禁じ、日本人を「大唐、南蛮、高麗」へ売ることを違法とした。

こうして、ポルトガル人による日本人奴隷売買はまがりなりにも禁止されたが、中国人や朝鮮人の売買はなお黙認されたままだった。とくに1592年の朝鮮侵略以降、捕虜として連行された多くの朝鮮人が売買されたのである。なお、「琉球人を買い取り、日本へ渡すことを禁じる」という法令が発布された事実は、1611年の島津氏家老連署「掟十五カ条」から指摘できる。その背景に東アジアで猛威をふるった奴隷貿易の波が琉球にもおしよせ、少なくとも17世紀初めまで続いていた状況がうかがえる。

三　近世の東アジア国際関係と海賊問題

・統一政権の海賊対策

明との勘合貿易を復活するには、海賊を鎮圧して「海の平和」を回復する必要があった。1588年、豊臣秀吉が発布した「海の刀狩令」ともよばれる海賊停止令を契機に、海賊の動きは終息に向かう。中世の海賊衆は、統一政権のもとで水軍組織として組み込まれたり、みずから大名に転化するなどして変貌をとげた。

17世紀に入ると、近世の東アジア国際秩序のもとで徳川幕府は、秀吉の朝鮮侵略で破綻した日明国交を修復するため、対明勘合の復活を求めていく。1600年、家康は島津氏に命じて、日本で人質となっていた明将茅国科を送還させ、これをうけて明は福建から薩摩へ毎年商船二艘を送ることにした。

ところが、1601年に派遣された明船が硫黄島沖で海賊に襲われたため、日明勘合復活の試みはあえなく失敗する。当時、幕府は対明交渉を進める一方、倭寇勢力を排除する中国貿易の独占管理をめざしていた。先に硫黄島沖で明船を襲った犯人は、もと堺商人で伊丹屋助四郎と名乗る倭寇の一味であった。幕府の貿易独占に不満をもつ倭寇が堺商人と手を結び、薩摩ルートの日明貿易を攪乱したものとみられる。

16世紀後半、倭寇の動きは南シナ海からフィリピン諸島まで広がり、1574年には林鳳（リマホン）の率いる船団がマニラを襲撃し、スペイン人たちを恐怖に陥れた。マニラ大司教ミゲル・

デ・ベナビデスは、倭寇について次のように記している。「日本人は中国人よりもさらに不穏で好戦的である。彼らはしばしば武力を以てこの国を脅かし、掠奪のために来た彼らの船で、すでにこの国と海岸を荒らしまわった」と。

こうした海賊に悩まされたフィリピン政庁から取り締まりを強く求められたのに対し、徳川家康は海賊の処罰とともに朱印船制度の確立を急ぐ方針を伝えた。正規の日本商船にはパスポートにあたる朱印状を交付し、これを携行しない船には貿易を認めない朱印船制度の確立によって、倭寇の貿易活動は制限されることになった。

・オランダ船の海賊活動

17世紀初頭、アジアの貿易市場をめぐるヨーロッパ諸国の競争が激しくなると、ヨーロッパ人同士の海賊事件が多発するようになった。ポルトガル勢力に対抗してイギリス、オランダは英蘭防御同盟を結び、ポルトガル船や中国船の追跡、拿捕をくりかえすなど、互いに抗争を展開したのである。

敵対国への海賊行為は正当な任務とみなされ、マカオ－長崎航路で銀や生糸を輸送するポルトガル船なども、しばしばオランダ船に掠奪された。1616年５月には、英・蘭船２隻がポルトガル船と遭遇して琉球近海で交戦し、船から逃げた数人が薩摩経由で長崎に戻ったという風聞を、平戸イギリス商館長リチャード・コックスが記している。

当時、平戸オランダ商館の取扱い貨物の大部分が海賊による掠奪品であった。たとえば、1617年のズヴァルテン・レーウ号のパタニ・バンタン向け積荷価格の96%、1618年のアウエ・ゾンネ号の62%が「捕獲品」で占められたという。

オランダの海賊活動に悩まされたスペイン人、ポルトガル人、中国人らは、1617年９月には幕府に直訴し、オランダ人を日本から追放してほしいと訴えた。しかし、将軍秀忠は、外国船のトラブルは当事国のあいだで解決するよう通告し、介入することを避けた。その後も海賊が横行したため、幕府はようやく1621年に、「オランダ人、イギリス人は日本近海で掠奪行為をしてはならない」と命じた。この海賊禁止令をうけて平戸オランダ商館長スペックスは、次のような意見を述べている。

「日本では海賊という言葉は、非常に恥ずべきものとされている。そのため、オランダ人の行為が海賊として報告されないように注意を払うべきである。そして、この問題は日本商人の利益にかかわり、幕府はポルトガル人、スペイン人に好意を寄せているので、日本近海でオランダ人の掠奪を受けている彼らは、日本の領土の範囲を拡張しているように思われる。そこで私の考え

では、海上のどこまで日本の法律と裁判権が及ぶのか、明確な境界を示してほしいと要求すべきである」と。

ポルトガル船やスペイン船に対する掠奪行為が、日本人から「海賊」と非難されることを恐れつつも、オランダ商館長は幕府の海賊禁止令には不満だった。日本の「領海」概念があいまいで、外国船同士の海上紛争を日本の法律で裁く根拠も判然としないことに疑問を感じたからである。幕府の海賊禁止令の趣旨は、将軍支配下の領土・領海内における無法な暴力を一切認めず、外国人にも将軍の権威をはっきり認めさせようとしたものである。つまり、将軍権力の確立とともに陸上のみならず海上統治権が求められ、オランダ人にも海賊禁止令が適用されたのである。

・17世紀の東シナ海情勢と琉球

17世紀半ばの明・清の王朝交替後、台湾を拠点とする鄭氏は清に抵抗を続け、東シナ海は不安定な情勢であった。「国姓爺合戦」のモデルとして日本でもよく知られた鄭成功の船団が海上の覇権をにぎり、商船を襲ったのである。1660～70年代、台湾をめぐるオランダ東インド会社と鄭氏勢力との抗争が激しくなると、中国の福建沿海から台湾海峡では軍事的緊張が高まり、琉球船にも危険が迫った。

琉球船は鄭氏の船と同じジャンク型で見分けがつきにくいため、オランダ船から襲われる危険があった。それを避けるため、琉球船はオランダ商館の通航許可書や「旗」を携行し、「海上用心」のためにオランダの旗を掲げた。外洋では遠くから敵と味方の識別がむずかしい。そこで、まず合図の旗を掲げて相手の拿捕・砲撃を避け、さらに通航許可書を提示して紛争を回避する方法をとったのである。つまり、「海の安全保障」を目的とするユニークな海事慣習といえよう。

幕府の海賊禁止令は、オランダ船に対しては一定の有効性を発揮した。しかし、台湾の鄭氏は幕府法を無視するかたちで海賊行為をくりかえし、琉球が清の册封下に入った1663年以降、琉球の進貢船もたびたび被害をうけるようになった。清と敵対する鄭氏勢力から攻撃目標とみなされ、明清交替後の海事紛争に否応なくまき込まれたのである。

1670年、福建の海塘山近海で襲われた進貢船は積み荷を掠奪され、乗組員の大半が殺害された。1673年には浙江の定海方面から来た賊船13艘が、福州沖で琉球船二隻を襲った。３月18日未明、賊船はいっせいに鉦や太鼓を打鳴らし、鬨の声をあげながら弓矢や鉄砲で攻めよせてきた。琉球船は防戦しながら、ようやく五虎門に難を逃れたものの、死亡者五名・負傷者二十四名を出した。

この事件を知った幕府は制裁措置を発動した。琉球船を襲った海賊が台湾鄭氏の一味であることを突き止め、長崎奉行が銀三百貫目の賠償を命じたのである。犯人は鄭成功の長子・鄭経をリ

ーダーとする一味であった。この海賊事件は世間の評判となり、熊本の宇土細川藩家老に宛てた長崎町人の手紙によると、長崎奉行は台湾に連行された琉球人六名の返還を命じたが、未だに到来せず、彼らは殺されたらしいという。

・おわりに

国境や民族の枠を超えて人びとやモノが行き交う海域世界では、さまざまな交流ネットワークが生まれる一方、海上貿易の利権をめぐって激しい抗争がくりかえされた。

明の册封関係を基盤にスタートした室町幕府の勘合貿易は、16世紀ごろから倭寇による私貿易がさかんとなるにつれて衰退し、琉球の朝貢貿易も同じ方向をたどった。海禁令を犯した私貿易は、国家の貿易独占に対する倭寇勢力の抵抗であり、民間商人による必死の生き残り戦略でもあったともいえよう。「北虜南倭」といわれるように、私貿易の担い手である倭寇の台頭が、明王朝の衰退を招く要因となったことはいうまでもない。

16世紀後半、東アジア海域では国家権力の統御が及ばない「倭寇的状況」ともよばれる秩序変動期を迎えるなかで、倭寇やポルトガル商人による人身売買、奴隷貿易が横行した。

16世紀末から17世紀初めにかけて豊臣・徳川政権は、海の秩序回復と日明貿易の復活をめざし、倭寇禁圧をおしすすめた。近世以降の海賊禁令をめぐる動きを要約すると、1588年、秀吉が発布した「海賊停止令」を契機に、倭寇の活動は終息に向かい、日本近海の海賊はしだいに鎮静化した。それは国内の人身売買禁止政策とも連動しながら、戦国時代の終焉を告げていた。

こうして東アジアの「近世」が始まると、少なくとも日本の近海では「海の平和」が一時的に回復された。しかし、海賊勢力が完全に禁圧されたわけではない。17世紀初めには、アジアの貿易市場をめぐるヨーロッパ諸国の競争が激しくなり、オランダ船がポルトガル船や中国船などを襲う海賊行為が多発した。さらに台湾をめぐるオランダ東インド会社と鄭氏勢力の抗争が激しくなると、17世紀後半の東シナ海域における国際紛争の渦のなかに琉球船も否応なく巻き込まれていったのである。

(参考文献)

・荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年

・池本幸三・布留川正博・下山晃共著『近代世界と奴隷制』人文書院、1995年

・岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』原書房、1972年

・加藤榮一『幕藩制国家の形成と外国貿易』校倉書房、1993年

・岸本美緒「清朝とユーラシア」（歴史学研究会編『講座世界史２　近代世界への道』東京大学出版会、1995年）
・木村直樹「異国船紛争の処理と幕藩制国家」（藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、2000年
・佐伯弘次「海賊論」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅲ　海上の道』東京大学出版会、1992年）
・佐久間重男『日明関係史の研究』吉川弘文館、1992年
・関周一「倭寇による被虜人の性格をめぐって」『日本歴史』第519号、1991年
・高橋公明「異民族の人身売買」『アジアのなかの日本史Ⅲ』東京大学出版会、1992年
・田中健夫『中世対外関係史』東京大学出版会、1975年
・田中健夫『倭寇ー海の歴史』教育社、1982年
・田中健夫『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館、1997年
・鄭樑生『明・日関係史の研究』雄山閣出版、1985年
・鄭広南『中国海盗史』華東理工大学出版社、1999年
・永積洋子『平戸オランダ商館日記』講談社学術文庫、2000年
・藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、1985年
・藤田明良「『蘭秀山の乱』と東アジアの海域世界」『歴史学研究』第698号、1997年
・真栄平房昭「17世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」『経済史研究』第4号、2000年
・真栄平房昭「近世日本の海禁・華夷秩序論と東アジア」『歴史科学』第117号、1989年
・松浦章『中国の海賊』東方書店、1995年
・村井章介『アジアのなかの中世日本』校倉書房、1988年
・村井章介『中世倭人伝』岩波書店、1993年
・李領『倭寇と日麗関係史』東京大学出版会、1999年
・劉序楓「十七、八世紀の中国と東アジアー清朝の海外貿易政策を中心にー」（溝口雄三ほか編『アジアから考える２　地域システム』東京大学出版会、19993年）
・山本草二「海上犯罪の規制に関する条約方式の原型」（山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望』有斐閣、1986年）
・米谷均「十六世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」『歴史学研究』697号、
1997年
・William S.Atwell; International Bullion Flows and the Chinese Economy circa 1530-1650, PAST &PRESENT, No.95. 1982

（付記）

本報告は、近刊予定の『海のアジア⑤　越境するネットワーク』（尾本恵一・濱下武志ほか共編、岩波書店、）に発表される予定である。

倭寇と被虜人

九州大学大学院人文科学研究院助教授
佐伯　弘次

はじめに

倭寇とは、中世に中国大陸や朝鮮半島を襲撃した日本の海賊をいう。倭寇は、活動時期と構成員から、初期倭寇（12～13世紀）、前期倭寇（14世紀半ば～15世紀前半）、後期倭寇（16世紀）の３類型に分けることができる。従来、前期倭寇は日本人が主体であり、後期倭寇は中国人が主体であるとされてきた。本稿では、前期倭寇の問題、特に倭寇によって連れてこられた被虜人の問題を取り扱う。

前期倭寇は、「庚寅以来の倭寇」と称されたように、庚寅年（1350）から激増し、高麗や元・明を襲撃した。朝鮮王朝（1392年成立）初期に、朝鮮側の様々な懐柔策と武断的な防御策によって、しだいに変質し、興利倭人と使送客人という平和な通交者に変質したことが知られている（田中、1959）。

１．前期倭寇をめぐる最近の研究動向

前期倭寇については、主体を日本人とするのが通説であったが、近年、日本人研究者によって異なる前期倭寇像が提示されている（田中、1987）。それは、前期倭寇の中に、大量の高麗・朝鮮人がいたという見解である。倭寇の数千人に及ぶ人員、数百艘の船舶、千数百匹の馬などから、日本人のみの集団とは考えられず、かなりの高麗・朝鮮人が含まれていたとする。禾尺・才人といった高麗の人々が倭寇と偽って作賊することは、従来から指摘されていたが、新しい見解は、その指摘をさらにおしすすめたものである。

こうした日本における新見解に対して、韓国の李領氏が厳しい批判を行った（李領、1999）。李氏は、前期倭寇に高麗・朝鮮人が含まれていたことを否定し、1350年以来の倭寇は、対馬守護少弐頼尚が兵粮調達のため行わせたという新見解を提示した。

両者の見解は全く相反するものであるが、まだ論争に至っていない。倭寇自体の史料は乏しく、特に日本側史料がほとんどないことが、倭寇の性格を考える際の支障になっている。様々な観点からの両説の検証が望まれる。

2．被虜人の送還と存在形態

倭寇たちは、大陸や半島で、略奪や殺人・放火などの海賊行為を行った。略奪の対象となったのは、食糧や財宝であったが、それとともに現地人も略奪の対象となった。倭寇によって中国や朝鮮半島から日本に連れて来られた人が被虜人である。

（1）送還の実態

倭寇の被害を受けた高麗・朝鮮や明では、外交交渉によって倭寇の禁圧と被虜人の送還を求めた。西国の守護大名や室町幕府はこれに応え、高麗末から朝鮮初期にかけて盛んに被虜人の送還を行った（石原、1956）。被虜人を送還することが、自らの貿易にとって有利であったからである。こうしたあり方は、一種の奴隷貿易であるとされる（田中、1987）。

南北朝後期の九州探題であった今川了俊は対外関係に力を入れたが、1379年から1395年までに1800人近くの被虜人を高麗・朝鮮に送還している（「高麗史」「朝鮮王朝実録」）。他の大名や国人さらには幕府も送還をしていることから、当時の日本には一万人を下らない被虜人がいたと推定されている。

（2）被虜人の存在形態

一万は下らないと推定される被虜人は、主として、倭寇の根拠地である北部九州で生活していたと考えられる。しかし、日本国内には関係史料がほとんどなく、そのあり方はよくわからないことが多い。被虜人は奴隷として日本人に使われていたが、売買の対象となり、琉球まで転売された者もいた。断片的な史料からわかるのは、彼らが漁業（「老松堂日本行録」対馬西泊条）や牧畜（謡曲「唐船」）に従事していたことぐらいである。また、謡曲「唐船」では、被虜人となった父を明人の子供が買い取りに来るという設定がなされている。高麗使節の中には、実際に日本で被虜人を買い集めて帰国させた者もいる。また、明で被虜となり、平戸・対馬を経て博多に転売され、博多の「仁人」が買い取って自由の身となり、出家して京都に行き、1434年に帰国した張徳廉という人物もいる（玉村、1976）。

こうした日本社会の底辺で生活していた被虜人の対極にあるのが、室町幕府の通事となった明人魏天である（「老松堂日本行録」）。魏天は将軍に重用され、富貴であったという。また、室町時代後期に対馬宗氏の許で文引（朝鮮への渡航証明書）を発行していた秦盛幸は明人であった。日本に来た経緯は不明であるが、被虜人の可能性もある。

3．前期倭寇をめぐる問題

（1）前期倭寇終息の問題

前期倭寇の活動のピークは14世紀後半である。15世紀代になると朝鮮の懐柔政策もあってかなり終息に向かう。倭寇終息の大きな画期は、1419年の応永の外寇（己亥東征）であるとされている。しかし、例えば対馬倭寇の大物早田六郎次郎は、1439年に中国で倭寇活動をしているし、1444年にも中国に入寇しようとした（田村、1967）。朝鮮に対しては平和な通交者として振る舞った早田氏は、明に対しては相変わらず倭寇活動をやめていないのである。

また、1434年に来日した明使は、日本国王足利義教に対して、①賊船（倭寇船）を今後堅く禁止すべきこと、②賊船に取られた明人（被虜人）を悉く帰国させることなどを要求した（「満済准后日記」）。この時期になっても明への倭寇行為が続いていることがわかる。こうした断片的な史料から、倭寇を優遇する朝鮮に対しては、一応倭寇活動を停止して、平和な通交者として通交の利益を享受し、日本国王への禁圧命令のみを行う明に対しては依然として倭寇活動を行っていたという姿が浮かび上がってくるのではないか。この理解が正しいとすると、朝鮮の懐柔策による倭寇の変質・分解という通説は、一部再検討の余地があることになる。

（2）室町幕府の被虜人送還

室町幕府の権力はさほど強くなく、倭寇を禁圧するほどの力はなかった、実際に倭寇禁圧を行ったのは西国の守護大名であったとするのが通説である。先に述べた張徳廉が明に帰国したのは1434年であるが、これはまさに明使が来日して倭寇禁圧と被虜人送還を要求した年である。京都で僧侶をしていた張徳廉が帰国したのは、室町幕府による被虜人送還政策以外には考えられない。室町幕府がこれ以外にも明や朝鮮に被虜人を送還していることはすでに知られている。

1392年、足利義満は高麗に対し、「今、鎮西守臣（今川了俊）に命じて、賊船を禁圧し、俘虜を放還する」と述べている（「善隣国宝記」）。守護制度が機能している段階では、室町幕府は自らの軍勢によって倭寇を禁圧する必要はなく、探題や守護を通して倭寇禁圧や被虜人保護を命じればいいのである。実際、1381年８月６日には、室町幕府は、「当国悪党人ら高麗に渡り、狼藉を致す由の事、厳密に制止を加うべし」と大隅守護今川了俊に命じている（禰寝文書）。この命令は1380年の高麗使の来日に伴い、出されたものと考えられる。

室町幕府の権力は決して強大なものではなかったが、高麗や明の倭寇禁圧・被虜人送還要求にある程度応えようとする姿勢があり、探題・守護制度を通してそれにある程度成功していること

は評価すべきであろう。

おわりに

倭寇や被虜人の実態を究明することは、なかなか難しい。史料が海外史料にほぼ限られることも、研究が深化されない原因の一つとなっている。国内史料の発掘と海外史料との突き合わせが課題として残されている。

最近、倭寇をめぐる問題が日・韓両国研究者の注目するところとなっているのは、歓迎すべきことである。必ずしも論点は一致していないが、今後国際的な討論と検証が期待される。

東アジア学会第３分科会「朝鮮半島情勢の変化と今後」

東アジア学会第３分科会は、朝鮮半島の南北関係に大きな転機となった６月の平壌での南北首脳会談実現を受け、半島情勢は今後どう動いていくのかというテーマで、学会員の研究者とジャーナリストらに報告、討論を求めた。報告は佐賀大助教授・森善宣、久留米大教授・桜井浩、西日本新聞前ソウル特派員・村田勝重の３氏、討論者は九州国際大教授・林一信、福岡県議・北原守両氏にお願いした。会員、一般者を含め５０人ほどが参加した。

◎「ひとつの半島、ふたつの未来」（佐賀大学文化教育学部助教授・森善宣）

朝鮮半島の歴史的な分断構造を、政治、経済、軍事、イデオロギー面から考察したい。私は朝鮮半島について、相互に協力、協調する分断構造であると考えている。

○東西冷戦型分断の構造と機能

従来の東西冷戦型分断は相互依存型の対立であった。朝鮮分断の歴史を振り返ると、日本の植民地支配から解放（１９４５年８月）を経て、分断体制が成立をみる。そして朝鮮戦争を経験、同戦争の休戦によって分断が固定化（５３年７月）する。双方が防衛的な国内政治・軍事体制の維持を図り、独裁が出現する。その後、「雪解け」から多極化へ向かい、南北共同宣言（７２年７月）による分断の選択的性格が露呈する。

分断の国内構造化に伴い、政治と経済に変化が起こる。韓国では反共主義イデオロギーで政敵を排除し、歴代の軍事独裁政権が長期間の支配を実現した。共和国は、金日成が５２年ころから他派閥の共産主義勢力を粛清し、主体思想を注入して個人崇拝の独裁政権化を進めた。経済面では、南北が体制間競争を展開し、韓国は輸出志向型工業、北朝鮮は「自力更生」経済を標榜するようになる。二つの体制は競争の形で分断を自国発展に利用した。

しかし、分断構造に変容が見られるようになる。その国内的な要因は、共和国の経済停滞、韓国の「北方政策」の成果と民主化、脱独裁、金日成主席の死亡（９４年７月）などだ。周辺国の要因としては中国の経済改革・開放政策、ソ連崩壊（９０年１２月）と脱冷戦化、米国の包括的関与政策などが挙げられる。さらに核開発疑惑を契機とした南北及び米朝の様々なレベルでの対話進展、日朝国交正常化交渉の開始も挙げねばならない。そして、分断構造の変容を決定的にしたのが、今回の南北首脳会談と言える。

○南北首脳会談の経緯と評価

さて、南北首脳会談実現の経緯について考えたい。まず金大中、金正日両政権の出現と、従

:の統一政策の終焉を挙げねばならない。金大中大統領の統一政策、統一哲学が分断政策の終焉につながった。それまで「統一」はスローガンに過ぎず、為にする主張だった。統一政策はすなわち分断政策だった。金大統領は反共主義を捨て包容政策を取り、これを変えた。

一方、共和国は経済破綻から「瀬戸際外交」と言われる戦争を脅しに使い、実利を追及する形の外交戦術を取ってきた。それが金日成主席の服喪明け後、金正日総書記が本格的に表舞台に登場してから変化が見られた。毎年の自然災害による国内経済の疲弊、朝米関係の行き詰まり、ペリー・プロセスによる対南誘導、さらに米韓離間策の不調などで、それまでの韓国を除外しての対外政策に限界を感じた面があったと思う。

次に会談の評価だが、南北首脳の抱擁は国家としての相互認知を示したと思う。当面「暫定的特殊な関係」だが、対立から和解、共存へと動くものと見ている。金大統領にとっては包容政策の実効性を証明したと言え、従来の反共主義を清算した形だ。経済再生の起爆剤として共和国への投資の可能性も出てきた。共和国にとっては、国際社会に南北関係改善をアピールすることで、韓国からの官民の援助を受け入れやすくなり、金正日総書記の国際舞台での発言力も増すことになる。

会談による政治的変化として指摘できるのは、もはや旧来の支配体制へは戻らないだろうということだ。世論の大歓迎で、これに逆らえなくなった。どちらがイニシアティブを取るかはともかく、一民族二国家という形で、一つの政治体として、政治的協力関係、同一の外交政策を取る可能性が開けた。金大統領は任期の残り２年半だが、次期政権に替わっても、統一政策は引き継がれ、政策の幅は制約されよう。ただ、外交と内政の齟齬は避けられない。南北の不均質な発展はどうしてもある。安全保障と統一の根源的なズレも露呈された。在韓米軍の存在が、南北和解のなかでどう位置付けられるのか、難しい問題だ。

和解と信頼醸成から統一の道を歩むのか、通常の分断国家の関係に向かうのか。齟齬、ズレから南北対話がデッドロックに乗り上げることもありうる。

○「協力的分断構造」の今後の展望

冒頭述べた「協力的な分断構造」についての今後の展望を考えたい。私は、政治・軍事と経済・社会を分けての協力が考えられると思う。経済・社会面での協力は可能だ。むろん、これには半島の内外政治の、各国内外政治の多重連動構造を考えねばならない。統一イデオロギーの世俗化による南北交流も起こる。

私は、政治上は主権の相互尊重により体制を維持し、既成政権を支援し反対勢力へは攻撃・非難する形になると思う。共和国による金泳三前大統領を標的にした批判など好例だ。軍事面で

は南北間の信頼醸成措置を図ると同時に、韓国軍をして在韓米軍の抑止機能を遂行させるなかで、朝米間で平和保障協定を締結し、段階的な軍縮に向かうのではないかと考えられる。

経済交流は韓国の資本と技術力、共和国の労働力と天然資源を組み合わせて活発化するが、国際的な投資が不可欠なため、投資に伴う保障措置が整備されることになる。

イデオロギー政策としては、韓国では「反共」から「統一」が強調されるようになり、共和国では「主体」の範疇に韓国も「同胞」として組み込まれる操作が起きるのではないか。

ただし、経済・社会面で交流が進展する中で、共和国で現体制への不平不満が爆発する危険性もあるが、韓国が現状維持を望む限りは、執権政党である朝鮮労働党の一党独裁は変わらないと思う。

国際関係の変化としては、周辺諸国は南北関係改善を歓迎しながらも、急速な統一より現状維持を希望するだろう。米国は大統領選挙後の新政権にもよるが、在韓米軍の存続と米朝ミサイル協議が合意されれば、関係改善を支持しよう。中国は韓国との経済関係、共和国の地政学的役割を重視し、南北との連携を対米牽制政策に転用する動きをすることも考えられる。ロシアのプーチン大統領が訪朝し、ＮＭＤ問題で中朝を巻き込んだのは、影響力の回復を望んでのことだが、その経済状況からして、実利外交を取る半島に与える影響は少ないだろう。

○日本の朝鮮政策

日本の朝鮮政策については、南北朝鮮は和解と協力の一方法として、政治分野でも意見の一致を見るところでは、共同行動する。両国に共通する植民地支配の経験から、対日外交を繰り出して来る可能性が大きい。韓国は経済的な構造改革が遅れる半面、日本への包容政策で自国の統一政策に日本を巻き込むことに成功し、今後一層、日朝国交正常化の早期達成を後押しするはずだ。共和国は南北和解ムードの中で、投資促進を日本企業に働きかける一方で、日韓交渉の轍を踏まないよう「補償」というかたちで植民地支配の清算を政府に求めてきている。

日朝国交正常化交渉を振り返ると、日本は「核」「拉致」疑惑を取り上げ、不信と警戒を解かずに交渉に当たってきた。国民世論の形成失敗で、交渉遅延が高くつくことになった。今後もこの姿勢を続けると、韓国政府からも進展への督促が強まろう。南北が協力して「過去」清算を迫ることも考えられる。これには中国も同調しうる。

むしろこれを奇貨として、広範な討論を盛り上げ、国民的なコンセンサスを形成することが大事だ。日韓正常化交渉の時のように掴み金方式の清算をせず、今後、朝鮮半島に影響力を回復する戦略のなかで処理すべきだろう。半島をめぐる米中ロ間の角逐の蚊帳の外に置かれるのは不利だ。早期に共和国との正常化を果たし、しかるべき役割を果たすべきだ。

他方、「内なる国際化」推進のため、日本国内の法制度的な改正だけでなく、教育や職場での広報を通じた差別解消や歴史認識の一般化も必要と思う。多民族国家として発展する好機ではないか。

（了）

◎「金正日時代の朝鮮民主主義人民共和国経済」（久留米大学経済学部教授・櫻井浩）

Ⅰ.1990年代の経済

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略）は、1990年代重大な経済危機に陥ったことは衆目の一致するところである。長年経済困難を否定してきた北朝鮮自身も、近年はそれを認めるに至っている。

経済問題がどのような状態にあるかは、公表される資料が極めて限定されていることから、正確に知ることは困難であるが、以下のような点を挙げることができる。

①食糧不足

北朝鮮では、元来食糧の自給は困難であり、1980年代末には年平均約50万トン、90年代初には88万トンの食糧を輸入した。95年は中国の国内事情で輸出が中断したうえ集中豪雨の被害が重なり北朝鮮は深刻な食糧不足となった。以後ほとんど毎年、天候不順による穀物の減収を理由に、海外に食糧支援を要請している。

食糧が不足するか否かは、国民１人当たり年215kgの食糧が確保できるかどうかが目安となる（表１参照）。1999年についてみれば、488万トンの食糧が確保され、公正に分配されれば、深刻な食糧問題は起こらない筈である。

②エネルギー不足

北朝鮮のエネルギー源は水力、石炭、石油である。このうち石炭、石油はロシアや中国からの輸入に大きく依存していた。1991年以後、ロシアと中国が北朝鮮への輸出価格を国際水準に引き上げると共に、決済もハード・カレンシーを求めるようになったため、北朝鮮はエネルギー輸入が困難となった（表2.3参照）。発電施設は96年に739万KWに達したと公表されている。火力発電所8（内重油使用は1）、水力13で、90年代の発電目標は1,000億KWH／年であったが、韓国の推定では年平均の発電量が216億KWHと、目標の20%に留まった。エネルギー不足が生産や人々の生活に大きな打撃を与えたと考えられる。

③マイナスの経済成長

このため、90年代の経済は、毎年マイナス成長を続けたと推定される。98年4月北朝鮮当局が国連に提出した資料では、GNPが93年の209億ドルから96年には106億ドルへと、約半分に減少したとされている。

④国家予算も半減

1994年までは毎年国家の予算と決算が公表されてきた。しかし、95～97の3年間は公表されず、98年に公表された数字は、予算規模が94年の400余億ウォンから200億ウォン弱へと半分以下となっていた（1ウォンは約50円）。

⑤経済計画の中断

1987年から93年にかけての第3次7カ年計画で、目標を達成できなかったことを当局が認め、3年間の調整期間を設けたが、その後も既に4年間計画が立てられないまま今日に至っている計画経済の国家としては、本来は深刻な事態であるが、北朝鮮の場合は、計画は無視されるためにあるといってよいほど、計画は守られてこなかったので、計画が無くてもそれほど困らない態勢ができていると考えられる。

Ⅱ.経済困難の要因

以上でみたような経済困難の要因をどうみるべきであろうか。これには、基本的な要因と副次的な要因が含まれている。

1.基本要因

①計画経済

20世紀は壮大な計画経済実験の世紀であった。人類は大きな犠牲を払ってこの実験を行い、世紀末に至って結論を下したとみることができる。しかし北朝鮮は、この人類の結論を認めず、計画経済方式をとっている。最も基本的は要因はここにあるとみなければならない。

②「自立的民族経済」の運用

北朝鮮は一貫して「自立的民族経済」の建設を掲げてきた。この原則自体はよいことと考えられるが、運用には大きな幅がある。北朝鮮では極度に「自立」にこだわり、海外の技術や資本の利用を警戒したため、かえって困難になり、非自立的な経済に陥ったとみることができる。

2.副次的要因

副次的な要因として社会主義市場の崩壊や自然災害を挙げることができる。北朝鮮が目指してきた経済は、社会主義市場が崩壊してもゆるがない「自立的民族経済」のはずであった。基本的要因によりそれがうまくいっていないため、副次的要因によって揺らぐことになる。

Ⅲ.北朝鮮政府の対応と限界

北朝鮮政府は、1980年代以来幾つかの経済対策を実施してきた。84年には「合弁法」を制定し、外資導入の意志を示した。91年にはさらに「自由経済・貿易地帯」を設定した。た、90年代には農業第一、軽工業第一、貿易第一などの政策や農民市場の容認、農民に対する報酬制度の手直しなどもみられた。

しかし、これらの施策もおおきな効果を挙げることができなかった。その理由は内部に根強い「改革・開放」反対論があり、従来の制度の枠組みを少しも崩すまいとする力が強く働いているためである。その事例を挙げれば、①98年憲法経済関係規定、②98.9.17の『労働新聞』『勤労者』の共同論説「自立的民族経済を最後まで堅持しよう」、③99.1月の金正日発言「改革・開放は亡国の道、改革・開放は絶対に認めることができない」などである。

Ⅳ.展望

北朝鮮は、その経済体制の枠組み（所有制、計画経済、企業の管理方式、自立的民族経済）を維持しつつ、資本主義諸国や国際経済機関との関係を拡大しつつある。こうした政策と経済体制が矛盾するようにみえる。しかし、体制自体に曖昧さがあるので、その範囲内で今後も新たな経済政策が採用される可能性がある。しかし、上述の通り、従来の枠組みの堅持を繰り返し強調するため、外部からは新たな政策の意図が疑われ、内部では政策の柔軟性が欠如し、効果を挙げ得ない。北朝鮮が真に外資や外国技術を利用しようとするならば、基本において中国的な政策をとる以外に道はないであろう。

表1. 朝鮮民主主義人民共和国の人口と食糧需給　　（単位：万人、万トン）

年別	人口	穀物最低必要量	穀物生産量		穀物輸入量
			北朝鮮公表	韓国推計	
1986	＊1,906	409.8	n.a.	402.4	
第 1987	1,937	416.4	1,000.0	413.0	
3 1988	1,969	423.3	n.a.	434.5	64.7
次 1989	2,001	430.2	810.0	457.2	44.5
7 1990	2,034	437.3	n.a.	401.3	52.9
カ 1991	2,067	444.4	n.a.	442.7	87.8
年 1992	2,101	451.7	n.a.	426.8	┐
1993	＊2,121	459.0	664.0	388.4	┐平均約
					┐100.0
1994	2,170	466.5	n.a.	412.5	┘
1995	＊2,207	474.5	349.0	345.1	76+x
1996	2,223	477.9	250.2	369.0	52+x
1997	2,239	481.4	268.5	348.9	102+x
1998	＊2,255	484.8	345.0	388.9	40+x
1999	2,271	488.3	350.0	422.0	60+x
2000	2,287	491.7			65+x

注1：人口欄の＊印は北朝鮮の公表数字。他の年は公表数値より推計したもの。1987～1995年間の人口増加率は約1.65%、1996年以後は約0.72%となる。

注2：穀物最低必要量はカロリー計算から、年間1人当たり必要量を215kgとした。食用はじめ、種子、加工用、飼料、減もう分、次期繰越分等を含み、食用は1人当たり年161kg、1日では442gとなり、1,547キロカロリーである。副食で20%のカロリーを摂取できれば、1日の総カロリーは1,934キロカロリーとなる。なお、アジア人（成人）が栄養不良にならない水準は、1,760キロカロリーとされている（厚生省『日本人の栄養所要便覧』第3版）。老若男女を問わない単純平均の量であり、重労働をする労働者には、それに必要な量を分配することが可能となる。

注3：1980年代後半、年平均43,000トンの米を中国に輸出している。

注4：輸入欄のxは他に若干の輸入があったが、量不詳を示す。

資料：統一院『南北韓経済指標』各年；日本貿易振興会『北朝鮮の経済と貿易の展望』各年；外国文出版社『朝鮮概観』1987.1999.外

表2. ソ連からのエネルギー輸入状況　（単位：1000トン）

	1986	1987	1988	1989	1990	1991（1～9）
固体燃料	817	1,021	1,037	939	827	—
石炭・無煙炭	591	790	800	749	682	184
石炭コークス	226	231	237	190	145	—
原油・石油製品	1,000	946	768	610	509	—
原油	855	800	640	506	410	—
石油製品	145	146	128	104	99	7.4

注：ソ連からの原油輸入は1975年111万トンを記録したが、以後減少した。1986年には80万トンに増加。86年10月金日成訪ソ、原油供給を年200万トンに増やすことに合意した、とされるが（韓国　国土統一院『北韓経済概観』1989）、上の表に見られる通り、86年以後ソ連からの原油輸入は減少している。

資料：『北朝鮮の経済と貿易の展望』日本貿易振興会　1992

表3. 中国の対北朝鮮原油輸出と価格（単位：1000トン、100万$ 、$ ）

		1986	1987	1988	1989	1990	1991
対北朝鮮	数量	1,223	1,237	1,202	1,073	1,063	1,102
	金額	78	78	76	65	61	139
	単価	64	63	63	60	58	126
対世界	数量	28,498	27,223	26,045	24,388	23,979	22,600
	金額	2,392	3,141	2,557	2,750	3,402	2,957
	単価	84	115	98	113	142	131

注：1976年中・朝間に油送管敷設、以後年約100万トンを輸出。1990年まで価格で優遇。コークス炭も主として中国から輸入してきた。

資料：表2に同じ

◎「韓国の対北政策と対北観の変化」（西日本新聞社前ソウル支局長・村田勝重）

２０世紀の最後の年、２０００年は北東アジア情勢が目まぐるしく動いた。朝鮮半島の南北両国の指導者が分断後初めて対話のテーブルにつき、半島情勢の変化を印象付けた。２１世紀のアジア情勢は朝鮮半島を基軸に大きくうねるのは間違いない。

○大きく変わった韓国社会

筆者は１９９７年８月から２０００年６月までの３年間、西日本新聞社のソウル支局に勤務した。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）では９７年秋、金正日氏が金日成国家主席の「三年喪」を終える形で党総書記に就任。翌秋には憲法改正し事実上の国家元首に就き、正式に金正日体制を始動させた。一方の韓国は９７年秋の経済危機直後に野党指導者、金大中氏が史上初の政権交代を実現させて大統領選挙を制した。

南北両国の指導者である二人の金氏が２０００年６月、平壌で会談し、半世紀に及ぶ分断史上初の劇的初顔合わせを世界に披露する結果となった。この変化に富む朝鮮半島情勢をソウルで直接、取材する機会に恵まれた私は、帰国後も「実に貴重な体験をした」と思い出す日々が続いている。取材ノートをめくりながら韓国から見た半島情勢を私なりに総括してみたい。

○金正日ブームに沸く

３年間の特派員生活で最も印象的だったのは、２０００年６月の三日間の南北首脳会談を挟んだ韓国内の劇的な変化ぶりだ。

ソウル中心部にあるロッテホテルに設置されたプレスセンター。詰めていた韓国人記者たちは、会場の大画面に写し出された両首脳が平壌の国際空港で固く握手する姿を見て涙を流し感激にむせんだ。私も胸にこみあげるものがなかった訳ではないが、外国人記者たちの目を気にもせず、涙する韓国人記者の姿に「同民族の血」の強さを感じたことが記憶に生々しい。

韓国人記者たちの感激は、首脳会談の模様を詳報するテレビ、新聞にそのまま伝えられた。韓国のテレビが初めて写し出す北朝鮮の金正日総書記について、新聞は「ソフトで気さくな人間的な人物」「年長の（金大中大統領を）思いやる気配りのある指導者」「堂々とした風ぼう」と一斉に讃えた。会談前に伝えられていた「気ままで、放蕩癖のある人物」「長い演説の出来ない指導者」といったマイナスのイメージは完全に吹き飛んでしまった。

韓国の若者たちの間では、金正日総書記の顔のイラスト付きＴシャツが流行り、金総書記の小型人形がグッズ店にも並んだ。一種の金正日氏ブーム現象が出現した。

○マスコミも批判を自制

韓国のメディアは９割以上の国民が首脳会談の成果を評価したとする世論調査を伝え、国内

は会談礼讃ムードに包まれた。青瓦台（大統領官邸）は、北朝鮮に配慮して６月２５日の朝鮮戦争ぼっ発５０周年の記念行事での軍事色を取り除く措置を命じたほか、３８度線の軍事境界線、板門店での北朝鮮人民軍に対する誹謗放送を中止する措置を取った。

首脳会談実現前、韓国メディアの一部には北朝鮮の閉鎖的体制や人権無視の政策を批判する論調もあったが、会談後にはそうした論調は姿を消した。北朝鮮を批判することは「反統一的」として、逆に避難を浴びる風潮さえ生んだ。韓国政府はマスコミ側に首脳会談で醸成された北朝鮮との友好ムードを壊すような報道の抑制を求めた。

韓国メディアは日本と異なり、時の政権に弱い体質を内包している。韓国の主要紙幹部は、金大中大統領の出身地である全羅道を出生地とする人物に代わる人事が行われており、政権の意向に沿う受け皿が整っている。政権がメディア側に北朝鮮批判の記事の抑制を求めれば、かなり規制可能な側面を持つのである。

加えて野党、ハンナラ党が世論の歓迎に押さえ込まれる形で、南北首脳会談に対する批判を控えたこともムード盛り上げに作用した。こうして韓国内の金正日氏礼讃、南北統一歓迎ムードがつくられた。

○容共思想の拡散

しかし、この韓国内の空気は時間の経過とともに変化が起きている。その点については後に触れるとして、韓国が一時的なりとも統一歓迎ムードに沸いた背景には韓国社会自体の変化があると思われる。

韓国では２０００年４月に行われた総選挙で、軍事政権下で学生運動を担った三十代の若い政治家が大量に政界進出を果たした。彼らの多くは思想的には進歩的改革派で、親北朝鮮の考えを持っている。南北分断後、一貫して北朝鮮に対する敵視政策を続けてきた韓国で、親北思想を持つ政治家を容認する素地が既に生まれていたと言える。この新らしい政治勢力の台頭が、北朝鮮批判の世論をけん制する役割を担った面も見落とせない。

首脳会談直後、韓国や日本の一部報道は北朝鮮の変化が会談実現を促したとの報道も散見された。だが、私はむしろ北朝鮮の変化よりも韓国社会の変化、容共思想の広がりが大きく作用したとの見方を強くしている。北朝鮮に対し、経済支援や人的交流などを通じて強くかかわることで、北朝鮮を改革開放路線へ転じさせようする包容（太陽）政策を掲げる金大中政権の誕生が、韓国人の対北朝鮮観の軸足を従来の「敵国意識」から「同胞意識」へと移させたとみていいだろう。

○両首脳は何を語り合ったか

今回の史上初の南北首脳会談で一体何が論議され、それをどう評価すればよいのか。

私は帰国前、複数の韓国政府関係者に会い、首脳会談の内容をただした。その結果、会談の輪郭がつかめた。南北の両金氏は約１２時間半にわたって、差しの会談を行った。主な論点は①統一問題②駐韓米軍問題③双方の敵国政策の見直し問題―の三点だった。

統一問題では、北朝鮮の金正日総書記が従来の「一国二制度」の連邦制統一案を強調したが、金大中大統領は「二国二制度」の連合制統一論を展開した。かなり激論となったが、金正日総書記が「二国二制度」の緩やかな統一論に同感する姿勢を示し、共同声明に盛り込まれた①自主的な解決②共通性認識と統一の志向―の合意に結実した。

駐韓米軍問題に関しては、金大中大統領が東西ドイツ統一後の欧州情勢に触れながら、ＮＡＴＯ軍の存在が地域安保に寄与している実情を訴えたのに対し、金正日総書記が「私もそう思っていた」と南北統一後の米軍駐留に同意したという。

残る敵国政策の見直しについては、金総書記が北朝鮮のスパイ行為を摘発する国家保安法の撤廃を求め、金大中氏は「赤化統一」を明記した朝鮮労働党の規約見直しを要請、双方が努力することで合意している。このほか、両首脳は朝鮮戦争の再発は民族の崩壊を招きかねないとの認識でも一致し、戦争防止に努めることを確認。さらに韓国の再三にわたる肥料支援に金正日氏が謝意を表明したという。

以上が韓国側が説明した会談の骨格だが、共同声明に明記された５項目の合意と金正日氏の「適切な時期」の訪韓も具体的な成果。こう列挙すると、相当な進展との分析も出来ようが、詳細に点検すれば、北朝鮮は多くの実利を取り、韓国は南北対話の実現の前に大変な譲歩を強いられたというのが私の分析だ。

○大幅に譲歩した韓国

金大中大統領は会談前に「会談に多くの成果は望まない」としつつ①初の南北対話の実現②継続的な対話への道筋を付ける―点を強調。朝鮮戦争時に発生した南北離散家族の早期再会の実現、両国の軍事衝突回避と半島内の信頼醸成の再構築に全力を上げる意向を示していた。

しかし、共同声明には離散家族問題は人道問題として解決する条項が入ったものの、軍事衝突回避措置については全く触れられてはいない。私は韓国政府関係者に「最も大事な軍事衝突回避の条項がないのはなぜか」と質したが、「それは過去の宣言に盛り込まれており、必要ない」「時間的制約がある中で、双方が合意出来る最低限のものを盛り込まざるを得なかった」との説明が返ってきた。

韓国政府が成果と強調した離散家族の再会についても会談後、ごく少人数の相互訪問が実現

しただけで、双方に約一千万人といわれる対象家族の消息確認作業や面会所の設置問題は遅々として進んではいない。離散家族の相互訪問交流が拡大すれば、韓国の自由な風が北朝鮮に吹き込まれるのは必至で、体制の緩みを最も警戒する北朝鮮指導部が簡単に拡大へと踏み出すとは考えにくい。

○冷め始めた韓国世論

韓国では南北の軍事境界線を挟んで寸断された鉄道、京義線の復旧の話が進んでいる。しかし、経済改革の道半ばである韓国が単独で膨大な復旧経費を用意するのは難しいとの観測が強い。南北首脳会談直後は歓迎ムードに沸いた韓国世論は、一向に進まない離散家族問題と、かさむ北朝鮮への資金投入の現実を前に次第に冷ややかな視線を投げかけ始めたといえる。

金大中大統領は、平和外交を実績としてノーベル平和賞の受賞を狙っている。「歴史に名を残す」ことを命題にする金大統領にとって、ノーベル賞は最大の目標に違いない。金総書記との共同受賞で、半島での平和醸成を不動の国際公約としたい戦略があると、私はみている。

金大統領に対する国際的な評価は、確かに高い。だが、国内の評価は決してかんばしくない。大宇自動車や現代建設など大手企業の経営行き詰まりという経済危機下で、ノーベル賞どころか、という向きも少なくなかろう。こうした内外評価の落差をどう埋めるかが金大統領の当面の課題になる。

○今後の南北関係のカギ

南北両首脳の会談実現で、対話ムードが出てきた南北関係だが、今度どう向かうのだろうか。それを占うポイントが二つある。一つは共同声明に明記された金正日氏の訪韓が果たして実現するのかという点だ。これは韓国の経済が回復へ向かうのか、さらに米国の新政権がどんな対北朝鮮政策を打ち出すかが焦点となろう。

金正日氏にとって、一部に反北朝鮮アレルギーが根強い韓国訪問は大きなリスクが伴う。それを犯してまでの訪韓であれば、当然、代償が必要にある。言葉を変えると、経済支援や電力などエネルギー支援という「土産」がなければ訪韓の意味は薄れる。経済の再生を目指す韓国が、新たな支援という土産を約束出来る状況になるかがカギを握る。

米国新政権がクリントン政権同様の関与政策を維持させれば、訪韓の環境は整う。だが、新政権が関与政策の軌道修正を図れば、今日の対話ムードは急速にしぼむ恐れもある。金総書記はこうした情勢を冷静に分析しながら、今後、自らの初訪韓の時期を探るものとみられる。

南北両首脳は目下、対話を継続することが有益と判断している。２００３年２月までの任期を持つ金大統領は任期中に精一杯、関係改善を進めようと考えている。一方、金総書記も破綻

状況の経済再建のために実利獲得の大命題があり、韓国との関係悪化は当面、考えにくい。

ただ、当面の思いは一致しているものの、将来の目標は明確に異なっている。金大中大統領のそれは北朝鮮の改革開放への変化であり、自由経済体制下の統一なのに対し、金正日総書記の目標は現体制の恒久的な維持、発展ということだ。このズレは、太陽政策を掲げる金大中政権の時代が去れば、再び緊張した南北関係に戻る危うさを秘めているといえる。その意味では、「同床異夢」の両首脳が２０００年に導いた対話路線は朝鮮半島情勢の変化のほんの一里塚であり、真の評価は今後、南北両国による気の遠くなるような折衝と交渉を待たなければならないと思われる。

（了）

日韓東アジア学会合同研究会

◆プログラム◆

● 開会の辞

挨　拶　日本東アジア学会会長　木下　悦二（福岡国際大学学長）　09：00～09：05

挨　拶　韓国東アジア学会会長　林　正　徳（釜山発展研究院院長）　09：05～09：10

● 午前の部

自由論題研究報告

座　長　櫻井　浩（久留米大学経済学部教授）・朴　明　欽（釜山発展研究院研究企画室長）

報告1.「中国国有大企業の再編戦略について」

喬　晋　建（熊本学園大学商学部助教授）　09：10～10：00

報告2.「釜山における都市開発の歴史的な背景と倭館」

金　興　官（東義大学校都市工学科教授）　10：00～10：50

報告3.「エネルギーと主食の自給」

工藤　憲男（西日本経済研究所所長）　10：50～11：40

報告4.「東アジアにおける国際間の労働力移動のメカニズム」

権　奇　哲（釜山外国語大学校経済学科教授）　11：40～12：30

昼　食　12：30～13：30

● 午後の部

共通論題討論　テーマ『自由貿易地域構想と日韓の政治・経済・文化・社会』

座　長　林　一信（九州国際大学国際商学部長）・金　日　坤（前釜山発展研究院院長）

問題提起 1.「釜山港における自由地域の設定に関する研究」

朴　彰　鎬（釜山発展研究院研究2部研究委員）　13：30～14：00

問題提起 2.「日韓自由貿易協定―FAZの教訓を踏まえて」

尹　明　憲（北九州大学北九州産業社会研究所助教授）　14：00～14：30

問題提起 3.「日本における水産物輸入制度の問題点」

朴　明　燮（釜慶大学校国際通商学部教授）　14：30～15：00

休　憩　15：00～15：30

予定討論1. 奥山　忠政（紀全女子大学講師）　15：30～15：40

予定討論2. 琴　性　根（釜山発展研究院責任研究員）　15：40～15：50

予定討論3. 小川　雄平（西南学院大学大学院経営研究科長・教授）　15：50～16：00

● 全体討論　16：00～17：30

● 閉会の辞　17：30

日　時：1999年7月9日（金）午前9時～午後6時

会　場：住吉浜リゾートパーク（大分県杵築市）

主　催：日本東アジア学会・韓国東アジア学会

後　援：(財)釜山発展研究院・(財)国際東アジア研究センター

釜山における都市開発の歴史的な背景と倭館

東義大学校都市工学科

教授 金興官

目　次

1. はじめに

2. 釜山の都市発展の過程と開発の特徴

3. 日帝時代における釜山の都市現状と開発過程

4. むすび

釜山における都市開発の歴史的な背景と倭館

東義大学校都市工学科

教授 金 興 官

1. はじめに

釜山は、1876年江華島条約の締結による開港ともに韓日通商の要衝地として発展してきており、今日は世界化時代における物流拠点港としての新たな跳躍を目指している。振り返えてみれば、釜山においては開港以来日本人の専管居留地であった草梁倭館の敷地の約11万坪が開発されたが、それが初めての近代的な都市開発であった。特に釜山はその地理的な条件によって、日帝からの解放と朝鮮戦争の際に海外からの同胞および避難民の流入や定着により人口が急激に増加した。釜山の最初の都市計劃であった1937年の釜山市街地計劃では、目標年度の1965年の計劃人口が40万人であったが1955年にはすでに100万人を上回るようになった。1963年、国の直轄市へと昇格してからは第2都市としての位置づけを固め、1972年には釜山都市基本計劃を樹立したがそれが総合的かつ計劃的な都市開発ができる契機となった。その後、1992年の第3次釜山都市基本計劃にいたるまで、計劃的な都市整備事業が推進されてきた。釜山ては、今まで合計14回にわたる都市計劃区域の拡張が行われ、現在は総面積850.79㎢、人口約387万人の大都市となっている。また、2002年の釜山アジア競技大会の開催地として新たに都市発展ができる転機を迎えており、世界的な港湾・物流都市、国際都市への発展のため様々な事業が推進されている。

70年代以後、高度成長を主導してきた釜山は、都市環境の整備はもちろん新しい政策の構想が強く求められており、既存の都市開発の手法より優れたものによって、地域回生(Regeneration)というレベルで生活の水準を向上させるためにの21世紀の新しい都市の姿を創り出さなければならない。

この研究は、釜山の地域回生と長期的な都市発展を目指し、その新たな方法を摸索するために開港期から日帝時代の都市開発および港湾開発の過程について考察し、今後の釜山の発

展のためにそれを適用してみることにする。特に、釜山の歴史的な特殊性を考慮して開港期、独立期、'60年代初めの跳躍期、'80年代初めの民主化などの都市開発の転換点を基準としてそれぞれ区分し、その時期別に開発過程と問題点を整理、検討して、将来釜山の目標とその未来像を再定立し、さらには世界のなかの都市としての釜山について考えてみることにする。

2. 釜山の都市発展の過程と開発の特徴

2-1 都市の発展過程

ここでは前述したように、釜山の都市発展過程において現代都市の契機となた開港時期から独立、また高度成長のはじめとなった60年代初、そして都市化時期の転換点となった80年代初をその分岐点として区分し、それぞれの時期別にその過程を把握してみよう。

暗 黒 期 ▷ **開港期 ～ 独立**

釜山は、1876年開港してから日本のよって現在の釜山の中心地である中区の光復洞一帯が開発されるちようになった。そのとき日本は領事館を中心に公共建物を配置し、日本の市街地と同様のすがたに日本人の居留地としての市街地を形成した。特に1888年には、現在の大庁洞，東光洞，草梁を連結する新作路を建設し、1898年には京釜線の終点を草梁に誘致する計劃を樹立し,草梁と釜山鎮の間の海面を埋立して市街地を拡張していった。1925年に慶尚南道の道庁が釜山への移転によって、釜山は行政の中心地として発展する契機となった。

釜山の最初の都市計劃の釜山市街地計劃(1937. 3. 23. 告示)が、1937年朝鮮市街地計劃令に依拠して、朝鮮総督府告示第188号として樹立され、このとき人口213,142人を基準として目標年度の1965年の計劃人口は40万人と設定した。市街地計劃区域の総面積は84.16㎢で計劃区域内の道路および土地区劃整理事業等が含まれた。これは1910年10月に府制が実施される当時の釜山府の行政区域面積の35.4㎢に西面と岩南里を含めた区域であった。(表-1参照).

<表-1> 釜山市街地計劃区域 決定内訳

区　　分	地　　域	面積 (㎡)
合　　計	44個里	84,156,300
釜　山　府	27個里	35,402,000
西　　面	伽倻・開琴・堂甘・釜岩・草邑・連池・凡田・楊亭・門峴・牛岩・戡蛮・龍湖・龍塘・大淵・釜田・田浦(16個里)	46,192,300
沙　下　面	岩南 (1個里)	2,562,000

資料：都市計劃白書、釜山直轄市、1992.

この当時の都市開発は日本の植民政策一環として推進した外的要因による強要された開発過程であったが、このときの開発によって釜山の中心市街地の骨格が形成されたということができる。

混乱期 ▷ 独立 ～ 1960年代初

独立とともに海外からの同胞の帰還、朝鮮戦争による避難民の定着等により、釜山の都市が急激に膨脹され1955年には、その人口がすでに100万人を越えることになったが、都市計劃区域は踏歩状態にあり隣接地域においてのslum化の進行や都市内部の極甚な過密化の現状があらわれた。1948年政府樹立とともに釜山市へと昇格されたが上述したように都市内・外部においての各種の都市問題が生じ、高地帯に密集した板子村が形成された。当時の社会・経済・政治的な状況は混乱と貧困の悪循環がかさねられたために、こうした都市問題を解決するための対策の樹立は全無な状態であった。結局、1961年6月、内務部告示第598号により釜山都市計劃区域の第1次　拡張が実施された。このとき編入された地域は、槐亭、下端、甘川、ダンリ等の沙下地域の8カ洞として28.1㎢であり、それによって釜山都市計劃区域総面積は112.24㎢となった。

同時期には社会・政治的な状況の不安とともに無計劃的の市街地の形成、高地帯における板子村等の、現在にも惹起されている都市問題の根本的なその原因を提供するようになった。

復興期 ▷ 60年代初 ～ 80年代初

韓国最初の再開発事業である埠頭地区の土地区劃整理事業が1962年から推進されること

によって、全般的な釜山都市整備事業が新たな転機をむかえた。急激な人口の増加をみせてきた釜山は、1963年に126万人を越え1人当り居住可能面積が44.3㎡で、超過密状態に達った。特に1963年には政府直轄市へと昇格され、埠頭地区の再開発事業により撤去民の収容のための一団の住宅地造成事業が行われた。それのために蓮山洞全域の7.27㎢を拡張・編入したことをはじめ、1981年金海地域の編入と、甘川港の一帯の公有水面への編入にいたるまで総5次にわたって市域を拡張した。同時期に亀浦・東莱・松亭・金海等を含めた468.60㎢を都市計劃区域として決定した。都市計劃事業としては、まずトンネル、高架道路等を建設することによって、既存の帯状型都市構造から環状型都市構造への転換を図った。また、交通の中心を西面ロータリに設定し、九徳トンネル、万徳トンネルを建設することによって、亀浦、沙上、東莱地域の開発を進めた。特に、同期間中には工業化政策とともに、土地区劃整理事業が大大的に推進され、全体事業の80%以上が施行された。民間レベルの施行としては、亀浦地区を除いた14地区の13.77㎢で、総35地区の42.47㎢にいたる規模であった。そのとき沙上工業地区が造成され、釜山の産業拠点としての役割を果した。一方、すでに建設された京釜高速道路と南海高速道路を連結する交通網計劃の樹立が強く求められ、埠頭路および都市高速道路の建設が推進された。この計劃は、最初は幅74m、延長20㎞の釜山中央広路建設計劃で、釜山税関から京釜高速道路インターチェンージにいたるまでの10車線計劃だったが、釜山駅移転および都市内鉄道施設の撤去により交通部の反対で霧散された。港湾物動量の急増による新らしい都市交通網拡張にたいする必要性がだんだん増大し、1972年樹立した最初の釜山都市基本計劃による都市高速道路、埠頭路の拡張(幅50m)、釜山大橋等の工事が進められた。この時期に、現在の釜山の市街地骨格がととのえたが、最初に釜山市から立案した幅74mの中央広路計劃等の釜山都市計劃案が受容されたならば、現在のような深刻な交通難は避けることができただろう。

転換期 ▷ 1980年代初 ～ 現在

1980年代初の釜山都市計劃は、公有水面埋立が大大的につくられたのが特徴であった。釜山港の補助港としての甘川港を開発し、遠洋漁業基地、造船区域等で活用するために、本格的な埋立事業が推進された。引き続いて龍湖洞、釜山港、水営湾、民楽洞等の公有水面埋立工事が推進され、不足した都市用地難を解消するところにおおきく寄与したといえる。

特に、1985年都市基本計劃および1986年都市再整備計劃では、港湾法によって指定した港湾区域も都市地域として看做し、釜山港の港湾区域を都市計劃区域として含んで、建設部告示第535号により決定し告示されることとなった。また、1990年3月には、建設部告示第163号によって葵山等の西部圏が釜山市に編入することになり、それによって洛東江河口埋立地を含め都市計劃区域の総面積は647.28㎢となった。特に1995年3月に、行政区域改編を通じて東部5カ邑面が編入することによって、現在、釜山は総面積850.79㎢、人口約387万人の巨大都市に変貌した。1992年に、第3次釜山都市基本計劃を樹立し、広域開発にたいする必要性とその計劃が検討され、これによって釜山・慶南圏の広域開発が推進されている。同時期には、西釜山圏の 開発に拍車を加え葵山工団、鳴旨住居団地、新湖工団の造成等の活発な開発がおこなおれた。一方では、広域的開発の推進により釜山の周邊地域の金海、梁山、機張等に大規模の住宅団地の開発がおこなわれ、都市内の住居問題の解決のための海雲台新市街地をはじめとした大規模アパート団地が建設された。特に、都市内の自然緑地地域を宅地開発予定地区に指定し、宅地に開発することによって都市の緑地毀損が著しい時期であった。

釜山の都市開発の転機をむかえることになったのは、1988年鳴旨・葵山・加徳等を釜山に編入しながら長期ビジョンをもって計劃の推進ができたからであり、これを背景にして、1992年釜山都市基本計劃を樹立したことである。そこに注目されることは、都市経営事業の一環として、海上新都市(人工島)の建設を通じた釜山の3難である財政難、交通難、用地難を同時に解消しようとした点である。現在、西釜山圏開発におされその推進は不透明であるが釜山としては劃期的な構想案であった。

主要基盤施設としては、荒嶺山トンネル、地下鉄の建設、洛東大路の建設、洛東大橋の建設、東西高速道路の建設等の大規模の基盤施設が造成され、港湾施設の拡充が大大的に推進された。

同時期は、復興期のブルドーザ式の開発手法とは違って、住民の反対等により開発の困難があったが、釜山の将来が国家の将来であるという時代的使命感によって漸進的な都市機能の転換の観点から推進されたといえる。

<表-2> 都市計劃区域 変遷内訳

区分		告示日子	告示番号	面積 (㎢)	背景	基本構想및備考
暗黒期	市街地決定	1937. 3.23	総督府告示第188号	84.16	・開港以来 発展をくりかえした釜山府の合理的利用を図る ・将来 健全な都市発達を追求	・1965年 計劃人口 40万 ・1人当居住可能面積 100㎡確保 ・交通網 整備を通じて新編入地に住居誘導 ・都心に向って1時間 距離の範囲を設定
混乱期	第1次拡張	1961. 6.24	内務部告示第598号	112.24	・独立および朝鮮戦争によって人口の急増 ・隣接地域のslum化の惹起 ・これは対備するための区域拡張 ・目標年度の1965年, 計劃人口40万人の当初決定に比べ1955年すでに100万人越える	・1942年 行政区域拡張(東萊南面, 北面,沙下面 編入)による後続として沙下地区だけ包む
復興期	第2次拡張	1963. 1.14	建設部告示第201号	119.50	・埠頭地区 土地区劃整理事業(1962)による処理および移住	・蓮山洞地域を編入し撤去家屋 定着地に一団の住宅地造成
	第3次拡張	1963. 5.31	建設部告示第352号	360.25	・政府直轄市昇格(1963.11)による行政区域との一致を図る ・人口の継続的 増価による都市過密(交通,保安,衛生)の解消	・国際的港口都市の面貌構築 ・帯状都市のトンネル,高架道路の施設に環状都市に転換 ・1970年 計劃人口 150万と推定して東萊郡,亀浦邑,沙上面の編入
	面積修正	1967. 4.22	建設部告示第293号	373.23	・行政区域面積の修正によって都市計劃区域面積 修正	—
	第4次拡張	1972.12.30	建設部告示第555号	384.58	・南部広域経済開発計劃(釜山中心に半径 50㎞) ・国土綜合計劃 ・上記 2個 基本構想を達成	・1972年を基準年度とし, 1986年(計劃人口 270万)を目標年度とした。 ・釜山都市計劃再整備計劃によって埋立計劃地を含む
	第5次拡張	1981.10.12	建設部告示第379号	467.59	・釜山, 慶南 管轄区域 調整	・慶南 金海・大渚地区の編入
	第6次拡張	1981.12.12	建設部告示第450号	468.60	・釜山港の綜合的な開発を図る	・甘川港 一円の公有水面を編入し遠洋漁業 水産埠頭,沿岸貨物 取扱埠頭, 一般および行政船 埠頭, 造船区域 設置
転換期	第7次拡張	1984. 4. 3	建設部告示第105号	468.72	—	・龍湖洞 公有水面の編入
	第8次拡張	1984. 4.11	建設部告示第121号	468.74	—	・釜山港 公有水面の編入
	第9次拡張	1985. 2.15	建設部告示第58号	469.50	—	・水営湾 公有水面(ヨート競技場建設敷地)の編入
	第10次拡張	1986. 1.22	建設部告示第15号	469.58	—	・民楽洞 公有水面の編入
	第11次拡張	1986.12. 2	建設部告示第535号	548.38	・都市計劃再整備の樹立(1985年基準年度, 2001年 目標年度)	・行政区域の拡張なしに港湾区域を含む
	第12次拡張	1990. 3.30	建設部告示第163号	647.01	・釜山, 慶南管轄区域 調整	・江西地域(駕洛,菉山,天加面)ふくび隣接の公有水面を含む
	第13次拡張	1990.12.13	建設部告示第870号	647.28	—	・洛東江河口の埋立地を含む
	第14次拡張	1995. 3. 1	建設部告示	850.79	・行政区域調整	・東部5個邑面(機張邑,鼎冠面, 鉄馬面, 長安邑, 日光面)および鎮海の龍院地域(菉山工団の隣接の地域)を含む

資料：都市計劃白書, 釜山直轄市, 1992.

2-2.都市開発 過程上の特徴

釜山の都市計劃は、上で述べたように1937年日帝時代に樹立した朝鮮市街地計劃がその始発点であったが、8.15解放とともにその効力はなくなってしまった。したがって、公式的な釜山都市計劃は1972年に樹立された釜山都市基本計劃であるといえる。その後、1985年に2次釜山都市計劃が目標年度を2001年として樹立され、第2次国土綜合計劃の修訂計劃の樹立によって、釜山都市計劃の長期的の方向設定が再調整する必要がある。これによって1992年に第3次釜山都市基本計劃がもうけられた。しかし、行政区域改編による大規模の編入とコンテーナ物動量の95%を処理する釜山港が限界にたっするなど、予想のできない計劃変数および潜在要因により、ふたたび都市基本計劃の修訂の必要性が増幅された。その結果、1996年21世紀に対備した修訂計劃としての長期計劃が樹立された。特に、東南圏の中枢都市だけではなく東北亜の物流拠点都市としてあたらしい方向を追求しなくてはならない釜山としては、すでに法定計劃として確定した釜山・慶南圏広域開発計劃および現在、進められている第4次国土綜合計劃等を根本とした都市開発の劃期的な転換を摸索しなくてはならない。

釜山の都市計劃過程において最もおおきいな問題点は、まず都市計劃が都市問題の事前対備ではなく事後対策として推進されてきたという点があげられる。すなわち、将来への予測や都市目標が不明であったために短期的な問題点を解決にところに重点を置いたともいえる。これによって、執行初期から施行錯誤が生じ事業が推進される期間内にその機能が限界に達ってしまう場合が多かった。また、ブルドーザ式の開発が進められ、基礎調査および住民輿論の収斂などが不充分だったため住民の反対もあり、また全体を総合的に連繋させる総合計劃にはならなかった。

釜山の都市計劃の特徴を3回にわたった都市基本計劃から抽出してみれば、1次計劃は、沙上地区の大単位工業地域造成と1972年に指定された開発制限区域があげられる。2次計劃からは、西釜山圏の開発に重点をおいた点、3次計劃は、海上新都市の建設と西釜山圏の開発、広域開発の概念の導入があげられる。しかし、それぞれの計劃もすべてが釜山を東南圏の中枢都市に成長・発展させようとした計劃案である。

3. 日帝時代における釜山の都市現状と開発過程

3-1　日帝時代の釜山の都市現状

釜山の近世における都市の歴史は倭館[1]の歴史とその脈をともにしてきたといえる。12世紀初に、日本人の居留区域として設置され使臣の接待、宿泊および貿易機能を遂行した倭館は、東萊の釜山浦、蔚山の塩浦、熊川の薺浦の3つの浦口に立地して三浦倭館とした。特に、釜山の場合は豆毛浦倭館(現在の古館周邊)、絶影島倭館(現在の影島)、草梁倭館(現在の中央洞一帯)につなげられ、都市の中心軸としての位置を点めた。

1876年開港以後、釜山は日本租界地と清租界地、日本租借地、ロシア租借地が設置され外勢による都市開発が行われた。最初に設置されたのが日本人租界地で、以前の草梁倭館を中心とした約11万坪に達した。このような租界設置は、在来の倭館を近代的な法的関係に転換させたもので、朝鮮の領土権が侵害されたのを意味し、日本は条約により倭館時代の3大庁、6行廊等の朝鮮政府が所有した建物を彼らの改善所および倉庫等と交換または買収し、また土地、道路、溝渠等を改修し、租界の体制をととのえていく一方、1880年には東萊府使と交渉して北浜の一帯を新租界地として編入した。

---

1)高麗末葉と朝鮮初期に極甚した倭寇の侵入と掠奪を防くため、朝鮮朝がその對倭懐柔策として太宗7年(1407年)釜山浦に倭人の宿所と交易處ともなれる場所として倭館を設置した後、歴史的な迂餘曲折を経ながら、影島倭館、豆毛浦倭館および草梁倭館に移館して、1876年2月26日江華島條約によって釜山港が國際貿易港として正式の開港となるときまで、469年間朝鮮朝の對外への鎖國政策にも拘らず釜山だけは例外として對馬島を通じて日本との通商貿易が行われた釜山倭館時代が開いていた。

<図-1> 豆毛浦倭館の配置図

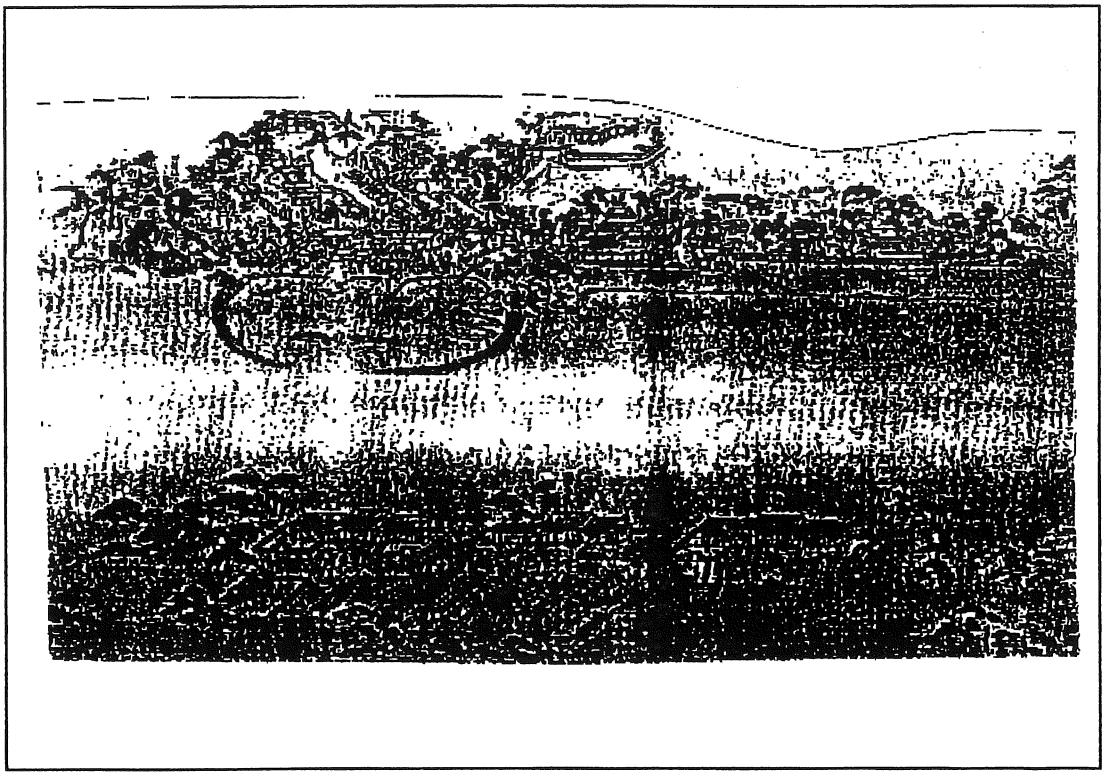

<図-2> 草梁倭館の配置図

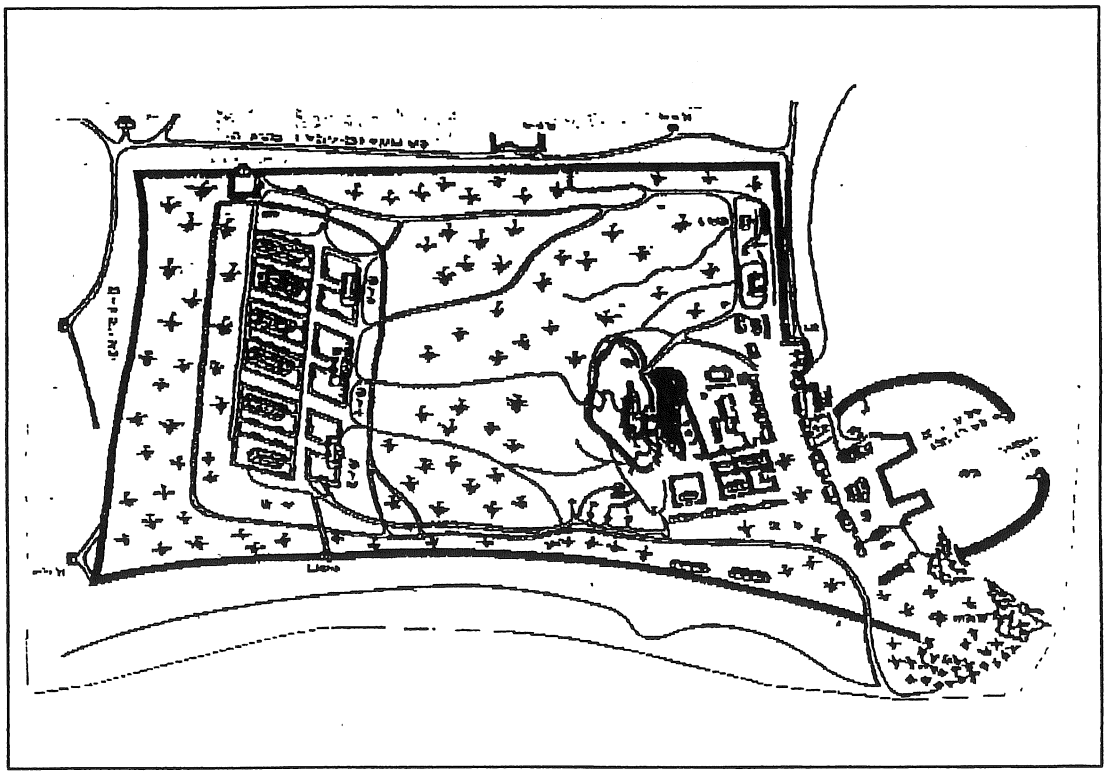

日本は開港初期から将来の居留民増加を予想し道路網を計劃して家屋の構造を規制する一方、領事館建物を中心としてその周邊に警察署、銀行、商業会議所、電信局等の公共建物をつぎつぎに配置し、日本の市街地と類似した居留地市街を形成していった。これがいまの釜山の中区の東光洞、光復洞、大庁洞等の事実上釜山の中心をきずく地区の原型となったわけである。

開港後の日本租界の拡大過程を市街・道路および土地区劃を通じてしらべてみると、開港の直前日本人居住者は82人にすぎなかったが、1878年傾には1,400人または1,500人にもなった。当時、日本租界内の洞名は1879年傾龍頭山・龍尾山(旧市庁)間の地域を東館とし、この土地を2つにわけ第1区を本町、常盤町、弁天町、第2区を入江町、幸町とし号数は160号であった。次に、西館は西町で1区1洞があって号数は20余号であった。1880年に新租界地を吸収しそこを北浜町となづけ、1888年11月から1889年12月まで、仗兵山の日本人墓地と龍頭山のあいだにあった丘陵をほって新作路をつくり、いまの大庁洞・東光洞・草梁方面の交通への便利をはかった。

1890年、日本領事は、租界内の日本人の増加で市街地の建設が必要だったため、再び西館の西町方面の日本人空地を回収した。その間日本領事は、租界以外の日本人の買収土地の戸口を整理する上、その便宜をはかるため市街地名称をつぎのようにきめている。

① 大庁町 : 南側は日本租界、東側は日本人墓地(伏兵山の墓地)、西側は宝水町を境界とする。

② 宝水町 : 東側は大庁町、南側は佐須土原、新道(宝水洞の交番から裁判所まで)、西側は宝水川を境界とする。

③ 富平町 : 北側は新道、東側は日本租界、西側は宝水川を境界をする。

④ 大新里 : 東側は宝水川、南側はあたらしい計劃道路線を境界とする。

⑤ 富民町 : 東側は宝水川、北側は大新里を境界とする。

日本は1898年に京釜鉄道建設権を取得し京釜線の終点を草梁に設置する計劃で、草梁と釜山鎮の間の海面埋築工事にはいり、1905年には竣工した埋築地を区劃して佐藤町、大倉町(現在の中央洞)、岸本町、本町、高島町、京釜町等がそれぞれできた。

日本は、清・ロシア等と競争しながら租界の拡大を期し、1885年12月には絶影島(青鶴洞)に4千9百坪の海軍用貯炭地を租借し、ロシアと競争した結果、1892年には公有地100万坪、民有

地435万坪および埋築地3万1千714坪を合法または不法的な方法で取得し、総計550万余坪の土地を公私有化した。

このように租界をあしばに土地を拡張していく過程において、事実上の治外法権的な地位にあった日本租界地での居留日本人の数は、開港当時に82人から1910年には2万3千570人余りへと急激に増加した。

日本租界のつぎに設置されたのは清国租界である。清国は、朝鮮政府と1882年7月に通商条約を締結し、1884年草梁洞一帯の9万746㎡にたいする租界予定地としてきめることになった。しかし、すぐに清日戦争がおきることによって清館、すなわち清国租界は東萊監吏署で保護することになった。清日戦争後に清国の外交的地位や商圏は、顕著に衰退し日本の侵蝕をうけながら韓日合併になると清館もやはり釜山府の行政区域に編入されることになった。

英国は、1883年韓英通商条約にもとづき同年8月30日に領事が釜山にはいってきて、東萊監吏と協議し靈仙山の一帯の総計2万895㎡にたいし年間16元72銭の税金で租借し領事館敷地としてきめるようになった。

しかし、英国領事館もすぐ閉鎖され、その敷地の一部は1909年5月に着工した靈仙山鑿平工事に吸収された。要するに、日本租界をはじめとした各国の租界は釜山地方行政区域および行政にとって1つの特殊な形態として存在したことである。

1910年8月29日韓日合併条約によって大韓帝国の主権を剥奪した日帝は、韓国を朝鮮に改称し朝鮮総督府を設置したが、同年9月29日朝鮮総督府とともに朝鮮総督府地方官制を発布して同年10月1日からこれを施行した。

そのときの地方制度は13道12府317郡となっており、道に下に府・郡をおき、道には道知事、府には府尹、郡には郡守を任命した。

その以前の1906年現在、慶尚南道(道庁所在地は晋州)は東萊府・昌原府・28郡・457面であったが、1910年10月1日から東萊府が釜山附へと変更された。その後、1912年1月1日には慶尚南道内に釜山府・昌原府・27郡・458面・4,515洞里に改編されたが、従来の規模とにている。特に、旧韓国時代以来、日本人は釜山に日本居留民団という独自的な自治団体を組織している。統監府の傘下にあった釜山理事庁があり、それが合併された同年に総督府が設置されることによって廃止されたが、彼らの行政体系が完全に総督府の地方制度に吸収されなかった関係で、おたがい対立し複雑な行政様相をみせている。

1914年3月1日、地方制度の大改編の時はじめて府・郡を統廃合すると同時に従来の釜山の中国単独租界(草梁一帯)を廃止し、また日本人の自治団体の釜山の日本居留民団と日本人会を釜山府に編入させ、単一制度につくるようになったが、釜山府の管轄区域面積は、84.15㎢として設定された。また、釜山府の一部と機張郡を合わせ東萊郡を新設し慶尚南道に属するりようになった。

これを整理してみれば<表-3>のようである。

<表-3> 釜山府・東萊郡の管轄区域

名称	位置	管轄区域
釜山府	釜山	釜山府の旧日本居留地(日本単独租界)に該当する邊川町(現在の光復洞)・今平町(光復洞)・西町(新昌洞)・本町(東光洞)・上盤町(東光洞)・幸町(昌善洞)・北浜町(大橋洞)と中国祖系一帯の草梁洞、サズンミョン(瀛柱洞・草梁洞・瀛仙洞・影係洞・青鶴洞・東三洞)・釜山面(凡一洞・凡二洞・佐川洞・佐二洞・東川洞・水晶洞・豆毛洞 ・ノハドン・サンスドン・西部洞・沙下面に属する下端洞・岩南洞・長林洞・槐亭洞を除いた大新洞・富民洞・富平洞と大峙洞の一部,ヨンズミョンの龍塘洞の一部
東萊郡	東萊	釜山部 邑内面・東上面・東下面・北面・西上面・西下面・南面・東平面・沙上面・佐二面・沙下面・ヨンズミョンのうち釜山部に属しない地域, 機長郡 一帯

1925年に慶尚南道の道庁の釜山への移転によって、釜山府は慶南行政の中心地として1933年2月20日から方面委員制が実施された。方面委員制は軍国主義的な強力行政の要請により登場した制度で、釜山府管轄内に西部第1(大新町)、第2(谷町)、第3(南富民町)、中部第1(影柱町)、南部第1(影善町)、北部第1(草梁町)、第2(水晶町)、第3(凡一町)の8つの方面が区劃され、方面ごとに方面事務所が設置され地域的または府尹に委嘱された事務を処理するようになった。

一方、1936年4月1日行政区域の変更で過去東萊郡に属した西面一帯が釜山府に編入し行政区域面積は112.12㎢となり、現在の釜山鎮区に釜山鎮出張所を設置した。当時釜山府の人口は206,386人であった。

その後、1942年10月1日の行政区域の変更で東萊出張所・沙下出張所および水営出張所がそれぞれ設置されたが、そのときの行政区域面積は241.12㎢、人口は334,318人であった(表

-4、表-5参照)。

<表-4> 釜山府の各出張所の管轄区域

釜山府 出張所名 (位置)	設置 年 月 日	管 轄 区 域
釜山府 釜山鎮出張所 (釜山府 釜田里 252)	1936年 4月 1日	草邑里・蓮池里・凡田里・釜田里・楊亭里・田浦里・門峴里・釜谷里・堂甘里・伽倻里・開琴里・大淵里・龍塘里・龍湖里・牛岩里・獣蛮里
釜山府 東萊出張所 (釜山府 福泉里 381)	1942年 10月 1日	寿安里・楽民里・福泉里・漆山里・明倫里・温川里・社稷里・巨提里・蓮山里・安楽里・盤如里・鳴臟里・久瑞里・錦糸里・回東里・石垈里・五倫里・釜谷里・長箭里
釜山府 沙下出張所 (釜山府 塊亭里 824)	1942年 10月 1日	沙下一円
釜山府 水営出張所 (釜山府 水営里 191- 2)	1942年 10月 1日	水営・海雲台一円

<表-5> 行政区域の変遷沿革

年月日	根 拠	変 更 内 容	面積
1910. 10. 1	朝鮮総督府令 第7号 (1910. 9.29)	・釜山府設置(従来の釜山理事庁 廃止) ・旧 韓国 時代の東萊府 編入	35.402
1914. 3. 1	朝鮮総督府令 第111号 (1913.12.29)	・東萊郡の設置で釜山府の一部が分離され慶尚南道に編入 ・釜山府 管轄区域 釜山府 旧日本人居留地(日本 単独租界)に該当する邊川町(現,光復洞)・今平町(光復洞)・西町(新昌洞)・本町(東光洞)・上盤町(東光洞)・幸町(昌善洞)・北浜町(大橋洞)と中国租界 一帯の草梁洞, サズンミョン(瀛州洞・草梁洞・瀛仙洞・青鶴洞・東三洞), 釜山面(凡一洞・凡二洞・佐川洞・佐二洞・東川洞・水晶洞・豆毛洞・西部洞等), 沙下面に属した下端洞・岩南洞・槐亭洞を除いた大新洞・富民洞・富平洞と大峙洞の一部, 龍塘洞 一部	84.15
1936. 4. 1 (第1次 拡張)	府令 第8号 (1936. 2.14)	・東萊郡 西面および沙下面 岩南里を編入	112.12
1942. 10. 1	府令 第242号	・東萊郡 東萊邑 一円と沙下面 一円, 南面 一円	241.12

<図-3> 行政区域 変遷図

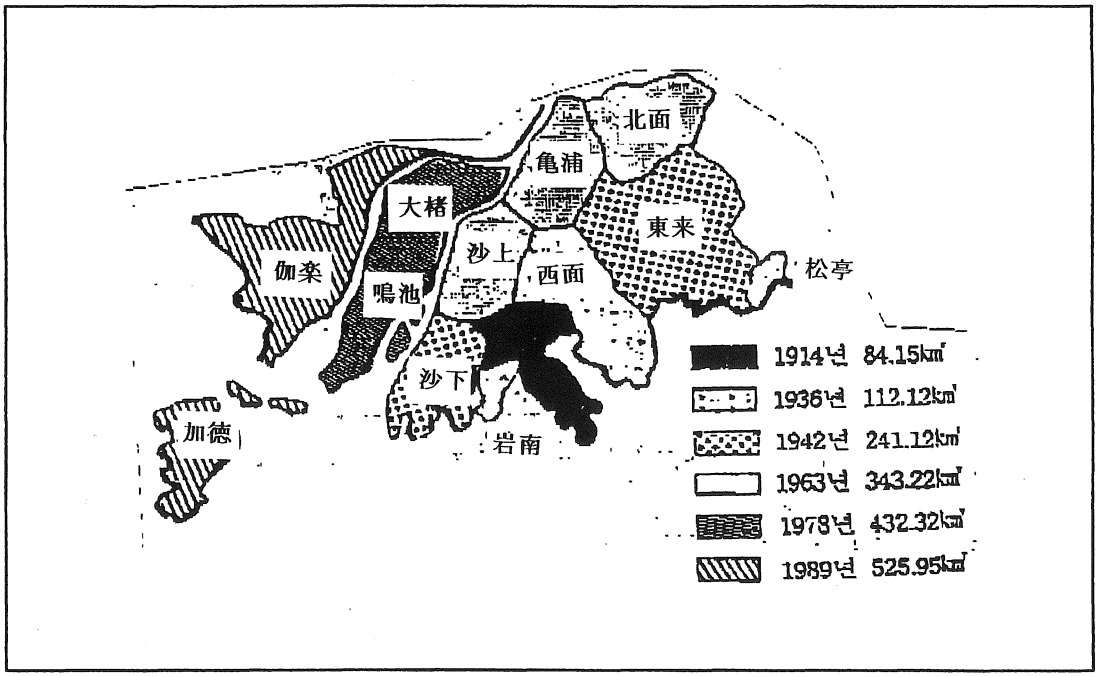

3-2 都市開発の過程

1934年日本による朝鮮市街地計劃令が公布され、釜山は1937年同計劃令および施行令によって釜山市街地の計劃区域の決定と同時に約1,879,700坪にたいし計劃告示を行った。これが最初の開発事業で1939年瀛仙地区、釜田地区、凡一地区等の3カ地区にたいし土地区劃整理事業を実施したものである。

瀛仙地区では、130.724坪にたいし1944年に事業を完了したが、凡一・釜田地区は1、2地区にわけ事業を施行している途中で8.15解放をむかえることになり、一時事業が中断されたが着手後29年ぶりの1967年に完了した。

一方、釜山の土地利用規制にたいしては、1901年日本租界地内に土地を用途別に区分して実施したが、本格的に現代的な地域地区制を実施したのは1944年釜山市街地区域内に公園、緑地および風致地区を告示した時点とみられる。特に、釜山の計劃的開発のための釜山最初の都市計劃樹立は、朝鮮総督府の朝鮮市街地計劃令によった朝鮮総督府告示第188号で、1937年3月23日付に告示された釜山市街地計劃区域である。計劃樹立の当時の1937年現在、人口213,142人を基準として1965年を目標年度とし、目標年度の計劃人口40万人、市街地計劃区域総面積84,156,300㎡を設定した。釜山市街地計劃区域は、<表-6>でみるように1910年10月府制が実施された当時の釜山市行政区域の35,402,000㎡に、西面と沙下地域一帯を含めた範囲において設定したものである。

<表-6> 釜山市街地の計劃区域の決定内訳

区 分	面 積 (㎡)	里 名
合計	84,156,300	44カ里
釜山府内	35,402,000	27カ里
旧 西面	46,192,300	伽倻里, 開琴里, 堂甘里, 釜岩里, 草邑里, 蓮池里, 凡田里, 楊亭里, 門峴里, 牛岩里, 戡蛮里, 龍湖里, 龍塘里, 大淵里, 釜田里, 田浦(16カ里)
旧 沙下面	2,562,000	岩南里(1カ里)

特に、同地域には前述した土地区劃整理事業地区3カ所および市街地区域内の道路計劃等が含まれている。

3-3 日帝時代の港湾開発計劃

釜山は昔から港湾機能からはじまった都市といえる。また、港湾機能を活性化させるための海岸埋立が現在の釜山の市街地の骨格を形成する契機となった。1887年釜山の海岸敷地の拡張埋立をはじめ、釜山港の埋立が本格的に進められながら釜山港の基本骨格が形成されるようになった。

特に、1901年からはじまった京釜線鉄道工事による海岸の埋立は、釜山市街地の拡張とともに都心形成の契機ができたといえる。(図4参照)

釜山港の本港の港湾施設としては、1904年以前には湾の南端に簡単な防波堤で囲まれた約7千坪の船留場の以外には何もなかった。当時は湾に面じた海岸は山がちかく狭い平地もなかったので、市街は龍頭山から西側の港の背面においてしか発展せざるをえなかった。1902年釜山埋築株式会社が設立され、船留場から現在の釜山駅の本館敷地にわたっての海面4万1千坪が埋立され、従来の背面においてのみ発展した市街地も港湾に沿って北側へと拡張しはじめた。

1904年8月露日戦争中に締結した露日協約により、月賀田種太即氏が1904年10月から旧韓国財政顧問に招聘され、その積極的な行政方針が港湾施設にもおよんで本港にたいしても諸般施設の計劃を樹立した。1906年以後5カ年の継続事業として、京釜線鉄道の終点としての釜山駅の施設とともに船舶・汽車の連繋のため、埋立地の一部を海岸側に突出させて突堤埠頭を造成した。その南側には延長276mの鉄造桟橋を設置し桟橋上には京釜線鉄道の終点を誘致することによって下関－釜山間の連繋の目的を達成した。1912年3月1日に竣工し、同年6月15日から使用を開始したがこれを第1桟橋という。

<図-4>　1904年当時の釜山港の地形

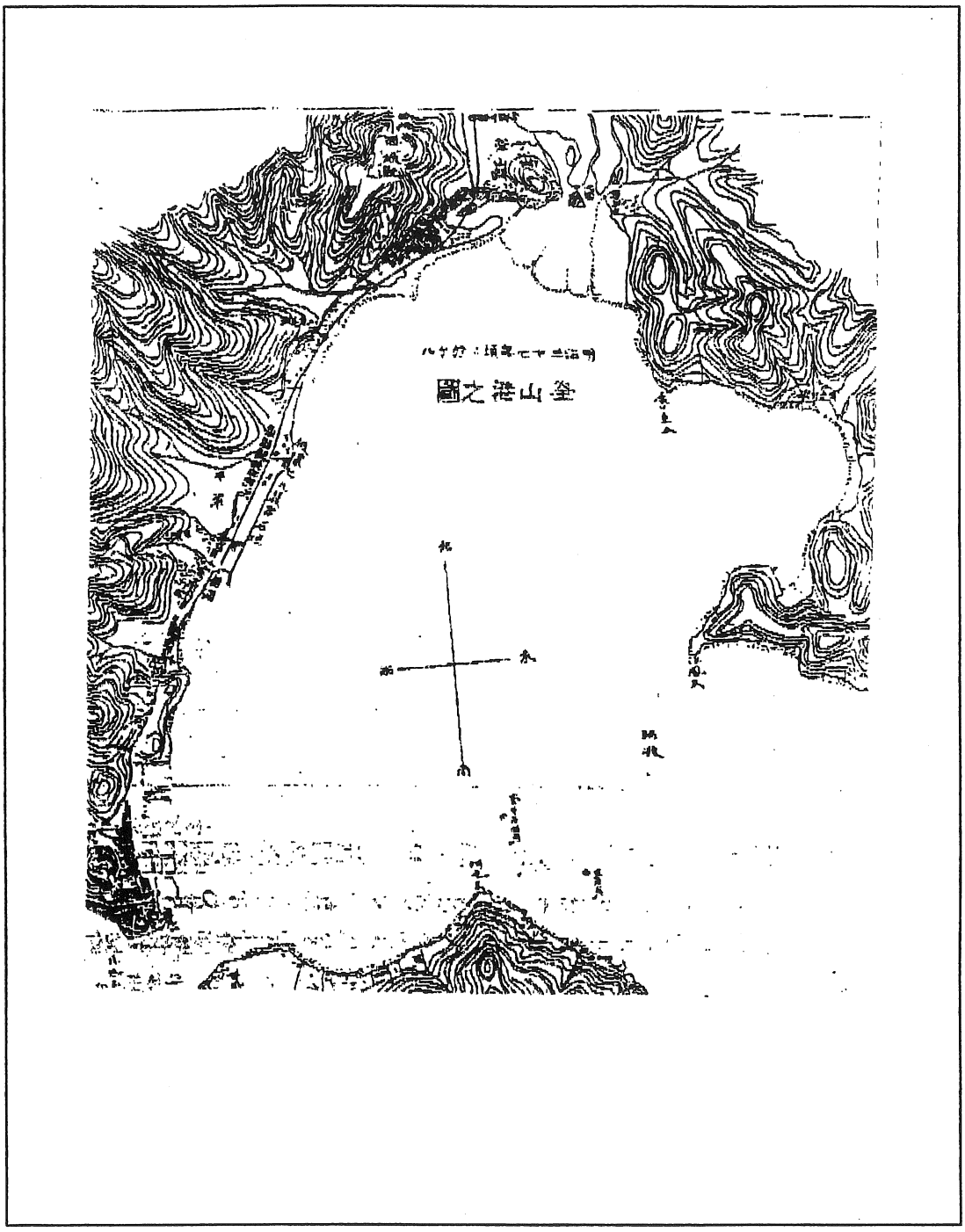

韓日合併後、国際交易の事情は急変し、これに対応する施設拡張の必要性が増大してきた。第1期工事として1911年から1918年、第2期工事として1919年から1928年にわたって施設拡張の工事が行われた。これによって防波堤の築造、港内浚渫により第1および第2埠頭をつくることになり、年間140万tonの貿易貨物を取扱できるようになった。また、中国事変による埠頭拡張の必

要性が生じ、1937年から1940年にわたり第3および第4埠頭と、それと関連して埋築と浚渫を実施し鉄道線も引入されることによって現在の釜山港の骨格が形成されるようになった。1906年から1945年終戦まで釜山の港湾施設として竣工された主な工事はつぎの通りである。

1) 埠頭

第1埠頭	繋船延長 岸壁延長	南側 276m 北側 365m	水深 7.2 水深 8.2	3千ton級汽船 6千ton級汽船	2尺計類 2尺計類
第2埠頭	〃	南側 365m 北側 365m	水深10.9 水深 8.2	1万ton級汽船 6千ton級汽船	2尺計類 2尺計類
第3埠頭	〃	南側 550m 北側 600m 突端 150m	水深 9.0 水深 9.0 水深 9.0	8千ton級汽船 8千ton級汽船 3千ton級汽船	3尺計類 3尺計類 1尺計類
第4埠頭	〃	南側 550m 北側 600m 突端 150m	水深 9.0 水深 7.0 水深 9.0	8千ton級汽船 3千ton級汽船 3千ton級汽船	3尺計類 3尺計類 1尺計類
中央埠頭	〃	645m	水深 9.0	8千ton級汽船	4尺計類
繋留岸壁総延長 4,616m　繋留可能汽船数 26尺					

<図-5> 釜山港の埋立現況と周邊の市街地の計劃図

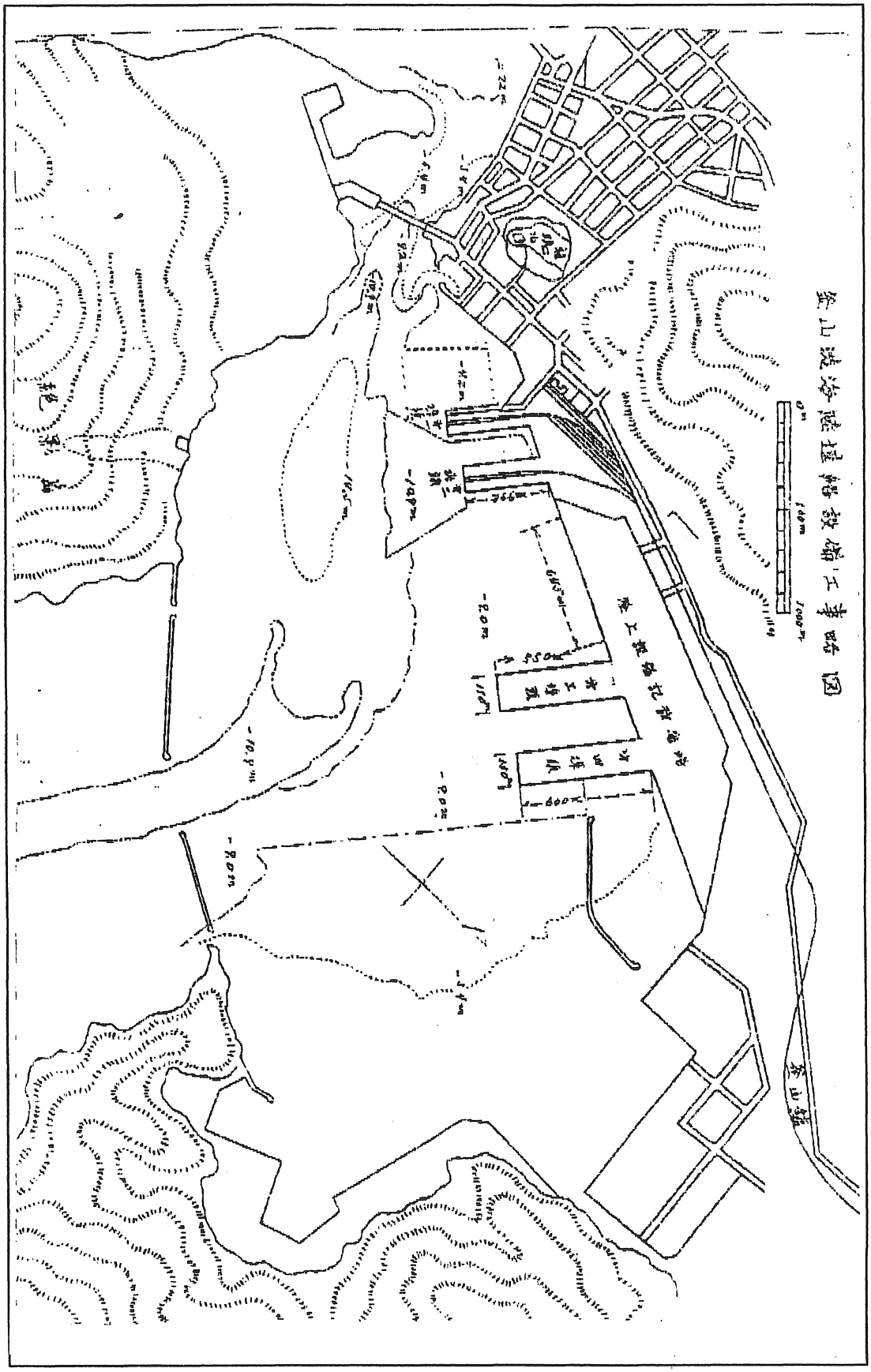

2) 港口防波堤

南防波堤の延長－936m、北防波堤の延長－460m、港口の幅－327m

3) 浚渫

総面積約120万㎡を浚渫し、8千ton級汽船の出入、繋留が便利になるようにした。

4) 埋立

総面積約80万㎡を埋立し、倉庫の建設、鉄道の敷設の用途に提供された。

4. むすび

以上で日帝時代における釜山の都市計劃事業と港湾関連の建設事業に対して概略的にしらべてみた。日本が建設した京釜線鉄道と港湾建設は、軍事的な目的で韓国と日本、ロシア、中国を連結する軍需物資の輸送のための施設であった。日本はその釜山港を基盤として戦争収奪資源の輸送、軍隊および軍需物資の輸送上、釜山港は立地的に兵站基地化の最適地として1911年からたえずに港湾築造の工事を実施した。その結果、1、2、3、4埠頭、中央埠頭等が持続的に建設されるようになった。 したがって、釜山港の機能は、国際貿易港の役割より対日輸送物資、軍需物資の輸送のための軍事港の機能を遂行する役割を担当した。一方、釜山の市街地は日本租界地を中心に道路および宅地開発が行われ、京釜線鉄道の駅舎を中心に市街地が形成された。すべての都市計劃および施設は、日本人の中心に建設されながら、現在の釜山の都市骨格を形成した。いまの釜山は環太平洋地域の物流拠点都市として大きく跳躍するための転換期をむかえようとしている。

上で考察したように、釜山港は以前から韓国の関門として国防、外交、国際交易の役割をはたし、1876年貿易港として開港されてから122年が過ぎた現在も、韓国第1の貿易港であり、世界5位のコンテーナ物動量を処理する世界的な港湾として、国家経済に大きく寄与しているわけである。したがって、釜山新港湾の完工とともに現代的な港湾として持続的な開発と管理が行われなければならないだろう。特に、港湾のセールズの強化は地域経済だけではなく国家経済に至大な影響を与える。勿論、最初の釜山港の開発は、日帝の軍事的な目的によったものであったが、

どのような目的で開発されても基盤施設の重要性を認識し、持続的な開発、弘報、管理によって世界的な釜山への跳躍のために邁進することが、私達の使命であることを忘れてはならないだろう。

参考文献

1. 港湾研究(釜山港史篇)、韓国港湾研究会, 1997。
2. 都市計劃白書、釜山直轄市、1992。
3. 金興官、釜山都市回生のための考察、釜山発展フォーラム、1996。
4. 金興官、光復50年と釜山の未来、釜山発展フォーラム、1995。
5. 国土開発研究院、21C先進国土に向う政策課題、1998。
6. 石田頼房、日本近代都市計劃史研究、相書房、1987。
7. 釜山発展論－国際化時代における地方の発想と戦略－、東南開発研究院、1993。

東アジアにおける国際間の労動力移動のメカニズム

釜山外国語大学校経済学科
教授　権 奇 哲

目　次

1. 序論
2. 東アジアにおける国際労動力の移動の規模とパタン
3. 外国人労動力の需要と供給
　3.1　需要側　要因:日本およびアジアNIEsの労動力の不足と労動力の輸入
　3.2 供給側 要因 : 労動力の過剰と労動力の輸出
4. 労動力の移動の媒介要因
5. 結論

東アジアにおける国際間の労動力移動のメカニズム

釜山外国語大学校経済学科
教授 権 奇 哲

1. 序論

今日、国際経済の世界化の過程において、商品の国際間の移動は言うまでもなく資本の国際間の移動が大きなひとつの流れとして含まれている。すなわち、国際貿易と国際投資および金融を主軸として、国際経済は世界化を加速化させてきた。このような　動きと共に発生している現象が労動力の国際的移動の問題である。

ところで、実は生産要素としての労動力の国際的移動は、すぐ別の生産要素である資本の国際的移動といっしょに行われている。今日超国籍企業中心に行われる資本の国際化は、他方では労動市場の国際化を同時に招らしているわけである。今日超国籍企業の海外生産の拡大は、海外現地の労動力を自身の要求のどうりに自身の世界生産体制の中に再編させようとする一種の労動力の利用戦略ともいえるだろう(李大根、1993、p.443)。

先進国資本の海外現地への労動の編入過程は、二つの形態で展開されてきた。一つは、資本輸出を通じた現地においての編入であり、もう一つは、外国から直接労動力の輸入を通じての編入である。資本輸出は、先進国の資本の海外投資を通じて雇用機会自体を海外に移転することである。反面、労動力の輸入は、先進国がみずから必要な労動力を直接輸入し、内部での資本と結合させる形態である。

この二つの形態は別個のものとしてみえるが、2次大戦以後の米国を中心として起っこた過程を見れば、おたがいに密接に連関していることをわかる。米国の場合、1960年代からLatin　Americaとアジアからの移民が急速にふえた。70年代の場合、移民者数の比重は、上位5カ国がMexico、Philippines、Cuba、韓国、中国等であった。これらの地域が米国への労動力輸入の市場として主流をなしているのは、戦後これらの地域に対する米国の資本輸出と直接的な関係がある。特に、多国籍企業による米国の資本の進出は、これらの地域で農村　→　都市間の人口の移動を激烈に起こし、また急速な都市化過程で正規的な

仕事場をさがせなかった多くの人びとが、都市非公式部門を形成するようになった。これが正に米国への労動力の移動を起こした一種の貯水池に変るようになったわけである。

この論文は、東アジア地域[1]においても1980年代以後日本を中心にこれと類似な過程が起っこているということに注目し、その具体的な現象を明らかにするところに目的がある。資料によると現在東アジアには約650万人の労動者が海外で就業している。しかし、東アジアの労動力の移動が米国中心のそれとちがう点は、労動力の移動が日本だけに集中されるのではなく、相対的低所得国から相対的高所得国へといろいろの次元において複合的に起こっているということである。要するに、韓国から日本に労動力が移動する一方、東南アジア諸国から韓国へ、また日本への移動も同時に起こっているということである。

この論文は、こうした東アジアにおける労動力移動の現況を把握し、移動の方向と構造を明らかにし、その需要および供給と移動の決定メカニズムを明らかにするところに目的をおいている。この過程で東アジア各国の労動力の受容と送出の事情と、政府の政策も明らかになるだろう。この序論につづく2章では東アジアの労動力の移動の現況と移動パタンを明らかにし、3章では移動に影響をあたえた需要および供給側の要因を検討する。つづいて4章では移動にたいする動機賦与と移動方向を決定した媒介要因にたいして察してみることにする。

2. 東アジアにおける国際労動力の移動の規模とパタン

1980年代以後、東アジアの急速な経済発展の一つの重要な結果として生じたのは労動力の移動の増加である。過去20年間にわたり海外への移住労動者(migrant worker)の国際的移動は、東アジアにおいて急激に増加してきた。1980年代初に東アジアに約1百万人の外国人労動者がいた(在日韓国人および在Malaysi Indonesia人ふくむ)。1990年まで、この数字は3百万人をこえ(Abella, 1995, p.125)、1999年現在は、約650万人にいたると推定されている(Migration News, May 1999)。

1960年代を通じて経済的要因による東アジアの人口移動は、主に米国やCanadaのようなアジア以外の国家に向いていた。そして、1970年代には石油価格の急騰により建設部門

1) アジア地域内の小地域に對する名稱は、極めて多様に使われているので多少の混亂がある。この論文でいう東アジア地域は、ASEAN諸國の中心の東南アジアと韓國、中國、日本、臺灣等の東北アジアを含むものとする。

表1.東アジア主要国の外国人労働者のストク推移

國家	年度	推定 ストク
韓國	1980	0
	1992	66,100
	1999	150,000
日本	1969	696,000
	1984	841,000
	1993	1,320,000
	1999	1,500,000
臺灣	1980	0
	1991	53,700
	1994	246,500
	1999	389,000
Singapore	1970	14,000
	1973	100,000
	1989	128,000
	1993	180,000
	1999	700,000
Malaysia	1984	500,000
	1992	1,102,000
	1997	2,000,000
タイ	1993	200,000と
	1999	700,000
Brunei	1971	11,000
	1986	26,000
	1988	31,400

資料: Pillai (1992); ILO (1988); ILO (1994); Migration News (1999, 1998, 1997, various months)

等で労動力の需要が急増した中東へ多くの労動力が移動した。1980年代以後アジアでは家政婦からエンジニアーにいたるまで、すべての種類の労動者たちが域内において移動している。

東アジア諸国における外国人労動者の増加は、表1で表れた通りである。1970年代の場合、外国人労動者の存在自体が微々で資料が不正確でもあるが、主要労動力の輸入国において外国人労動者が大きく増加したということがわかる。

日本の場合、1970年以後外国人労動者の数が大きくふえ、増加率ももっと大きくなっている。台湾と韓国の場合、1980年にはほとんど外国人労動者がいなかったが、90年代末現在、合せて50万人をこえている。この数値は2次大戦後から大規模で外国人労動者を輸入しはじめたフランスの1/4に達する。アジア地域から外国人労動力をはじめて輸入しはじめた国家であるMalaysiaとSingaporeは、1980年代に労動力の輸入を大きくふやした。タイ

図1　東アジアの國際勞動力の移動パタン

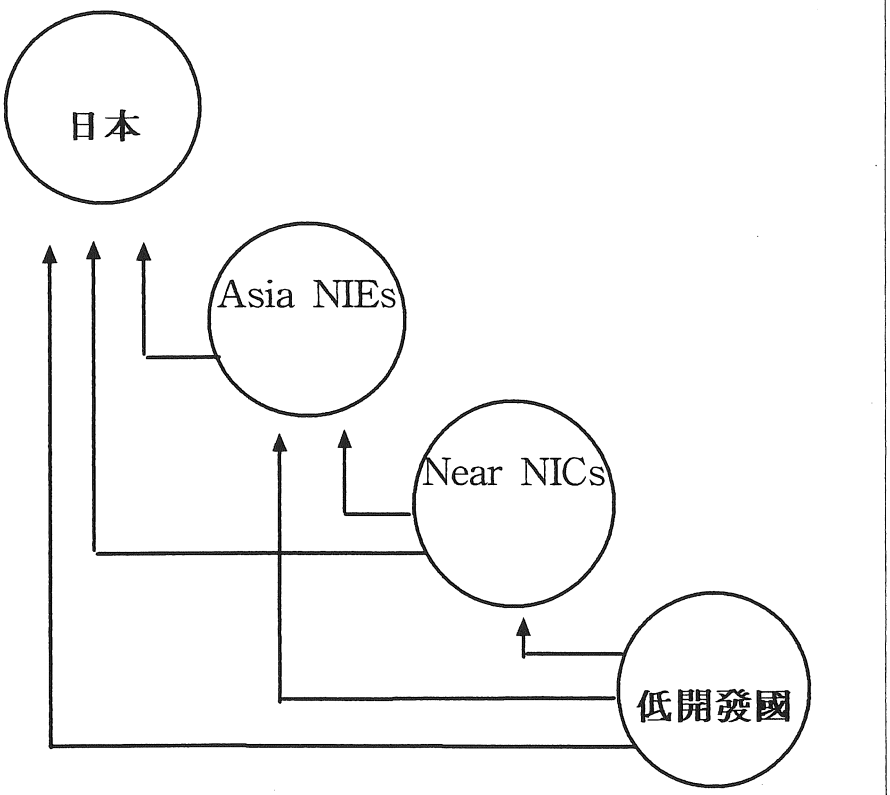

は、しばしば労動力の輸出国として看做されたが、今は数十万人の労動者を輸入する国となった。

東アジア域内の人口移動では、いくつかのパタンを発見することができる。これは大きく3つに分けられるが、それは次の通りである(Pang, 1994)。

第1に、開発途上の東南アジアと先進東北アジア間の流れである。この二つの地域の間には未熟練の　登録および未登録の労動者が東南アジアから東北アジア(主に, Hong Kong, 台湾, 日本, 韓国)へ移動しており、反対の方向では熟練および専門職の労動者が移動する。北向移動は就業機会をさがす個人が主である反面、南向移動は貿易、投資および技術の流れと関連がある。

次に、東南アジア域内の流れである。Singaporeでは隣接したIndonesia、Malaysia、Philippines、タイ等から多くの熟練および未熟練の労動者が流入され、熟練および専門職の労動者がSingaporeから隣接国へ一時的に移動する。MalaysiaのJohor洲、Singapore、IndonesiaのRiau島でつくられた成長の三角地帯がこの三国間の労動市場の連結網を拡張する主要因として分析されている。その他の流れとしてはPhilippinesからSaba、I

ndonesiaの一部と南部のタイからMalaysia、Myanmarからタイ、東南アジアのいろんな地域と南アジアからでBruneiへの未熟練の不法労働者の移動もある。

第3に、東北アジアの域内の流れである。この地域でも多様なパタンが発見されるが、まず中国、韓国、 Hong Kongおよび台湾から日本へ行く労働力の移動の流れがある。そして、中国からHong Kongへの未熟練の労働者の小規模の移動と、その反対方向への専門職・経営者・技術者の中国への移動がある。また、中国から台湾と韓国への大部分の不法の移動があり、台湾から中国への規模が大きい短期・非公式の経営者および専門家の移動がある。

この多少複雑な流れには、経済発展の段階別において相対的低開発国から相対的先進国へ行く複合的でかつ中層的な人口の移動構造が存在する。すなわち、東アジア諸国を発展段階別に日本、アジア NIEs、Near NICs、低開発国に分類すれば、日本を頂点にして、各発展段階別に低い発展水準の国から高い発展水準の国へと移動する流れが形成されている(絵1参照)。

3. 外国人労働力の需要と供給

3.1 需要側の要因 : 日本およびアジアNIEsの労働力の不足と労働力の輸入

大体1980年代以後、日本とアジアNIEsは国内労働市場から供給不足の現象に直面しはじめた。それは大部分の国ぐにが伝統的に産業化のための労働力供給の源泉だった農業部門から剰余労働の枯渇の現象をすでにえて、急速な経済成長によって雇用がほとんど完全雇用の水準から維持され、実質賃金が急速に上昇することによって、3K業種等では労働力を調達することがむずかしくなったからである。

日本の場合は、労働力の不足現象はつぎの三つの要因に起因する(Abella, 1995, pp.126-7)。1つめは、1980年代末の経済回復以後の労働需要の増大である。2つめは、雇用弾力性が高いサービス産業の成長である。3つめは、労働の需要と供給の不一致である。

1950年代と60年代に日本経済は年平均10%ぐらいづつ、特に、工業部門は年間13.5-

15.5%づつ成長したが、その必要な労動力は農業部門での大規模の剰余労動力から調達することができた。そして、全体　の労動力は自然増加と女性の経済活動の参加率の上昇に起因して年間1.2%ぐらいづつ成長した。

1960年代に400万人の労動者が農業部門をはなれ、1970年代にはその規模が300万人とへり、その以後のこった農村労動者の大部分は高齢者であった。その結果、1987年から1990年の間に非農業職種の就業のため、農業をさった労動者は18万人に過ぎなかった。1990年に日本の農業部門には400万人の労動者だけがのこり、その中の大半は50歳以上であった。

韓国の場合も日本と類似した理由で労動力の不足の現象に直面している(Park, 1996)。まず、韓国人口の年齢構造が変化している。韓国もすでに高齢化社会にはいり青年労動力の供給がへってきているということである。1960年代と70年代初には農村地域から都市へ移動してくる青年労動力が経済成長を後おししたが、この労動力の供給は1970年代中盤以後に中止された。しかも、教育機会が拡大されることによって青年労動力が仕事場をさがすよりは高等教育に進学する比率も高くなってきた。15-19歳年齢の男性の経済活動への参加率が1971年36%だったのが1991年には11%におちた。また、製造業に就業する人よりサービス業に就業する人かふえてきているということも指摘することができる。この趨勢は1980年代以後にはもっと著しくなる。ここには、高等学校において技術系の教育より人文系および商経系の教育をうける人かはるかに多いという供給側の要因以外に製造業部門の成長の鈍化と、サービス業部門の相対的高成長という需要側　の要因も作用したわけである。

台湾において農業部門に雇用された労動力の比重は、1965年41%から1994年12%に下落した。1960年代末傾には、農業部門の偽装失業がほとんど除去された。台湾は、経済が成長することによって大きな人口学的な変化も現われたが、2次大戦以後の死亡率は引き続きひくかったが、経済発展と家族計劃の事業の成功によって1970年代初には、すでに出産力の低下も経験するようになった(Tsay,　1995)。その結果、70年代に3%だった人口増加率が80年代初には2%に、86年にはまた1%に下落した。これにより台湾の人口は1952年から1975年まで8百万から1千6百万に増加したが、それ以後19年の間には5百万人だけが増加するとこのにとどまった。このような出産力の低下が労動市場に影響をあたえるのには15年あるいは20年がかかる。そして、労動力の経済活動参加率の変化も労動力の規模へ影響をあたえた。台湾の場合、いろいろの年齢階層別、性別で参加率がおちてきたが

、その理由は次の通りである。1) 進学者の比率の増加、2) 所得の増加によるレーザ需要の増加および早期の隠退、3) 労動に対する態度変化。そのようにして台湾の労動市場は1980年代の剰余から不足へ転換した。これは実質賃金にすぐ影響をあたえることになるが、すべての産業において1980年から1990年間に実質賃金が二倍に増加した。

Singaporeは、1965年独立以後に急速な産業化を経験することになるが、これは産業別の雇用構造に大きな変化を招らした。Singaporeは都市国家であるために、農業部門がほとんどみられなかった。しかも、農業に従事する数すくない労動力すら、1960年代の中盤以後は減少し続けた(1966年総労動力の2.2%から1990年0.5%へ減少)。製造業部門の急成長による農業部門からの労動力の流出だけではなく、公共住宅の供給と下部構造の施設のための土地受容が行われたので農業部門が維持することができなかった。1990年にはSingapore労動力の約29%が製造業部門に雇用され、50%以上がSingaporeの貿易中心地の役割と関連した商業およびその他のサービス業に従事するようになった。このような製造業とサービス業の急速な成長のためにSingaporeは、1980年代の後半以後、賃金上昇と労動力の不足に直面することになる(Tan, 1996)。

Hong Kongは、社会的に中国人の社会であり、従って、必要な人力を基本的には中国から調達してきた。1986年から1996年まで、Hong Kongの人口は550万から620万に増加したが、その中で大部分が移民によるものであった。この期間中、Hong Kongの労動力は280万から320万に増加した。また、この期間中の産業別、職業別に労動人口の分布が大きく変った。1986年に労動人口の1/3以上が製造業に従事したが、1996年にはこの数値が19%に下落した。これはこの期間中の製造業体が海外に移動したからである。1996年に雇用の比重が最も大きい部門は、都・小売業、輸出入貿易業、食堂、ホテル業で、それに続き公共および個人サービス業、その次が製造業であった。製造業の大量の海外への移動のため、Hong Kongは1995年に最高3.7%までの高い失業率を経験した。これは、Hong Kong全体における雇用問題の深刻性について深く考える契機となり、1996年には移民政策を修正することに至った(Levin and Chiu, 1998)。

Hong KongとSingaporeは多少ちがうが、日本、韓国、台湾は、産業化の各段階において西欧先進工業国にくらべると、長いあいだ労動力の輸入を回避してきた。大部分の西欧先進国は、1960年代にすでに総労動力の2%以上の外国人労動者を雇用していた反面、都市国家のSingaporeとHong Kongを例外とすれば、東アジア諸国の中で2%以上の外国人労動者があった国はない(表2参照)。

表2.総経済活動人口の中の外国人の比率

	1960	1970	1980	1993
日本		1.4		2.0
韓國				0.6
Singapore		1.9		9.8
Malaysia			8.1	16.0
Brunei		27.0	32.0	
Austria	1.4	3.3		
Belgium	4.8	7.1		
France	6.3	7.2		
West Germany	1.7	6.5		
Luxemburg	15.6	21.0		
Netherlands	1.1	2.8		
Sweden	2.9	5.1		
Swiss	16.8	21.9		
England	5.1	7.3		

資料 : Abella, 1995, p.130

日本と東アジアNIEsが外国人労働者の比率を低く維持することができたのは、厳格な移民政策と自国経済の周到綿密な構造調整のためである。これらの東アジアの国家においては、経済の加速的成長が労働力の不足のため制約されることになると、構造調整と自動化を推進したわけである。日本の場合、1950年代 中盤から60年代の中盤まで、労働生産性が二培以上に増加したが、これは企業が労働を資本と代替して高級技術を採択したからである。そして、70年代以後、東アジアNIEsにたいする海外直接投資、80年代以後のASEANを中心とした東南アジア諸国にたいする海外直接投資をふやすことによって、国内での労働力の　不足の現象に対応した。アジアNIEsもやはり海外直接投資を通じて労働集約的産業の一部を他の国へ移転することによって外国人労働者の輸入を回避することができた。

海外投資により国内のすべての労働集約産業が海外に移転できることではない。建設業のような土地附着型産業、海外投資ができるほどの規模にはなってない小企業部門、大部分のサービス業部門においては労働力が不足してもその地域と国家は離れられない。これらの部門は労働力が不足し賃金がたかくても現地において経済活動をしなければならない。

日本と東アジアNIEsは、労働力の不足の現象に直面して、上でみたように海外投資をふ

表3.日本の総労働力と外国人の労働力.1988-1995(千人)

	1988	1990	1992	1995
總勞動力 (A)	61,660	63,840	65,780	66,660
推定外國人の勞動者數[1] (B)	150	300	590	610
總勞動力の % (B/A)	0.2	0.5	0.9	0.9
構成				
登錄外國人の勞動者	41	68	86	88
學生	46	51	62	57
長期居住者[2]	8	76	152	177
不法滯留者	59	106	292	284

註: 1. 永住者は除く。

2. 日本の國籍者または永住者の配偶者、子供および南米國籍の所持者

資料 : Iguchi, 1998, p.117から作成

やす一方、公式や非公式でも国内で外国人労働力に依存せざるをえなかった。

日本政府は、技術専門家または熟練の外国人労働者と外国文化について、特殊な知識を必要とする職業を持った外国人には日本への入国と定着を公式に許可しているが、未熟練の外国人労働者の入国は許可していない。しかし、日本では多くの外国人が入国して合法、非合法的に多様なところで働いている。表3によれば、1988年に15万人に過ぎなかった外国人労働者の数が、90年代中盤には60万人以上に増えている。1995年の場合、その中で不法滞留者が28万4千人の約47%で最も多く、その次に長期居住者が17万人で29%を占めており、その他に登録した外国人労働者が8万8千人、パートで働いている学生が5万7千人と推定されている。その就業部門は、1995年の場合、製造業60.6%、都小売業・ホテル・食堂業7%、建設業2.5%、その他サービス業(輸送、金融・保険、不動産は除く)21.5%等で、やはり製造業が最も大きい比重を占めている(Iguchi, 1998, p.118, Table 3)。

韓国においても、やはり外国人に対する合法的な居住権は言論、技術移転、事業、資本投資、教育および研究、公演と関連した外国人のみに与えられる。全体的にみれば、現行の韓国の移民法は、練修生を除いては未熟練の労働力の入国を許可されていない。それにのかかわらず、去る数年間、多くの未熟練の外国人労働者が仕事探しに韓国に入ったものと考えられる。大部分の未登録の労働者達は、短期旅行者査証で入国して不法に滞留している(Park, 1996, p.169)。

台湾においての外国人労働者は、1980年代の中盤、特に1987年台湾通貨の平価切に上げ以後流入しはじめた。移民を制限した国家安保上の制約が緩和され、労働力の不足および労働費用の上昇によって、国内産業系の外国人労働者の輸入について圧力が大

きかったからであった。1980年代末まで台湾において不法就業中の外国人労動者は、3万人乃至5万人に至り、その大部分は製造業の部門に雇用された(Abella, 1995, p.128)。台湾は、不法労動者の問題がだんだん深刻となるにつれ1989年11月にはようやく国内労動市場を海外に開放した。その時から台湾は、製造業、建設、看護士、家政婦、船員等の労動力の輸入する場合、その可能の範囲を定め契約によって労動力を輸入するという政策を取ってきた。1995年の場合、統計上の台湾で就業している労動者の数は17万人余で、その大多数が製造業に就業しており、その他に建設労動者と家政婦に就業している。こうした契約労動者達の国籍は、タイ(68.5%)、Philippines(25.5%)、Indonesia(3.8%)、Malaysia(2.2%)に限られている(Tsay, 1995, p.186)。

Hong Kong政府の外国人労動力についての政策は、外国人が技術がある場合と、Hong Kongでは簡単に得られない知識や経験を持った人々の場合に入国を許可するということである。1995年の場合、60カ国以上の国からこうした類型の外国人1万9千人が入国した(Levin and Chiu, 1998, p.84)。Hong Kongにおいては、80年代末以後、製造業が大いに海外(主に中国)へと生産基地を移転したため、製造業部門においては大きな人力不足の問題に直面していない反面、家政婦の需要が非常に多かったため、1973年から適切な条件を備える場合には家政婦としての外国人の入国を許可してきた。1995年現在15万7千人の外国人の家政婦が就業している。不法就業者は政府が厳しく規制しているので、2万人以下に維持されている(Levin and Chiu, 1998, p.85)。

Singaporeは、1965年独立してから、専門職と熟練労動者に対しては比較的に開放的な移民政策を取ってきた。熟練労動者の輸入によって生じる便益を極大化し費用(移民者の同和費用)を極小化するため、主に中国、印度、Hong Kong、Malaysia等の国家から熟練労動者を誘引してくるところに焦点が合わせられていた。これに比べて、未熟練労動者の流入に関する政策は相当に制限的であった。この政策の核心は、外国人労動者による社会および政治的な問題を避けるため外国人労動者の居住条件を制限しながら一定のpoolを維持することであった。1960年代と70年代に経済が急速に成長しながら労動力の不足に直面し、合法的に外国人を入国させる政策を取ったが、この労動者達がSingaporeでの永住できないようにさまざまな措置を取った。たとえ彼らにはSingaporeに自分の家族をつれてくることが禁じられ、Singaporeで家庭をつくることも禁止された。

しかし、Singaporeはその都市国家的な性格上、外国人労動力に経済を依存せざるを

表4.Singaporeの総人口と外国人の人口.1970-1998

年度	總人口(A) (千人)	居住者人口(B) (千人)	外國人(A-B) (千人)	居住者 人口增加率 (%)
1970	2,075	2,014	61	..
1980	2,414	2,282	132	1.3
1990	3,016	2,705	311	1.7
1995	3,468	2,987	481	1.9
1998	3,866	3,164	702	1.9

資料: Singapore 統計廳 (Yap, 1999, p.200から作成)

えない。Singaporeの外国人労動者は特に90年代に入ってから大きく増えた。例えば、表4からみれば、1998年の外国人の人口の70万2千人の中、45万人以上が労動許可証の所持者であり、8万人が雇用旅券の所持者であった(Yap, 1999, pp.199-200)。

Malaysiaは、内部の労動市場が分節されており、地域の市場が相対的に開放 — 隣接国との密接に地理的・歴史的な連繋 — されている労動市場の特性上、労動力の絶対的な不足現象が現われる前に、すでに外国人労動力を輸入しはじめた。[2]即、1970年代初、すでに数百人のIndonesia人が南部Johor洲のゴムとパム油の農場で働いており、タイ人達も砂糖農場で季節的に就業した。1970年代と80年代にMalaysiaは、労動集約的製造業に特化しながら経済が急成長することになるが、この時に必要な労動力は、離村向都の労動力の移動によって充当された。その結果、plantaion部門で労動力の不足の現象が現われ、それをIndonesiaの労動者達が担当することになった。Indonesia人は、1970年代の後半と80年代の初めに賃金が上昇し労動力が不足だった建設業の部門にも進出した。続いて1990年以後には、経済の全部門において労動力の不足の現象が起りはじめた。これにMalaysia政府は、1991年以後段階的に全ての部門において外国人労動力の輸入を許可した。1997年現在Malaysiaには170万人の外国人労動者があり、その中114万人が登録した労動者である。Malaysiaの総労動力が860万人であることを鑑みれば、外国人の170万人は約20%を占めることになる。外国人労動者の部門別の分

2) Malaysiaは、前で言べたように勞動力の受容國であると同時に重要な勞動力の送出國である。Malaysiaのこうした特性を説明しうるいくつかの要因をあげてみれば、次の通りである。第1に、隣接國に比べて比較的に經濟發展が早くて賃金の水準も高かった、第2に、就業の機會と所得と不均衡を加速化させたplantation部門と近代工業部分間の二重構造、第3に、世界經濟の變化に脆弱な經濟構造とそれによる勞動力の剩餘と不足の繰り返し、第4に、東南アジアの中心にあるMalaysiaの地理的な位置、長い海岸線および國境線、Indonesia・南部 タイ・Singaporeとの歴史・文化・經濟的な類似性、Malaysia自體の移民者の社會的性格 等。Pillai, 1996, p.137 參照。

布は、製造業27%、建設24%、plantation23%、サービス業25%等である。また、国籍別の構成は、Indonesiaが65%、Bangladeshが22%、Philippinesが7%等である(Pillai, 1999, pp.178-81)。

タイは、1980年代末と1990年代初の急速な経済成長によって建設、水産業、農業労働、家事労働等で自国の労働者らが就業を回避し、または労働力が不足した部門を中心に仕事の空席が生じ、これは外国人労働者によって補われた。外国人労働者を最も多く送り出した国はMyanmarであり、続いては中国、India、Cambodia、Laosである。1996年現在推定されている不法労働者の数は、73万人余で、彼らは主にBangkok地域と北部地域に多く分布している。1996年タイ政府が不法の海外移住労働者に対する赦免を発表した時、登録した労働者の国籍別の分布をにみれば、総293,652人の中でMyanmar人が256,492人で87%程度を占めており、その残りが25,566人のCambodia人、11,594人のLaos人であった(Supang 1999, pp.160-2)。

3.2 供給側の要因 : 労動力の過剰と労動力の輸出

東アジア域内の労動力の移動ネットワーク内で、外国人労動力を主に供給する国家は基本的に東アジアの低賃金国家である。日本の外国人労動者は、日本系の南米人を除いては主に韓国人、中国人、Philippines人、タイ人で構成されている。韓国、Hong Kong、台湾では東南アジアの低賃金国家から外国人労動力がはいってくる。SingaporeとBruneiの外国人労動者は主に余他ASEAN諸国からくる。MalaysiaはSingaporeとAustrailia、米国等に労動力を輸出してきたが、最近ではIndonesiaとPhilippines、タイ等地から労動力を輸入する。

東アジアから域内国家として労動力を最もおおく送出している国はPhilippines、Indonesiaである。[3)]

Indonesia

Indonesiaは、地球上で中国、Indiaと米国つぎに人口が多い国で、1995年現在1億8

3) タイとMalaysiaは、外國人勞動力の受容國である同時に送出國として分類されているが、外國人の受容の規模に比べれば、送出の規模は比較的少ない方であり、ここでは別途の論議を省略する。

千5百万人の人口がいると推定される。年間人口の増加率は出産率の低下により落ちている趨勢である。Indonesiaの労働市場は、一般的に開発途上国のように二重構造をもっ

表5.Indonesiaの性別の目的地別海外移住の労働者.1994-1997.

目的地	男性		女性		合計	
	數	%	數	%	數	%
Saudi Arabia	20,970	6.8	246,221	48.9	267,191	32.8
其他の中東国家	795	0.3	15,283	3.0	16,078	2.0
Malaysia·Brunei	218,193	70.3	174,319	34.6	392,512	48.2
Singapore·Hong Kong	19,035	6.1	61,187	12.1	80,222	9.9
韓国·台湾·日本	38,361	12.4	6,895	1.4	45,256	5.6
其他	13,018	4.2	75	0.0	13,156	1.6
合計	310,372	100.0	503,980	100.0	814,352	100.0

資料: Tirtosudarmo, 1999, p.219

ている。すなわち、一方では熟練労働者が不足し、もう一方では未熟練労働者が剰余状態にある。MalaysiaやSingaporeのようないくつかの隣接国はIndonesiaより発展段階がすすんでおり、未熟練労働力の不足に直面しているので、Indonesiaがその供給源になるのは 当然なことであった。

Indonesiaの公式の海外移住労働者の数は、1970年代以後おおきく増加した。第2次5個年発展計劃期間(Repelita Ⅱ, 1974-79)に2万人におよばなかったが、それ以後急増して1994-97年間には80万人以上になった(表5参照)。80年代までの主要送出の対象国は、Saudi Arabiaで1984-89年間に総海外への移住労働者の2/3以上を占めた。しかし、1989年以後にはSaudi Arabiaへの移動が類似した水準を維持する一方で、Malaysia·Bruneiへの移住が急増している。特に、1994年以後にはMalaysia·Bruneiを含めSingapore·Hong Kong·韓国·台湾·日本等東アジアへの移住が中東を圧倒している。

この労働者達が本国におくってきた外貨の送金もだんだん増加しているが、1983年に1千万$に過ぎなかったが1988年には9千9百万$にたっし、それ以後もつづいて増加して1993年には3億4千6百万$に達した(Ananta and Wongkaren, 1998, p.104, Table 2)。

しかし、注目されるのはIndonesiaの海外移住労働者の中で女性の比重がだんだん増えてきていることである。表6からみるように、1994-97年の期間中Saudi Arabiaの場合、女性の比重が絶対的である。其他の中東国家とSingapore·Hong Kongの場合にも女性の比重がたかいが、これらの大部分は家政婦であった。Malaysia·Bruneiの場合は、男性の比重がまだたかいほうだが、女性の比重もおなじくたかい。Malaysiaに就業している男性労働者は、Plantationと建設業部門に雇用されており、女性はやはり家政婦に雇用され

表6.Isdonesiaの公式の海外移住労働者の規模および目的地.1974-1999

	Repelita II*	Repelita III	Repelita IV	Repelita V	
	1974-79	1979-84	1984-89	1989-94	1994-1997.3
Saudi Arabia	3,817	55,976	223,573	268,858	267,191
其他 中東國家	1,235	5,349	3,428	5,145	16,071
Malaysia・Brunei	536	11,441	38,705	130,735	392,512
Singapore・Hong Kong	3,729	6,768	12,272	38,071	80,222
韓國・臺灣・日本	451	920	573	6,153	45,256
其他	7,274	15,956	13,711	17,010	13,100
合計	17,042	96,410	292,262	465,972	814,352

註: * RepelitaはIndonesiaの5カ年開発計劃である。

資料: Tirtosudarmo, 1999, p.219

る場合が多い(Tirtosudarmo, 1999, p.219)。

Indonesia政府は、中東諸国への海外移住労働者が多くなった1980年代の中盤からこの問題に関心をもちはじめた。1981年には、民間団体のIndonesia人力供給協会(Indonesian Manpower Supply Association: IMSA)が政府の公認下に結成され、中東への労働者輸出に関与しはじめた。中東への労動力の移動が増加すると、政府は海外就業を自国の剰余労動問題を解決するのに有用な手段であると看做しはじめた。4次5カ年開発計劃(1984/85-1988/89)では急速に増加する労動力の吸収問題を緩和させるための1つの方法として、22万5千人の労働者を海外に送出するという目標が設定されたりした。

一方、1980年代中盤以後、中東においてのIndonesia女性労動者に対する性暴力と虐待の問題も生じたが、Indonesia政府はこの問題に効果的に対応ができなかった。政府は言論が問題をひどく偏向に報道するというSaudi Arabia政府の不満を撫摩して、関係を正常化させるだけを考えた。Malaysiaに移動した労動力に対しても、Malaysia内ではIndonesia出身の労動者の問題が重要な政治問題となている反面に、Indonesia政府はあまり関心がないようにみられた。むしろ、Indonesia政府は6次5カ年開発計劃で125万人の労動者を海外に輸出するという野心的な計劃を立案した。そして、この期間にIndonesia人的資源財団(Indonesian Human Resources Foundation)が創設されたが、その目的は労動者から保険料をとり有事時に保険金を支払うことである。しかし、このような保険政策は多くの海外移住労動者の法的な問題を解決することができないため、効果に疑問がもたされた(Tirtosudarmo, 1999, pp.222-3)。

Philippines

1960年代までもPhilippinesの海外移住労動者は、一時的または契約移住よりは永久または定着移住が多かった。この時は、専門職や技術職労動者の移住が大部分であった。1970年代中東の建設ブーム以来、契約労動者の海外移動が大きく増加した。この時の移動は一般国民に比べて、教育水準がたかい既婚の有能な青年労動力が多かった。今日Philippinesの契約労動者は全世界150カ国にでている。1975年には3万7千人にすぎなかったが、1980年には21万5千人にふえ、1990年には44만5千人になった(Go,1996, p.160)。そして、最近(1998年)では年間70万人以上が海外に移動している。1995年現在、海外ではたらいているPhilippinesの海外移住労動者推定値は表7に提示されている。

このようにPhilippinesからの海外移住労動者がふえた主要因は、やはり失業と貧困である。Philippinesは1960年代以来、約20余年間経済発展が非常に微々であった。[4]それは国内の政治的不安、まちがった開発戦略、不利な対外貿易環境、社会間接資本施設の未備等に起因する。そして、1993年現在Philippines労動力の9%の250万人が失業状態にあり、就業者の中でも530万人は低雇用状態にある。それだけではなく高等教育をうけた失業者の数がだんだん増加したのも大きな移住への圧力として作用している。1980年に大卒失業者が24万5千人にすぎなかったが、1993年には79万5千人にふえた(Go, p.164)。そして人口は年平均2.4%のはやく増加しているが、所得増加がそれによれず貧困人口ももっとふえている。1988年の場合、約600万家口が貧困線以下の生活を行っている。1961年には貧困線以下家口数が250万家口であった。このような状況で多くの労動者が海外に目をむけている。

Philippines労動者の海外移住から1980年代以後、いくつかのあたらしい趨勢が発生した。それは、第1に、重要な目的地として東アジアの浮上、第2に、建設および未熟練労動者から専門職および技術職労動者への職業構成の変化、最後に、女性移住者の増加等である。1981年の場合、中東の建設ブームが最高潮に達したとき、中東への進出労動者の比率が全体海外移住者の87%に達した。しかし、建設ブームがおちついてから東アジア

4) 1965年から90年までの經濟成長率が年平均3.5%で、他のアジア開途國に比べれば大いにおくれていた。また、總雇用の中で製造業の比重が1970年から1987年のあいだに12%から10%へと減少した。Tan, 1996, p.119-20 参照。

の比重がだんだん増加し1987年に総移住の23%、1993年には30%となった。移住希望者の目的地について国別にみれば、1975年から1987年の間に日本(40%)、Hong Kong(32%)、Singapore(16%)が主であった。職種別では、建設および輸送労働者の比重が1983年までずっと増加したが、80年代中盤以後には看護士等の専門技術職の労働者の移動も増加している。全体的に建設労働者の需要がへり、伝統的に女性の職種だった看護士、家政婦、演芸人に対する需要が増加することによって、Philippinesの契約移住労働者の中で女性の比重が増加している。家政婦は主にHong KongとSingaporeではたらいており、大部分の女性芸能人は日本ではたらいている。

Philippines政府の海外移住労働者に対する政策は、1974年労動法におりてはじめて明示された。この法は海外就業を奨励し、就業者の就業条件が最善になるように保障するということである。政府は、はじめは海外就業の労働者に対する管理を政府対政府のbaseにし、既存の民間就業の斡旋機関を廃止し、海外雇用主の直接の雇用も禁止した。それで、1978年にはすべての就業斡旋の活動をまた民間に移譲したわけである。こうしたすべての政府の政策は、海外就業の便益を極大化し費用を極小化しようとしたことと、その便益というのは失業を減少させ外換を確保するということであった。このような点でPhilippines政府の活動は労動力の輸出としてしか理解せざるえなかった(Battistella, 1999)。

しかし、1995年Philippines政府は海外移住労働者の保護と福祉問題に関した与論の要求を受容し、'海外移住労働者および海外居住Philippines人に関する法'(The Migrant Workers and Overseas Filipinos Act)を立案し、20年間維持してきた移住政策を修正した。この法は基本的に、政府が海外移住労働者の国民経済に対する寄与(外換送金)を認めるが、政府が経済成長と発展を維持するための手段として海外就業

表7.Phillippinesの海外移住労働者のストク推定値.1996(千人)

地域および国家	登録 労働者	未登録 労働者	合計
中東	1,100	50	1,150
アジアおよびOceania	650	630	1,280
Hong Kong	120		
日本	120		
Singapore	80		
台湾	70		
Malaysia	50		
其他	210		
EuropeおよびAfrica	280	200	480
合　計	1,950	680	2,630
船員	160		

資料 : Go, 1996, p.152

を奨励しないと宣言しており、海外移住労働者の権利保護と海外移住をへらすための国内の職場創出および所得の公平な分配のために努力することを明らかにしている。これは、これからPhilippines政府がPhilippinesの労働力の'輸出'ではなく、労働力の流出を'管理'することをその任務としてみていることを意味する（Go, 1998, p.148)。

4. 労動力 移動の 媒介要因

労動力の移動をおこす基本要因は経済的なものである。生産要素市場において情報が完全で摩擦がなければ、生産要素は最もたかい要素所得を支払う企業と地域をさがしていく。これは国際間においてもおなじである。資本が国内市場の限界を克服するため収益性がたかい他国から移動するように、労動力もたかい賃金を支払う他国へ移動することである。ただし、資本の移動にくらべては労動力の移動には障碍要因が多く作用する。特に、労動力の場合には事前に送出国と受容国の間で、比較的に具体的な社会経済的連結網が形成されてこそ大規模の移動が可能になる。それは、資本が比較的にかんたんに投資対象国にたいする情報をえることができる反面、労動の場合、費用上の制約ですでにその社会によくしらされている国でなければ、情報をえることが難しいからである。この連結網は地理的要因や歴史的要因によって形成されることもあり、経済的要因によって形成されることもある。地理的な要因は、送出国と受容国の間の地理的隣接性を意味するもので、歴史的な要因は、両国間の歴史的な特殊関係によって形成されるものともいえる。[5]経済的要因とは両国間の経済関係、すなわち、商品交易と資本輸出入を意味するが、特に外国人の直接投資が重要な意味をもつ。

サセン(Sassen, 1988)によると、送出国からの人口の海外流出の核心的な原因は、貧困、過剰人口、経済停滞であるが、それだけでは移民の充分条件にはならない。この条件に客観的でイデオロギ的な連繋の出現が結合されてこそ移民の誘発要因として作用するということである。サセンは低開発国にたいする先進国の外国人直接投資がまさしくこのような連繋を出現させると主張している。サセンが注目したのは、外国人の直接投資が投資対象国から招らす伝統的な経済構造の崩壊効果と、資本供給国と投資対象国間の文化-ideology的な連繋である。外国人の直接投資は主に輸出製造業や輸出農業に集

5) 韓國とベトナムのあいだに形成した關係が典型的な歴史的要因であるともいえる。

中されるが、これは大部分の賃金労働者の大量雇用を必要とするので、生計維持型の農業を解体させ移村向都の人口移動を惹起する。これは全般的に低開発国の都市の失業者poolを拡大させる。一方、外国人の直接投資による輸出品生産や輸出部門サービスに雇用された労働者は、資本輸出国の住民と企業が需要する財貨およびサービスを生産するところに働く。この場合、海外工場または事務室と国内工場または事務室のあいだの距離は主観的に減少する。この条件の下では移民が個人の実際の知覚する選択対象として登場しはじめる。この過程は極めて間接的である。すなわち、外国人の直接投資は'原因'ではなく移民が1つの選択手段として登場するようにする一定の条件をつくりだす'媒介要因'といえる。

以上の論議を要約したのが絵2である。これによれば、労働力の不足と就業機会の存在が海外労働力に対する需要要因でそれを吸引する力として作用し、労働力の過剰と失業の漫然が海外労働力の供給要因でそれを放出する力として機能する。また、この2つの力を実際に作用するように働きかける要因が所得の隔差と文化-ideology的な連繋である。

アジアでは1980年代以後、日本とアジアNIEsの東南アジア地域にたいする海外直接投資がまさにその'媒介要因'の役割を担当したわけである。1985年円高を予告したプラザ合意以後のアジアの外国人直接投資は、その以前のアジアNIEsからASEANと中国へと方向を転換した。アジアNIEsは、70年代以後日本の主要投資対象国だったが自国貨幣価値の平価切上と平均賃金の上昇によって直接投資対象国としての魅力がなくなり、そのかわりに登場したのがASEAN諸国であった。日本としては、まずこれらの国のやすい労働力を利用したが、1980年代後半には国内賃金上昇によって、国際競争力を失う危機におかされたアジアNIEsまで、海外直接投資の行列に参加した。このような外国人直接投資が1980年代以後東アジア諸国の繁栄をもたらしたが、もう一方ではそれが大体その反対方向への大規模の労働力の移動を誘発する'構造' 要因となった。

こうした議論によると、前述したように東アジアにおける域内の労働力の移動パタンは、外国人の直接投資という経済的要因と、前にのべた地理的、歴史的要因によっておこった連結網が触発させたと説明することができる。まず、東アジアと東北アジア間の流れの場合は、なによりも東北アジア諸国の東南アジア諸国にたいする海外直接投資が、移動の最もの重要な決定要因といえる。2次大戦中、日本の東南アジア支配と、中国系の東南アジア人の存在など、歴史的要因も作用しただろうがその移動を触発したのはやはり外国人直接投資であろう。

東南アジア域内のながれは、地理的要因と歴史的要因、経済的要因がまじりあって促発されたと説明することができる。この地域で労働力の移動の中心は、SingaporeとMalaysia、タイ等である。Singaporeは外国人直接投資を自国に多く誘致すると同時に、隣接国にたいする投資も多く行っている。Singaporeは外国人労働者の流入を厳格に統制しているが、労働力が絶対的に不足しているために隣接国の外国人労働力に依存しなくてはならない。Malaysiaとタイの場合は、80年代以後、急速な経済発展により一部3K業種から労働力の不足現象がでてきており、外国人労働力にたいする需要が増加しているほうだが，　需要の増加以上に流入される不法労働者のために、多くの問題をかかえている。この両国は国境線が大変長いために国境をわたってくる不法労働者を遮断することが非常に困難である。

東北アジアの域内のながれもやはり3つの要因が作用して文化的・ideology的連結網が形成されることによって可能になった。東北アジア地域の各国の間の地理的な隣接性以外に、2次大戦前日本のこの地域にたいする侵略、韓国・台湾・中国等にたいする外国人直接投資のような歴史的・経済的な要因が日本と他の国家間の文化的・イデオロギ的連結網の形成に寄与し、台湾と韓国の中国にたいした直接投資もこれらの国のあいだの労動力移動を触発した。

1980年代以後、東アジアの国際労動力移動の中心は未熟練労動者であった。前述し

図2　労動力移動の決定メカニズム

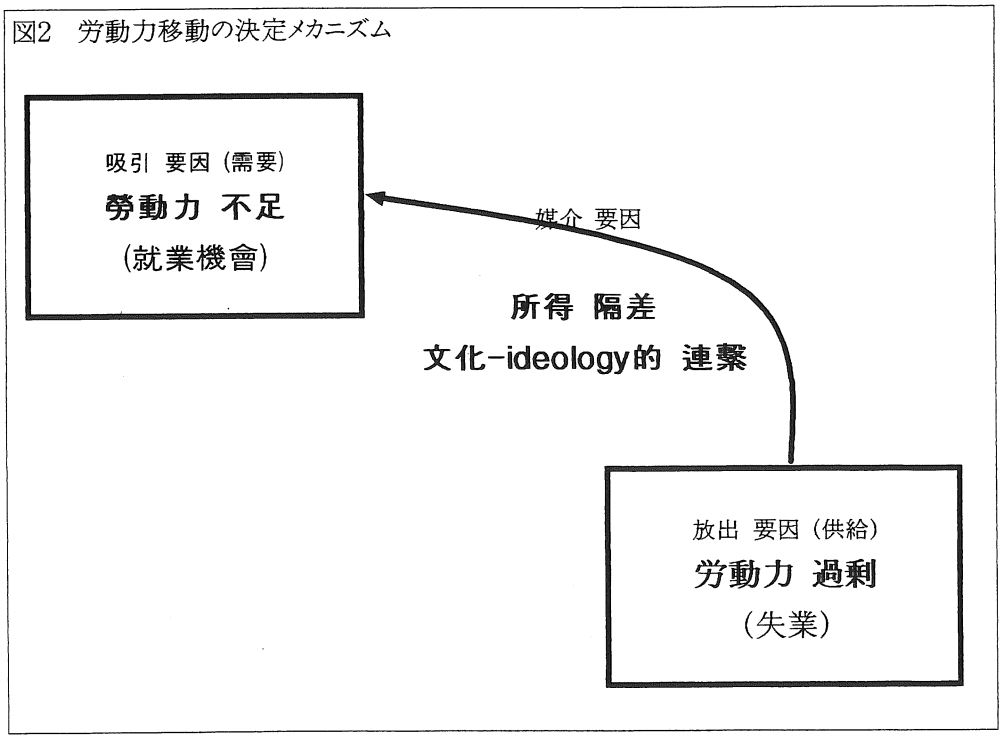

たように、彼らに海外に移住する動機を与えその方向を指示したのは、東アジア諸国のあいだに存在する所得の隔差と、日本およびに東アジアNIEsの海外投資過程で形成された文化的・イデオロギ的な連結網および各国間に形成されていた既存の歴史的・地理的関係であった。以下では所得隔差と海外投資について簡単に察してみることにする。

所得の隔差

過去20年余、東アジア諸国の急激な成長は各国間の所得隔差をへらすより増してきた。表8のように、日本・韓国・台湾と中国および東南アジア諸国間には所得の隔差が拡大されている。1991年まで韓国と台湾は日本との隔差をへらした反面、Philippines、中国、Indonesia、タイ、Malaysiaは1971年に比べてはもっとおくれている。そうして、東南アジア諸国は日本に比べておくれているばかりか、アジアNIEsの4カ国にたいしてはもっとおくれるようになった(表 9 参照)。

その結果、所得を基準にして東アジア諸国は労動力の受容国と送出国に確然に区分されることになった。表10からみるように、1人当所得が高い順番のどうりに、日本、 Singapore、Hong Kong、Brunei、台湾、韓国は労動力の受容国となった反面、所得のひくいMyanmar、Philippines、Indonesia、中国、Cambodia、Vietnamは労動力の送出国として分類されている。そして、その中間のMalaysiaとタイは送出国であると同時に受容国にも分類されている。勿論受容国であるといって送出がないのでもなく、[6] 送出国に分類されたとして受容がないことでもないが、[7] 全般的な趨勢をみればこのように分類することができる。

海外直接投資

日本は経済成長による労動力の需要の増加と労動力の供給の拡大の限界、それによる賃金上昇に対応するために、1970年代以後東アジアNIEsに対する海外直接投資、80年代以後ASEANを中心とした東南アジア諸国に対する海外直接投資を増してきた。日

6) 韓國の場合、送出勞動者が受容勞動者より多くなったことは1992年からである。もちろん、いまたに送出勞動者が多數ある。 薛東勳, 1996, p.79 参照。

7) 例えば、送出國に分類されるPhilippinesで、不法に入國した中國人が1996年以後1999年5月まで12万人に達するといる。 Migration News, May 1999。

表9.日本と其他の東アジア諸国の所得隔差。1975—1991
(1人当GNPの比率)

	1975	1980	1985	1991
日本	100.0	100.0	100.0	100.0
Singapore	57.1	50.4	63.3	47.7
Hong Kong	49.7	57.9	54.0	49.2
台湾	21.4	26.0	29.1	31.7
韓国	12.5	16.5	19.2	23.6
Malaysia	17.0	17.5	18.1	9.4
タイ	7.8	7.4	7.3	6.1
Philippines	8.5	7.9	5.3	2.7
Indonesia	4.9	5.0	4.7	2.3
中国	n.a.	3.0	2.7	1.4

資料: ESCAP (1993)

表10.1人当GNPによる外国人労動力の送出・受容国の分類.1996

		1人当 GNP US$
労動力の受容国	日本	40,940
	Singapore	30,550
	Hong Kong	24,290
	Brunei	15,238*
	台湾	12,120*
	韓国	10,610
労動力の受容および送出国	Malaysia	4,370
	タイ	2,960
労動力の送出国	Myanmar	-**
	Philippines	1,160
	Indonesia	1,080
	中国	750
	Cambodia	300
	Vietnam	290

註: *は1998年の数値である。**Myanmarは低所得国として推定される。

資料: World Bank (1998)

本の製造業は海外投資に力がつけられ、産業構造を漸進的に再構築し、労動力と原材料の投入が少ない高技術製品へと移行した。1985年Plaza合意によって施行された日本の円貨の切り上げは、日本の海外投資をもっと加速化させた。日本のアジア地域に対する海外直接投資は、表11からみるように1981年から1993年まで殆ど240億ドルに至っているが、特に1980年代中盤以後に急増したことがわかる。

表11.日本の製造業の対アジア海外直接資産.1981-1993(百万ドル))

年度	世界 全体	Asia	Asia NIEs	ASEAN	中国
1981-85*	2,365	589	264	301	10
1986	3,806	804	573	193	23
1987	7,832	1,679	878	704	70
1988	13,805	2.370	775	1,360	203
1989	16,284	3,220	1,347	1,553	206
1990	15,486	3,068	805	2,028	161
1991	12,311	2,928	640	1,945	309
1992	10,057	3,104	439	1,808	650
1993	11,132	3,659	735	1,474	1,377

註: *は年平均値である。

NIEsは韓国、台湾、Hong Kong、Singaporeである。

ASEANはタイ、Malaysia、Philippines、Indonesiaである。

資料: Ministry of Finance, 1994. 6.

表12.韓国の対ASEANの直接投資.1968-1994(百万ドル)

年度	世界 (A)	ASEAN (B)	B/A (%)
1968-87	1,268	252	19.9
1988	408	46	11.2
1989	688	173	25.2
1990	1,336	542	40.5
1991	1,368	273	19.9
1992	705	42	6.0
1993	1,494	95	6.4
1994	2,886	211	7.3

資料: 韓國銀行, 海外直接投資統計年報, 各年號

韓国と台湾のこの地域に対する投資も規模は小さいが、急速に増加している。韓国の場合、表12からみられるように多少変動はげしいが、特に1980年代の後半に大きく増えたことがわかる。台湾の企業においては、1980年代初から隣近の低賃金国に労動集約産業をが移動しはじめた。台湾のアジアに対する海外投資は、1989年に2億9千万ドルに大きく増えてから1990年に約6億ドル、1991年に約9億3千万ドルに増えた(表13参照)。

SingaporeとHong Kongにおいてもこれと似たように労動集約産業を海外へと移転した。たとえば、中国南部の広東と中国東部の経済特区においての雇用増加の大部分が、Hong Kong、台湾、Singaporeの海外直接投資のためであるという事実はよく知られている。

ILOの推定によると、1988年日本の海外支社と系列会社が世界全体において130万人を雇用し、アジアがその半分をしめていた。そして、日本大蔵省は1993年だけでも日本のアジアにたいする海外投資が66億ドルで約84万人の雇用を創り出したと推定した。他の推定(Bloom and Noor 1995)によると、東アジア地域(中国包含)内の資本移動は50万人にちかい労働力移動の効果をもたらした。すなわち、資本の輸出がなかったならば、日本とアジアNIEsは50万人の労働者を国内から調達すべきであってので、それはおそらく労働力の輸入をつうじて可能だっただろう。

このような日本とアジアNIEsの東南アジア各国にたいする直接投資は、そこから仕事を創り出すと同時にその経済構造を変化させて、剰余労働のpooの形成のみならず、現地人に海外移住の可能性と潜在的対象国にたいする認識を深めるところに寄与した。

表13.台湾の対アジアの海外直接投資.1985-1992(百万ドル)

年度	世界 全体	アジア(中国 除外)	中国 本土
1985	41.3	4.2	-
1986	56.9	8.4	-
1987	102.8	21.3	-
1988	218.7	69.3	-
1989	931.0	296.4	-
1990	1,552.2	602.9	-
1991	1,830.2	929.6	174.2
1992	1,134.3	369.9	247.0

資料: Investment Commission, Ministry of Economic Affairs (Chen, Chen and Ku, 1995から再引用)

5. 結論

東アジアにおける労働力の移動は、80年代以後非常に活溌になった。その以前まで外国人労働力にたいし、閉鎖的な政策を取ってきた先進各国が労働力の不足事態に直面し門戸を開放し始めてが、以前まで主に中東地域へと労働力を輸出した国家が東アジア地域の内部に関心を向きはじめた。そうして形成されたのが現在のような東アジア地域内においての労働力移動のパタンであった。このような移動をつくりだした基本動因は、受容国

の労動力不足と送出国の労動力過剰であんたが、それを媒介した要因は所得の隔差と、歴史的・地理的な要因および海外投資によって形成された受容国と送出国の間の文化・ideology的な連繋であった。

この論文では、東アジアにおいての最近の労動力移動の現状と需要および供給要因等だけを扱かったが、労動力移動の問題は事実上その性格が非常に複合的である。海外の労動力を輸入しようとする資本と、海外に出て仕事と所得をえるという労動者自身は、経済的な理由に基づいて輸入と進出が決められる。しかし、それは送出国と受容国のすべてにさまざまな経済的・非経済的な影響をあたえる。経済・社会的な面からみれば、送出国としては外換の収入が増える効果を得るが、家族関係の損傷、青年労動力の流出という費用を支払うことになる。受容国はやすい労動力を輸入することで競争力が失われた産業部門の寿命を延長することができて輸出の増大をも図かり、体制の維持と生活の存続のため必須的な職種であるが自国民はそれ以上の参加を避けたがるところで彼らを使うことができる。

しかし、流入労動力は人間として受容国においての社会の一員となろうとし、この社会の平均的な保障を受けたがる。受容国としては、彼らにどのような地位を与えるかについて、社会的、政治的に極めて難しい宿題が生じてくる。こうした過程で、移民労動者の人権が問題となる場合、国際政治的な問題が発生することもある。このような問題にたいしては、もっと広い観点から解決策を探す必要があり、それのためには当事国の間に相互理解および協力関係の形成が求められるだろう。

本論文は、東アジアにおける国際間の労動力の移動が、外国人労動力の受容国と送出国の需要および供給の要因、実際に移動を起こす媒介要因としてこれらの所得の隔差と、海外直接投資によってつくられた受容国と送出国間の文化-ideology的な連繋が一緒に作用して生じていることを明らかにしようとした。しかし、海外直接投資が創り出した文化-ideology的な連繋が、微視的に移住労動者の移住への意思決定に対し如何に影響を与えたのかについては、具体的な究明ができず、これは外国人労動力の移動に関連した当事国においての法的、社会的制度、移住労動者に対する深層調査によって明らかになると思われ、これは今後の研究課題として残しておきたい。

参考文献

薛東勲, 韓国社会における外国人労動者に対する社会学的研究ー外国人労動者の流入と適応を中心に,ソウル大学校 博士学位論文,1996.

李大根, 世界経済論, カチ, 1993.

Abella, Manolo I. (1995), "Asian Migration : Past, Present, and Future", *ASEAN Economic Bulletin*, Vol.12, No.2.

Ananta, Aris and Turro S. Wongkaren (1998), "Indonesia: Towards an Integrated Labor Market", in OECD (1998).

Battistella, Graziano and Ma. Cecilia G. Conaco (1999), "The Impact of Labor Migration on the Children Left Behind: A Study of Elementary School Children in the Philippines", *SOJOURN*, Vol.13, No.2.

Bloom and Noor, 1995, *Is and Integrated Regional Labor Market Emerging in East and Southeast Asia?* Working Paper No.5174, Cambridge MA: NBER.

Chen, Tain-Jy, Chen Yi-Ping and Ku Ying-Hua (1995), "Taiwan's Outward Direct Investment", in Nomura Research Institute and Institute of Southeast Asian Studies (eds.), The New Wave of Foreign Direct Investment in Asia, Singapore: ISEAS.

ESCAP (1993), *Compendium of Social Development Indicators*, Bangkok: UN.

Go, Stella P. (1996), "Emigration Pressures and the Export of Labor from the Philippines", in OECD (1996).

_____ (1998), "The Philippines: A Look into the Migration Scenario in the Nineties", in OECD (1998).

Iguchi, Yasushi (1998), "Labor Market Changes and International Migration: The Japanese Experience", in OECD (1998).

ILO (1988), *Agenda for Policy, Asian Migration Project*, Bangkok: Regional Office for Asian and the Pacific.

ILO (1994), *ILO Yearbook of Labor Statistics, 1994*, Geneva.

Levin, A. David and Stephen W. K. Chiu (1998), "Hong Kong: Labor Market Changes and International Migration of Labor", in OECD (1998).

Migration News, http://migration.ucdavis.edu/

OECD (1994), *Migration and Development: New Partnership for Co-operation*, Paris.

OECD (1996), *Migration and the Labor Market in Asia - Prospects to the Year 2000*, Paris.

OECD (1998), *Migration and Regional Economic Integration in Asia*, OECD Preceedings, Paris.

Pang, Eng Pong (1994), "Labor Migration , Economic Development and regionalization in the Pacific Asian Region", in OECD (1994).

Park, Young-bum (1996), "Labor Market Developments and Foreign Worker Policy in the Republic of Korea", in OECD (1996).

Pillai, Patrick (1992), *Malaysia: Nature, Contributary Factors, and Consequencies of Cross Country Labor Mobility*, Asia Club Papers No.3, Tokyo: Tokyo Club Foundation for Global Studies.

_____ (1996), "Labor Market Developments and International Migration in Malaysia", in OECD (1996).

_____ (1999), "The Malaysian State's Response to Migration", *SOJOURN*, Vol.14, No.1.

Sassen, Saskia (1988), *The Mobility of Labor and Capital - A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge: Cambridge University Press.

Supang, Chantavanich (1999), "Thailand's Response to Transnational Migration during Economic Growth and Economic Downturn", *SOJOURN*, vol.14, No.1.

Tan, Gerald (1996), *ASEAN - Economic Development and Co-operation*, Singapore: Times Academic Press (権奇哲, 金洪九 訳, 『ASEAN ― 経済発展と経済協力』, チョンイェウォン, 1997).

Tirtosudarmo, Riwanto (1999), "The Indonesian State's Response to Migration", *SOJOURN*, Vol.14, No.1.

Tsay, Ching-lung (1995), "Taiwan", *ASEAN Economic Bulletin*, Vol.12, No.2.

World Bank (1993), *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, New York: Oxford University Press.

Yap, Mui Teng, "The Singapore State's Response to Migration", *SOJOURN*, Vol.14, No.1.

釜山港における自由地域の設定に關する研究

釜山発展研究院 研究2部
研究委員 朴彰鎬

目　次

1.序論

2.自由港・自由地域の概念および国内外の事例

3.自由地域指定の妥当性の分析

4.結論および政策提言

釜山港における自由地域の設定に關する研究

釜山発展研究院研究2部
研究委員 朴 彰 鎬

1. 序論

1.1 研究の背景および目的

1998年、釜山港において通過船舶制度を導入した結果、1年間2,006隻の船舶が給油のため寄港して約8,000万ドル($)の外貨の収入があった。

これは制度改善による船舶入出港の増加の1つの事例にすぎないが、自由港または自由地域を指定すれば多くの経済的利得が生じるという可能性を見せてくれた点においての良い事例として評価されるだろう。

しかし、過去に多くの国から自由貿易地域(FTZ)、外国人投資促進地域(FAZ)、自由港(Free Port) 等を設定し、自国の関税制度に影響をうけない経済行為を許した結果、肯定的な面もあったが否定的な面もすくなくない。

開発途上国をはじめとして多くの国家において外貨の獲得と雇傭創出、外国資本および先進技術の流入、港湾物動量の増加、特定地域の先導的開発を通じて国内経済の活性化等を目指して、自由港または自由地域を指定したが、実際には後方連鎖効果の誘導ができず雇傭の

増大効果も期待したほどまでもあげられなく、むしろ地域不均衡と社会問題をも招らしたりした。

もちろん、自由港または自由地域の指定自体だけでは成功ができず、地理的、人文・社会的条件が具備されなければならず、その地域に対する法制度的支援と効率的な管理・運営が伴うときこそ成功する条件がととのえたといえるだろう。

従って、本研究では全世界的な自由競争体制下において国際競争力を確保するために、釜山港区域で自由地域を指定すればどのような利害や得失があるかについて察してみることにし、既存の自由港(Free Port)と自由地域(Free Zone)の事例を分析し、釜山港の条件と比較検討したうえ、釜山港において自由地域を指定することが妥当なのか、また指定する場合に如何なる内容を持って進めるかについて研究することにする。

1.2 研究の範囲

研究の時間的な範囲は1998年を基準年度とし、1999年から2001年までを計劃期間とし、2001年を目標年度とする。

また、空間的範囲は港湾法上の釜山港界内の貿易港と沿岸港区域とする。

2. 自由港・自由地域の概念および国内外事例

2.1 自由港と自由地域の概念

2.1.1 自由港の定義

自由港は、その起源がB.C.2000年頃のペニキア時代にまでのぼるが、今日利用されている自由港の起源は100年余前のハンブルーク(1880年代)である。現在、規模が大きい自由港はドイツのハンブルーク、アイーランドのセノン(Shannon)、ホンコン、シンガポール等である。[1)]

自由港は大きく2つにわけられるが、船舶の経由地確保のため設定されたもの(ケイフターウン、マゼラン、パナマ、シンガポール等)で治外法権的な性格が強い地域と、強大国の活動拠点とし

1) パク ヨン アン、主要国の自由港制度と韓国の推進方向、海洋水産動向、通巻第158号、韓国海洋水産研究院、1997、pp.9-10。

て開発したもの(ホンコン、ケルケータ等)で占領国の法によるが比較的国際法が遵用される地域に区分される。

自由港の設置目的は、本来中継貿易によって派生する労働力の提供、サービスの供給等による仲介手数料、加工貿易による外貨稼得などである。しかし、今日では関税、非関税障壁の除去だけではなく、国際交易の増進のために商品の製造、見本展示、販売等が可能な自由貿易地域へと変化してきた。

自由港(Free Ports)の定義は著者と機関によって多少異なる。

Ernest G. Frankel(1987)は、"自由港というのは一般的に関税手続(the imposition of customs requirement)の負担がなく、商品が貯蔵、処理、加功される地域である"と、多少幅広く定義した。UNCTAD(1996)は、"自由港(Freeport)または自由貿易地域(Free Trade Zone)の形態は自由工業地域(Industrial Free Zone)と自由商業地域(Commercial Free Zone) 等の機能別に分類され、自由工業地域は輸出品を生産するための製造に焦点をおいた反面、自由商業地域は中継貿易と換積貨物の流通に焦点をおいている。そして、自由港は港湾隣近にある自由貿易地域である。"と規定した。

Alan E. Branch(1986)は、"自由港は'関税自由地域(customs free zone)または関税法上外国領土'として、海岸に面じている特定地域をいい、関税は商品がその国家へ搬入されるとき賦課される。外国から輸入される財貨はその財貨が実質的に自由港をはなれないかぎり、どのような関税義務や規制も うけず、もしその商品の最終目的地が外国であれば、関税賦課手続なしに自由港から輸出できるように許可をうけられるところである。もし、その商品が自由港が所属された国家内へ移動できるならばその 商品は海外から輸入したものと同一の税金が賦課される"と定義している。

このような自由港の定義を総合してみれば、'窮極的に関税の手続からの自由地域でありながら、港湾の機能を保有する特定の場所'という点で共通点をさがすことができる。

それゆえ、自由港制度は、"港湾区域内の船舶の入出港と貨物の貯蔵、処理、加工過程において通関上に賦課されるさまざまな複雑でかつやっかいな規制や手続、税金賦課を免除(free)することによって、港湾の利用を増大させようとする港湾活性化の制度"として定義することができる。

自由港制度の導入の際、期待できる効果は港湾背後圏の貨物流通産業の活性化、直間接の雇傭の創出、外貨稼得、輸出競争力の増大、海外資本投資の増大、潜在的技術移転の増大、中継貿易と換積港機能の増大、金融産業および海運産業の発展効果等があげられる。

2.1.2 自由地域の概念

自由貿易地域(FTZ : Free Trade Zone)は、一定の地域(大体 港湾、空港地域)を関税地域と別途で設定し、同地域内にはいってくる商品に対しては一切の関税が免除されるところである。同地域内では自由に商品を揚陸、搬出、製造、加工、包装および再包装、混合および分類等ができ、外国人と内国人をとわず同一の立場から自由貿易地域が与える各種の優遇を利用できる地域である。[2)]

自由貿易地域は、1934年外国貿易地区法(Foreign Trade Zones Act)を制定して1936年ニュヨーク港で最初の自由貿易地区を設置したアメリカからはじまった。今日、全世界的に500か所あまりの自由貿易地域が設置・運営中である。[3)]

自由貿易地帯(FTA : Free Trade Area)は自由貿易協定を締結した国家が相互間に商品貿易に対する関税または其他の人為的貿易障壁を撤廃し、市場を統合し域外諸国に対して各会員国が独自の関税体系を維持しながら、独立的な貿易政策を実施する形態の経済統合を意味する。[4)] 北米自由貿易協定(NAFTA), アセアン自由貿易地帯(AFTA) 等がその例である。

自由港と自由貿易地域は、関税の免除があるという点では共通しているが、自由港は国際幹線航路上に存在しながら船舶入出港の自由を保障する体制である反面、自由貿易地域は輸出入または投資を円滑にする体制である。自由港は港湾に限定されるが、自由貿易地域は港湾、空港、内陸地域等の投資および施設が有利な地域であれば可能である。

---

2) 亞洲の自由貿易地帯現況、大韓貿易振興公社、貿公資料 17-16、p.34。
3) 吉光受、東北アジアにおける物流中心基地化の早期実現のための韓国港湾の自由貿易地帯導入の時急、海洋水産動向、通巻第168号、韓国海洋水産開発研究院、1998.9、p.6。
4) 孫炳海、東北亜経済協力圏の形成のための線型自由貿易地帯の構想とその期待効果、対外経済政策研究院、1992、p.47。

2.2 外国の自由港・自由地域

2.2.2 主要国家の自由地域

<表 2> 主要国家の自由地域の特性比較

	アメリカ	中國	臺灣	シンガポール
自由地域關係法令	○法律: 19 U.S.C Foreign Trade Zone Act of 1934 ○施行令, 規則: 15 CFR Part 400, 19 CFR Part 146	○法律:Costoms Law of the People's Republic of China(關稅法 第39條および第40條に規定) ○施行令: Regulation of Free Trade Zone	○法律:輸出加工口設置管理條例 ○施行令: 輸出加工口設置管理條例 施行稅則	○法律: Free Trade Zone Act ○施行令: Subsidiary Legislation
法的性格	關稅法上アメリカの關稅領域外(outside a nation's customs territory)	關稅法の適用をうけるがFTZ內物品にたいしては關稅と輸入關連稅金を免除または減免	關稅法の適用をうけるが輸入關稅が免除され、保稅範圍を指定し便宜 適用	關稅法の適用をうけない地域さくにより關稅領域と嚴格に分離
指定主體	FTZ Board(商務,財務,國防, 委員長;商務長官) 許可	地方政府承認要請により國務院(首相,副首相,長官で構成) 承認	經濟部の承認要請により行政院(經濟部,財政部等主要 經濟部處の長に構成)承認	財務部長官

アメリカのLA港やオランダのロテルダム港等において、こうした自由貿易地域と類似した概念の外国人貿易区域や総合保税区域が設置されており、また、都市国家のシンガポールやホンコンは都市自体が自由貿易地域の機能をしているなど、世界的な中継貿易港のみならず金融・保険・情報の中心地の役割も果している。

シンガポール港の場合、港湾背後地域にKeppel、Alexandra、Parsir Panjang、Tanjong地域において総250万㎡の超現代的な貨物流通団地を開発して運営中である。これらの流通団地では、貨物の分配、加工、貯蔵、混材、流通管理、検査、確認、再包装機能等が遂行されており、これらの地域は自由貿易地域として宣布されている。

ドイツの場合は、ハンブルーク港等の5カ港を自由港・自由貿易地域として運営しており、展示、分類、再包装、製造、組立、加工作業を許容している。ハンブルーク港は、ハンザ同盟以後世界で最の古い自由港であり、現在ヨーロッパの第1の港湾となるため、オランダのロテルダム港

とはげしい競争中である。

特に、ホンコンは、中国の関門という地理的特徴をもっている1,084㎢規模の自由港であると同時に国際自由都市で域外金融の規模では世界4位であり、外貨資産規模も世界10位の国際金融中心地である。[5)]

ホンコンについてもっとくわしくしらべてみよう。

2.2.3 ホンコンの事例

1) ホンコンが国際金融都市として発展した要因

① 外換市場の完全自由化

ホンコンは早くから自由市場体制を導入して金融部門においても外換市場にたいする統制がなかった。

② 内・外国人の差別排除

外国人投資にたいして外換および株式保有、其他経済活動にたいして規制をせず、内国人と差別待遇をしなかった。

③ 外国人投資者に有利な水準の税率

税率自体が低いだけではなく、配当金、利子所得、資本所得にたいする追加税金がなく税率も安定的に維持された。

④ 中継貿易港という地理的な利点

中継貿易港という地理的な利点と高級人力、よく整備された社会間接資本施設をもっている。

2) ホンコンが 尖端産業団地の造成に成功した要因

① 土地にたいする優遇

土地を分譲するとき分譲価を開発費用水準で策定した(現在の土地価格の20～30%水準)。

---

5) サン ズン 、前掲論文、p.125。

② 労動力確保の容易

産業団地周邊にあたらしい住居団地の造成によって労動力の確保を容易となった。

③ 便利な輸送手段の連繋

港湾(コンテーナターミナル　)、空港、道路等が隣接しており、輸送手段間の連繋が便利である。

④ 效果的な情報網

充分な情報関連の施設を確保して世界全域と便利に通信できるようになった。

⑤ よく整備された基盤施設

道路、用水、背水、電力等の生産支援の施設を充分に確保している。

⑥ 快適な生活環境

充分な緑地および生活上の便宜施設を完備している。

⑦ 合理的で迅速な行政処理

入住業体の手続および判定が外国企業と国内企業が同等に6週内に終了する。

3) ホンコンの税率体系

① 低い法人税率

企業利潤に対して国際水準より低い16.5%の法人税率を適用しており、給与に対して最大15%の税率を適用している。

② 追加税金の免除

配当金、利子所得、資本所得に対する追加税金を免除している。

③ 安定していて予測可能な税率体制

過去25年間、法人所得に対する税率が15-18.5%内で安定的に変動する等、安定していて予測可能な税率体制をもっている。

④ 減価償却に対する配慮

工業用建物や構造に対する資本投資に対し、1年目には20%の減価償却を認め、その後は年間4%の減価償却を認めており、其他機械および装備類に対しては初年度60%の減価償却を認め、その後は年間10～30%の減価償却を認めた。

2.3 韓国の自由地域に対する施行および論議

2.3.1 経過

韓国は1970年1月輸出自由地域設置法(法律第2180号)が公布され、1970年3月に馬山輸出自由地域、1973年10月にはイリ輸出自由地域が指定され可動中である。

<亞1>韓国の自由地域の比較

區分	輸出自由地域	外國人專用公團	外國人投資自由地域
根據法	輸出自由地域設置法	工場設立および工業配置にかんする法律	外國人投資促進法
自由地域の形態	公團形輸出加工區域(馬山, 益山)	公團形投資自由地域	個別企業形投資自由地域
入住要件	輸出目的の外國人投資企業 內國輸出企業體	天安: 尖端高度技術業種, NT技術事業(外國人 支分 30% 以上) 平洞: 尖端高度技術業種, 一般製造業(10% 以上) 大佛: 平洞と同一	製造業または租税減免對象業種 - 投資金額および雇用 規模要件指定
指定・管理	産業資源副長官	左同	指定: 外國人投資委員會議決, 市道知事指定 管理: 市道知事 指定
賃貸料	124元/㎡(月)(坪當年間4,900元水準)(馬山)	天安は益山, 平洞は馬山輸出自由地域とにている	賃貸料 100% 減免
租税減免	國税: 7年 免除, 3年 50% 地方税: 5年 免除, 3年 50%	國税: 7年 免除, 3年 50% 地方税: 5年 免除, 3年 50%	國税: 7年 免除, 3年 50% 地方税: 5年 免除, 3年 50%

済州道の自由貿易地域に対しては、1983年国土開発研究院、1984年長期信用銀行と高麗大学校経済研究所、1989年韓国開発研究院において論議されたが、その妥当性を認められず、最近また'国際自由都市'という形態として浮上している。

最近、外資誘致のため外国人の直接投資、環境改善と関連して港湾と空港併びに公団を中心とした非関税物流促進地域(海洋水産部)、総合保税区域(1999.4.1発效)・関税自由地域(関税庁、1999.8.11立法予告)、自由貿易地域(産業資源部、1999. 8. 25立法予告)・外国人投資自由地域・国際自由都市(産業資源部、建設交通部、財政経済部)、ワンストップ外国人投資センター(産業資源部、財政経済部)等の導入に対する多様な検討がつくられている。

参考としていえば、現行韓国の自由地域にたいする制度は〈表1〉の通りである。

2.3.2 関税自由地域

去る8月11日財政経済部長官により立法予告された「国際物流基地育成のための関税自由地域設置および運営にかんする法律案」は、韓国が地理的に有利な位置にある点を積極活用し、多国籍企業の物流基地を誘致し、物流産業を活性化することによって、韓国の主要空港・港湾を21世紀の東北アジアの物流拠点基地に育成するために関税自由地域制度を導入しようとする趣旨であった。

この法律案は、ことし10月に国会に提出され通過すれば、2000年に公布され発效する予定であり、韓国の主要空港および港湾と同背後地を対象に地方自治団体の長の申請をうけ関税法の適用を排除する関税自由地域として指定することができるようになっている。

関税庁から用役依頼をうけ海洋水産開発院か研究した指定対象の地域の検討結果、港湾およびその背後地として開発完了した地域の中では、釜山港埠頭および背後地78万平、光陽港埠頭および背後地87万平、仁川南港埋立地36万平等であり、将来開発地域の中では、釜山新港および背後地272万平(2011年)、光陽港2,3段階開発背後地278万平(2011年)、梁山ICD30万平(1999年)、仁川国際流通団地85万平(2020年)等が可能であると発表した。

自由地域を指定する場合、それが現実的に実現可能性があるのかに対して、いくつかの客観的な検討が必要である。まず、外資誘致の可能性と誘致地域の優位性を検討しなければならず、関税自由地域の指定が地域産業全体の競争力と該当産業の対外競争力を向上させることができるかを検討しなくてはならない。また、関税自由地域を指定するの時、貨物物動量の増大の可能性と周邊港湾間の競争力を比較検討した後、その効果が確実にあると判断すれば指定す

べきである。

2.3.3 自由貿易地域

去る8月25日産業資源部長官により立法予告された「輸出自由地域設置法改定法律案」は、現行輸出自由地域法の名称を自由貿易地域設置法に改定するものだが、対内外的条件の変化に対応し、従来の製造中心の輸出自由地域を製造と物流を包括した自由貿易地域に改編するとともに、自由貿易地域への入住企業にたいする規制を合理的に緩和し、入住企業体にたいするインセンティブを補強することによって、外国人投資と国際貿易を促進し、産業構造を高度化するための基盤を構築しようとする趣旨であった。この法律案は、今年1月に全羅北道において群山港の隣近の群山・チャンハン地域を21世紀の環黄海圏の製造業・物流・流通等を網羅した自由貿易地域に育成するため、郡チャン公団165万平を輸出自由地域としての指定への要望があり、それによって産業研究院が'輸出自由地域法改正方向'についての受託研究を行った。その結果、輸出自由地域制度の全面改編と郡チャン輸出自由地域指定等にたいする動きが可視化された。ことし10月に国会に提出され通過すれば、2000年に公布されて発效する予定である。産業資源部長官が自由貿易地域を指定するばあい、自由貿易地域審議委員会の審議を経るようにして、同委員会において自由貿易地域の地理的条件、社会間接資本施設の確保の可否等を審議するようになっている。

この法の定議で、"自由貿易地域(以下"自由地域"とする。)"というのは、国際貿易の振興および外国人投資の誘致を促進するために、対外貿易法、関税法等関係法令で定めた規制が緩和される地域で、基盤施設の造成等を通じて地域内においての自由な製造・加工・物流・流通・貿易活動が保障される地域をいう。

従来では産業資源部長官が輸出自由地域を直接管理するようにしたが、これからは民間または公共法人も自由貿易地域の管理機関となりうるようにする。(案第8条)

従来では入住企業体と支援企業体を区分したが、これからはその区分を廃止し、物流業体および貿易業体の入住を許可することによって自由貿易地域の物流機能を補強している。(案第9条)

3. 自由地域指定の妥当性の分析

3.1　立地条件

自由地域はよい場所、よい施設、行政支援の3つの条件が基本的にととのえればその機能および利点を最大に発揮することができる。[6)]

3.1.1　場所的な面

① 製品の最終消費地である売買市場に隣接しなければならない。元来、輸出自由地域、輸出加工地区、外国貿易地区、中国の経済特区等は、自由市場をつくるため設置したものではなく、第3国への輸出のため迂回した前進基地としてつくられたわけである。

② 良港に隣接しなければならず、水深が15m以上になり5万t級のコンテーイナ船が碇泊できる国際港がのぞましい。

③ 遠距離への輸送と部品の運送等に必要な国際空港が隣接している。

④ 低廉な価格および適正規模の土地供給が可能で、既存の開発公団の連繋活用度が高い地域でなければならない。

⑤ 周邊に充分な労動力、特に熟練労動者がいなければならない。

⑥本国との隔離および統制が容易であるように半島や連陸橋で連結された島嶼地域がのぞましい。.

3.1.2　施設的な面

① 貨物を容易に処理できる船積施設をととのえなければならない。

② 諸般用具の取扱施設があるべきである。

③ 気候の変化に適応するための換気装置、温度調節装置などがあるべきである。

④ 多用途の倉庫がなければならない。

⑤ 充分な電力および工業用水の供給が可能であるべきである。

⑥ 銀行、郵逓局等の公共便宜施設が充分にあるべきである。

⑦ 労働者の住居施設と周邊に観光団地があって、充分な休息空間を提供できるようにすべ

6) U. S. Department of Commerce Bureau of International Commerce, Free Trade Zones and related Facilites Aboard, Government Printing Office, 1970. p.14.

きである。

⑧ 入住者の家族のために良質な教育施設、医療施設、文化施設等があるべきである。

3.1.3 行政的な面

① 行政的規制が最小化すべきである。

② 出入の時、すべての手続が迅速でなければならない。(one stop service system)

③ 損失と盗難から保護されなければならない。

④ 現実的な賃金水準が保障されなければならない。

⑤ 税制減免、無関税通関等の各種インセンチーブが提供されなければならない。

⑥ 公平な課税手続が施行されなければならない。

3.2 釜山港および背後地の自由地域指定の場合の長短点の分析

3.2.1 自由地域指定の場合の釜山の利点

自由地域は、国税の減少による外国企業の地域誘致、釜山港の物動量増大、地域の生産および雇傭増大等をはかることができる。

自由地域指定による貨物の確保は、釜山港が船社にたいして持続的に主導権の行事ができることによって、港湾競争力を高めるのに大きな力となる。

現場での組立、加工機能、商標附着機能、金融、情報、運送手段間の適切な結合機能の遂行が可能であり、利用者の原価節減と商品附加価値の増大により港湾の国際競争力が高められる。7)

自由地域の設置により関税、法人税等の国税と事業所税等の地方税が減少する反面、地域の雇傭増大により所得税増加が予想され、財産税をはじめ不動産関連税等の地方税が増加すると予想される。

3.2.2 自由地域指定の場合の釜山の不利点

---

7) キム ハク ソ、世界港湾開発の基調変化と韓国自由貿易地帯の導入方案にかんする研究、海洋政策研究第13巻、韓国海洋水産開発研究院、1998年夏、pp.116-117。

実際に規制撤廃は、保護と貿易取引の費用をへらすことによって、貿易を増大させ福祉水準が向上する反面、規制をうける地域経済の投資および取引が減少するおそれある。すなわち、自由地域からの銀行、保険、雇傭等にたいする規制撤廃は、国内外の逆差別をもたらして国内企業の立地または活動の自由地域としての転換をもたらす可能性がある。

地域企業がつかえる土地や資源を外国企業に提供することで機会費用が発生することができる。

自由地域は、市民の出入が制限され、都市と自由地域間の法的・社会的衡平性の不均衡を招来するおそれがある。

自由地域の設置による技術および経営ノウハウの移転などの効果が議論されているが、地域経済との隔離の程度によって治外技術権が形成されその効果が大きくならない可能性がある。

自由地域への国内の物品搬入は関税法、輸出用原材料にたいする関税等の還給にたいする特例法、其他の諸税法を適用して輸出と看做していて、関税自由地域と国内との取引および製品流出入において手続上のわずらわしさが予想される。

3.2.3 自由港・自由地域制度が釜山市にあたえる影響

自由港・自由地域(Free Port/Free Zone)制度を導入すれば、港湾区域内で貨物の貯蔵、処理、加工されるいろいろな流通過程や通関上において賦課される数多くの複雑でわずらわしい規制と手続、,税金賦課が免除(free)され、港湾利用が増加することによって間接的な港湾収益が生じので、自由港制度の導入は窮極的に釜山市という地方自治団体に有利なことになる。

すなわち、直接的な効果としては、釜山を中心とした東北アジア地域の交易が増進し、委託販売が盛行することができ、地域産業が発展する契機となり地域雇傭の増大と産業技術の向上ができる。

間接的な効果としては、地域金融および保険業の活性化とともに港湾背後倉庫業の隆盛、,海運業および港湾荷役業の発展と船舶の集結および間接的な地域開発の効果もねらえる。

特に、自由港・自由地域制度の導入で免除の対象となる各種の港湾税制が、元来の国庫帰属対象なので釜山市とは関係がなく、地方自治団体としてはあえてこの制度の導入を反対する理由がなくて、むしろ一部の税金を免除してもらい、自由港区域を通過して国内へと搬入する

か輸出する貨物にたいしては、節減した税金のほど地方税をもっと賦課することができるという利己的な発想も可能である。

しかし、自由港・自由制度の導入によって地方自治団体で抛棄する租税収入ほどの経済的な負担自体が、財政難におかれている釜山市に負担となり、莫大な経済的負担にもかからわず誘引される船腹量はあらかじめ予測できないという危険への負担がある。また、外国の投資に依存し過ぎると過大な外資依存形の地域経済構造が形成され、密輸等の副作用がおきる可能性もあるという点に有意しなければならない。

3.3. 自由港制度の導入方策と課題

3.3.1 制度導入の先決課題

1) 自由港・自由地域制度導入の妥当性 - 効果(誘引力) 算定

自由港・自由地域制度を導入する前にその効果を充分に検証する過程が必要である。窮極的には経済学で多く使用する投入産出模型(I/O model) という方法論を使用し、自由港制度が地域経済にあたえるくわしい影響を正確に評価しなければならないが、単純な比較を通じてみても釜山港は、流出入物動量の80%以上が輸出入貨物で、10-20%程度だけが還積貨物であり、韓国の基幹輸出入港湾であるという点で着眼すれば、全量が還積貨物のみを取扱うホンコン港やシンガポール港が自由港・自由地域制度を導入することによって、得られる効果が100とすれば釜山港が期待できる効果は少くないと予想することができる。従って、そうした自由港・自由地域制度の效用と抛棄する関税等の税収の比較が具体的に行われべきである。

すなわち、釜山港での自由地域導入の方策を研究する前に、自由港・自由地域制度の妥当性の可否を判断する作業が先行されるべきで、それのためには自由港制度の施行がどの程度の誘引力を発揮できるかについての研究が先行されなければならない。関税等の免除を通じて、節減となる物流費用が港湾利用者をして港湾寄港地を決定するのにどれほど敏感な要因なのかを分析しなくてはならない。なぜならば、誘引力が充分でないのにもかかわらず中央政府(関税庁)からは関税を免除するはずがなく、釜山市もやはり自由港・自由地域制度の導入を中央部署へ建議する名分もさがせないからである。

また、釜山港が単純に還積物動量を誘致するために国家の基幹輸出入港湾としての地位を

すてるということが国家経済や地域経済にどれほどの多くの実益をもたらすかも把握しなければならない。

2) 制度の適用範囲の決定

自由港制度の成功的な導入のためには、大きく2つの側面から先行研究が必要であるが、1つ目が制度適用の地理的な範囲にたいする問題である。すなわち、釜山港全般にわたって自由港制度を積極導入するかあるいは制度を釜山港内一部に限定して部分的に導入するかにかんして決定しなければならない。しかし、港湾背後敷地が狭小な釜山港の実情を勘案すると、自由港制度を釜山港全般にわたってすぐにかつ全面的に導入するには管理上のさまざまな難関があると予想され、一旦狭い領域を対象に自由地域制度を導入し、その効果をみながら段階的に領域をひろげていくのが望まれる。

たとえば、釜山港の中、自由地域を導入するのに適合な地域としては甘泉港と多大浦港の遠洋漁業　埠頭があげられる。将来、水産物綜合加工団地および冷凍冷蔵加工施設が完工される時期にあわせて　自由港・自由地域に設定することが望まれ、この地域が水産分野の自由地域に指定すれば、イ)国内遠洋船の漁獲物を加工処理し再輸出する場合、ロ)第3国の遠洋漁獲物を一時貯蔵し加工後に再輸出する場合、ハ)輸入水産物を貯蔵後に第3国へ輸出する場合等にかんしては関税の免除ができる。将来、釜山新港湾を建設すれば、そのとき経済的の条件や港湾条件等を検討して自由港制度を導入する問題もかんがえられる。ここでいう条件とは釜山新港湾が予定どうりに開場し、光陽港もその時点で充分な港湾機能を発揮すれば釜山港への流出入物動量の半分ちかくを分担するようになる。こうすれば釜山港から光陽港へと分担された部分ほど還積貨物の誘致が行わなければならないという条件をすべて満足しなくてはならないといる難しさがある。前述したように、自由港制度は国家基幹の輸出入港湾に適切な制度ではなく還積中心の港湾に適合な制度だからである。

3.3.2 制度導入に必要な法制度的な支援の内容

窮極的に釜山港内において'自由港制度'を設置するためには、港湾サービスの改善を通じた投資誘引策を樹立して関連法・制度的な支援を行わなければならないが、その具体的な内容を列挙すればらつぎの通りである。

1) 関連法・制度的な支援

- 輸入貨物および物流施設(Distri-park)内の活動にたいし関税の免除
- 海外資本投資にたいする制限の撤廃
- 外換管理およびVISAの自由保障
- 税関および検疫等の船舶入出港手続(Q.I.C)の簡素化 ― ワンストップサービス(One Stop Service)の提供
- 港湾荷役料率の適用の単純化
- 還積貨物にたいするインセンチブ(incentive)の提供
- 貨物流通促進法上の物流用土地の猶予期間(2年)を工業用地とともに3年に延長
- 租税減免規制法の改定を通じて物流施設移転にたいする譲渡所得税を工場と同じ水準に減免[8)]
- 総合土地税の課税方式を改善して分離課税対象土地として算入
- 物流施設にたいする産業用電気料金の適用
- 物流関連施設の国税および地方税の減免
- 自由港区域に投資した企業にたいする法人税等の租税減免の優遇の強化

2) 港湾サービスの改善

- 港湾、道路、港空施設の拡充
- 電力、情報体系、運送手段、港湾運営主体、船社、税関、動植物検疫所間の高速物流情報網を形成
- 教育、住居、観光および医療施設の拡充
- 港湾運営にたいする24時間可動体制の確立
- 港湾荷役料率の適用の単純化
- 港湾背後敷地を国内外企業に長期賃貸

---

8) 租税減免規制法第71條に5年以上稼動した工場の場合、譲渡所得税、特別附加税の50%を減免する。

4. 結論および政策提言

現在、韓国において進められている自由地域、自由貿易地域は、地域間の衡平性ではなく立地的優位性に基づいて指定地域を制限しなければならない。

日本の輸入促進地域やテクノーポリスが失敗した主要原因がまさに地域の衡平性をあまりにも考慮し過ぎて過多な地域を指定したからである。

日本の自由貿易地域のひとつであるオキナワの失敗原因が地域の国際化、交易の基盤整備等にたいする地域のグランドデザインの不在、地域企業に限定した入住、海外航路・航空路の不在等であるということを念いおかなくてはならない。

釜山が自由地域、自由貿易地域の設定から除外されれば、国内の他地域または港湾にくらべ競争力が落されるおそれがあるので、規制緩和による釜山港の競争力を高めるという意味で指定されるようにしなければならない。

関税自由地域(関税庁)の対象地として挙論されている釜山港および近隣背後地は釜山北港、釜山新港、梁山ICDであるが、この地域だけでは実際に関税自由地域の利益を充分にうけられないため、甘泉港と多大浦港等の釜山港湾の補助港湾までも含まれなければならない。

釜山北港(神仙台埠頭、戡蛮埠頭、子城台埠頭)は、背後の附加価値の物流活動ができる敷地がない実情であり、釜山新港は完工まで相当な期間が必要なので現在、立法予告された関税自由地域制度が 施行されてもその利益をうけることができない。

従って、釜山広域市においては、関税自由地の対象地としてすでに挙げている地域以外にも甘泉港と多大浦港地域も含まれるようにすべきであり、2次的には釜山新港の近隣背後地の緑山工団も含まるようにしなくてはならない。それゆえに、'国際物流基地の育成のための関税自由地域の設置および 運営に関する法律案' 第5条1号カ.の "港湾法第2条1号の規定による港湾および同背後地"を"港湾および近隣の背後地"に関税自由地域の空間的範囲をもっと広く規定するように建議しなければならない。また、港湾背後の附加価値物流の活動が円滑に行われるよに、国際物流を支援しうる製造業も含めた場合その期待効果も充足できるので、関連した製造業が可能になるよるに法の内容がもっと拡大されなければならない。

また、自由貿易地域の対象地としては、葵山国家工団とチサ産業団地等について釜山広域市の立場から深く検討しなければならない。

しかし、何より重要な事実は、現在進行中である関税自由地域や自由貿易地域等が釜山地域の条件とは多少に異なる点があるといすことである。すなわち、関税自由地域は全羅南道光陽

市の光陽港を　非関税物流促進地域として指定してくれるように海洋水産部に建議するところからはじまったことである。それによって、財政経済部長官(関税庁長)が立法を推進するようになり、自由貿易地域は全羅北道の群山・チャンハン地域を21世紀における環黄海圏の製造業、物流、流通等を網羅した自由貿易地域として育成するための郡チャン工団の165万平を輸出自由地域に指定するように建議してからはじまり、大統領の全羅北道への巡視のとき、産業資源部から産業研究院に研究を依頼した結果を参考して積極的に検討するよに指示し、それが産業資源部長官によって立法が推進された。2つの地域の　共通点は、国家の政策によって大規模に新規開発された地域であり、港湾および背後地または近隣　の背後地として土地代が非常に安く、開発地域または都市より適当にはなれており、関税自由地域または自由貿易地域として指定をうけるよい条件を整えている点である。

これに比べて、釜山港および近隣の背後地は、都市とは隣接しており、荼山工団を除いてら大規模　の可用地の確保が困難な条件におかれている。

釜山港および背後地に自由地域を設置する場合、それが現実的に実現可能なのかどうがについ次のように3つの客観的な検討が必要である。

第一、自由地域の指定の時、外国資本の誘致可能性と外資誘致地域の優位性の検討

第二、自由地域の指定の時、産業全体の競争力の向上の可能性と該当産業の対外競争力の検討

第三、自由地域の指定の時、貨物物動量の増大の可能性と周邊の港湾との競争力の比較検討

そして、自由地域指定に先だって指定による前後方の効果と損益分析が先行されなければならず、社会的問題の発生にたいする対策が行われなければならない。

しかし、釜山は他の地域に比べて、自由地域の指定による期待効果が大きくならない可能性もあるので、この機会に、他地域の条件に無理にあわせるよりは、根本的に現在推進されている自由地域関連法案を釜山の条件にあわせて修正するよう建議するとともに、釜山港と釜山市の条件に適合した新らしい概念の国際関係の改善策を着目しなければならない。

その代表的なもので、漸進的な東北アジア自由貿易地帯(FTA : Free Trade Area)を推進する方法を提案する。第2章で定議したように、自由貿易地帯(FTA)は、自由貿易協定を締結した国家相互間で商品貿易に対する関税または其他の人為的な貿易の障壁を撤廃して市場を統合し、域外諸国に対して各会員国が独自の関税体系を維持しながら独立的な貿易政策を実施する形態の経済統合を意味し、北米自由貿易協定(NAFTA)、アセアン自由貿易地帯

(AFTA)等がその例として上げられる。だから、現在国際関係が改善されている韓国・中国・日本・ロシア間に窮極的に関税の障壁を撤廃し、経済統合を作りあげるためには、まず、東北アジア4カ国の間に国際物流標準化と各国の自由地域間において直接的な協力方策を講究し、協力ネットワークを構成するように東北アジア都市間の協力体系を構築し、さらには国家レベルにおいても自由貿易地帯の構成のための相互互恵条件を提示し、関税障壁をさげながら経済協力と人的交流を円滑に進められるように協定を締結するのがよいであろう。釜山港と釜山市は、東北アジアにおける国際物流の中心基地としての役割を遂行できる自然的かつ人文社会的な条件をととのえており、こうした東北アジアにおいての自由貿易協定が締結されれば、釜山は東北アジアの国際物流の拠点となれる1つの重要な基盤を確保することになる。

参考文献

1) 亜洲の自由貿易地帯現況、大韓貿易振興公社、貿公資料 17-16、p.34。

2) 吉光受、東北アジアにおける物流中心基地化の早期実現のための韓国港湾の自由貿易地帯導入の時急、海洋水産動向、通巻第168号、韓国海洋水産開発研究院、1998.9、p.6。

3) 孫炳海、東北亜経済協力圏の形成のための線型自由貿易地帯の構想とその期待効果、対外経済政策研究院、1992、p.47。

4) パク ヨン アン、主要国の自由港制度と韓国の推進方向、海洋水産動向、通巻第158号、韓国海洋水産研究院、1997、11、pp.9-10。

5) チェ ナム ンヨン、投資自由地域の設置を通じた地域経済の競争力の提高、経済学研究第44集第2号、韓国経済学会、p.194。

6) イ サン ズン、投資自由地域の都市的モデル、大韓地方行政控除会、都市問題 第33巻第353号、98年 4月号、1998.4。

7) キム ヨン ホ、港湾研究、資料シリーズⅡ、港湾研究会、1992. 7。

8) 申鉉種・盧宅煥、貿易学概論、博英社、1985。

9) U. S. Department of Commerce Bureau of International Commerce, Free Trade Zones and related Facilites Aboard, Government Printing Office, 1970. p.14.

10) キム ハク ソ、世界港湾開発の基調変化と韓国自由貿易地帯の導入方案にかんする研究、海洋政策研究 第13巻、韓国海洋水産開発研究院、1998年夏、pp.116-117。

東北アジア地域における水産物交易構造と日本の水産物輸入関連制度

釜慶大学校国際通商学部
教授 朴 明 燮

目　次

1. 序言

2. 東北アジア4カ国及び米国の間の水産物交易規模

3. 日本における主要品目別の輸入の実績

4. 東北アジア諸国及び米国の水産物の輸入関税率の構造

5. 日本の水産物輸入関税

6. 日本の水産物輸入における非関税障害

7. 結言

東北アジア地域における水産物交易構造と日本の水産物輸入関連制度

釜慶大学校国際通商学部
教授 朴 明 燮

1．序言

◆ UN海洋法協約（1994.11）、WTO体制（1995.1）
－水産業貿易に重大な影響を与えている。

◆ 本論文の目的
－日本における水産物輸入の関連制度を東北アジア地域の水産物交易構造と合わせ見ることによ、韓日の水産物貿易又は韓日の水産通商協商の政策資料として提示しようとすることである。

◆ 日本における水産物の貿易
① 第2次世界大戦を通じて外貨獲得のために輸出貿易として育成された。
② 1961年水産物輸入の自由化（韓国は97年7月1日）で水産物の輸入は継続して増加
1971年 ： 輸入額〉輸出額
③ 水産物輸入：
1964年 320億円（輸出1，120億円）
1970年 1，150億円に急増する。
④ 97年358万t
金額では1兆7,212億円の水産物が輸入された。
⑤ 韓国の水産物輸出の最大市場、
水産物自給率が59%に過ぎない。
⑥ 非関税措置：
－輸入クオーター制度（カキ、赤貝を始めとする9カ品種とのり）運営、
－衛生規制の強化（魚介類の抗菌性の物質及び貝類の毒素等）等

◆ 本論の内容
① 2節：東北アジア地域及び米国相互間の水産物
貿易規模（物量及び金額基準）
② 3節：日本の重要品目別の輸入の実績
③ 4節：東北アジア諸国及び米国の水産物の輸入関税

④　5節：日本における水産物の輸入関税の構造と特徴
⑤　6節：非関税障害が日本の水産物輸入に適用している事例分析
（計測不可能性、多様性、不確実性及び協商困難性等）

2．東北アジア諸国及び米国の間の水産物交易規模

〈表1〉東北アジア4カ国及び米国の相互間の交易現状（1996）

（単位：トン、千ドル）

国家	交易量	交易金額	国家
韓国	→ 190,888 ← 21,682	→ 1,217,476 ← 87,603	日本
韓国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 152,354	米国
韓国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	中国
韓国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	ロシア
日本	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	米国
日本	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	中国
日本	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	ロシア
米国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	中国
米国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	ロシア
中国	→ 190,888 ← 21,682	→ 190,888 ← 21,682	ロシア
取引総量	1,992,636	7,982,027	

註：交易量は各国の輸出量を基準に集計したものである。但し、中国、ロシアの交易量の場合、韓国、日本、米国の輸入量で代えて計算した。

資料：海洋水産部、年度別重要国家別輸出入実績、1999。
日本、農林水産省資料、1997。
米国、National Oceanic Atmospheric Administration Fishery Statistics、1997。

3．日本における主要品目別の輸入の実績

〈 表２〉日本における品目別の水産物輸入の現状(１９９７)

(単位：M/T、千ドル)

項目 / 分類	水産物輸入	
	数量	金額
0301(活魚)	21,641 (0.8)	408,976 (2.8)
0302(新鮮) 0303(冷凍) 0304(魚類ピレット,その他の魚類)	1,729,530 (61.7)	6,061,672 (41.0)
0305(塩蔵,乾燥,塩水蔵, または燻剤した魚類)	25,915 (0.9)	305,106 (2.1)
0306(甲殻類) 0307(軟滞動物)	754,941 (27.0)	5,720,696 (38.5)
1604,1605(調製品)	368,832 (9.6)	2,320,784 (15.7)
合計	2,800,859 (100)	14,799,233 (100)

資料：大蔵省、日本貿易統計(１９９９) により再作成。

〈表３〉日本の東北アジア３カ国及び米国からの品目別の水産物輸入の現状
(１９９７)　　(単位：M/T、千ドル)

国家 / 分類	4国合計		韓国		米国		ロシア		中国	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
0301	10,897 (50.4)	180,512 (44.1)	5,026 (23.2)	60,515 (14.8)	46 (0.2)	6,642 (1.6)	0 (0)	0 (0)	5,825 (26.9)	113,355 (27.7)
0302 0303 0304	681,125 (39.4)	2,424,566 (40.0)	101,792 (5.9)	448,056 (7.4)	373,812 (21.6)	1,213,875 (20.0)	103,091 (6.0)	379,316 (6.3)	102,430 (5.9)	383,319 (6.3)
0305	13,288 (51.3)	136,217(46.6)	322 (1.2)	2,476 (0.8)	7,005 (27.0)	70,225 (23.0)	627 (2.4)	3,926 (1.3)	5,334 (20.6)	59,590 (19.5)
0306 0307	259,472 (34.4)	1,447,761 (25.4)	322 (1.2)	205,191 (3.6)	23,339 (3.1)	264,366 (4.6)	82,096 (10.9)	597,771 (10.5)	122,353 (16.2)	382,433 (6.7)
1604 1605	152,926 (5.5)	1,462,804 (9.9)	22,904 (8.5)	187,295 (8.1)	3,526 (1.3)	39,341 (1.7)	1,111 (0.4)	20,757 (0.9)	125,385 (46.6)	1,215,411 (52.4)
合計	1,117,708 (39.9)	5,651,860 (38.2)	161,730 (5.8)	903,533 (6.1)	407,729 (14.6)	1,594,450 (10.8)	186,925 (6.7)	1,001,770 (6.8)	361,327 (12.9)	2,154,108 (14.6)

註：( ) は、品目別の日本全体の輸入量を１００とした場合の４国別の比重。

0301：活魚、0302：新鮮、冷蔵魚類、0303：冷凍
0304：魚類ピレット、其他魚肉、0305：塩蔵、乾燥、燻製した魚類、
0306：甲殻類、0307：軟体動物、1604,1605：調製品
資料：大蔵省、日本貿易統計（１９９９）により再作成。

〈 表４ 〉韓国における水産物の主要国家別の輸入の動向

(単位：千ドル、%)

順位	国別	'96	'97	増減率	
	計(占有率)	1,635,113	1,492,588	△8.7	
1	日本(68%)	1,217,476	1,017,530	△16.4	
2	中國(8%)	68,060	114,393	68.1	
3	EU(6%)	105,049	85,462	△18.6	
4	米國(5%)	81,625	70,049	△14.2	
5	タイ(3%)	38,831	45,871	18.1	

資料：海洋水産部、年度別の主要国家別輸出入の実績、１９９９。

４．東北アジア諸国及び米国の水産物の輸入関税率の構造

〈 表５ 〉水産物の輸入関税率の比較

品名	韓国	日本	米国	中国
活魚(HS0301)	10%	1.7～3.5%	0%	30%
新鮮，冷蔵，冷凍魚類ピレット，その他の魚肉(HS0302,0303,0304)	新鮮20% 冷凍10%	3.5～5%	0～6%	25～30%
塩蔵，乾燥，塩水蔵、燻製魚類(HS0305)	20%	10～15%	1～12%	55% (+17%附加税)
甲殻類，軟体動物(HS0306,0307)	20%	2～13%	0%	45%
調製品(HS1604,1605)	20%	5～12%	0～15%	65%

註：ロシアの資料は入手不可能で提示できない。
資料：APEC、1998。

☞ これらの国家は、WTO及びAPECに提出した水産物部門の交易自由化の計劃によると、今後水産物の輸入関税率はさらに低くなると展望されている。

5．日本の水産物輸入関税

◆日本の輸入管理

①「外換及び外国貿易管理法―１９８０改正」が基本となっており、大幅な委任立法方式の採択、これによる関係法令及び輸入管理に関する令、告示等によって管理されている。

a. 法令：輸入貿易管理令、関税法等
b. 規則：特別法、輸入取引法、輸入貿易管理規則等
c. 告示：輸入公表
d. その他：輸入発表、輸入決裁方法、輸入注意事項等の規制法体系を多様・完璧に備えている。

②日本における輸出入の管理制度：輸入の承認制度、事前確認制度及び輸入の禁止品目を指定し、全世界の地域別に放射能、亜黄酸等に対する検査のにならず、養殖生産物に対する抗生物質と抗菌性に対するモニターリング残留検査を実行している。

③日本の関税体系：基本関税、協定（WTO）関税、暫定関税及び特恵関税で構成。
→実行関税は、無関税から２５％（調製食料品）及び４０％（品目税番が1212.20.120）等の多様な体系で構成。
→水産物に対する関税率は一般的に加工度が高くなるほど、日本の国内漁業と競合度が大きくなるほど高関税を適用。

6．日本の水産物輸入における非関税障害

1)概要

◆ Balwin、Ingo Walter等の多様な定義

☞ 国際貿易の規模、方向又は商品構成を否曲させ、世界の自由な貿易を沮害したり撹乱する政府又は民間により採用された一切の手段を言う。

◆ GATT分類の非関税障害による説明

①価格的障害：輸入商品に税金の賦与、反ダンピング関税及び相計関税等がある。
②数量的障害：クォター制運営
→輸入自体を禁止、輸入数量を制限する。
③品質的障害：規格要件を強化
④行政的障害：輸入手続き及び書類審査の強化。

〈表6〉非関税障害の分類

区分	種類
1)政府の関与	・政府支援(government aids) ・国営貿易(state trading) ・政府調達(government procurement) ・政府独占事業(government monopoly and restrictive practices)
2)税関行政上の輸入の手続	・相計関税(countervailing duties) ・ダンピング防止関税(anti-dumping duties) ・関税分類(customs classification) ・関税評価(valuation) ・領事手続および書類(consular formalities documentation) ・関税還給(repayment of duties) ・関税手続(customs formalities) ・恣意的関税品目の分類
3)標準規程	・工業標準(industrial standards) ・保健および安全基準(health and safety standards) ・製品構成に関する規定(計量標準, 制約基準, 含量規程, その他) ・商標および容器に関する規程(requirements concerning marking label) ・加工規程(requirements concerning process) ・原産地規程(requirements concerning of C/O) ・包装規程(requirements concerning packing)
4)輸出入に関する特別制限	・数量制限(quantitative restrictions) ・輸入禁止(embargoes) ・輸入許可制度(import permission system) ・外換管理制度(exchange control) ・双務協定の差別規制(discrimination resulting form bilateral agreement) ・購入処の差別規制(discrimination sourcing) ・輸出規制(export restricts) ・国内価格の統制措置(measures of regulate domestic prices) ・関税割当(tariff quotas)
5)価格機構による輸出入の統制	・事前輸入担保(prior import deposits) ・附加税, 港湾税, 統計税(surchange, port taxes, statistical tax) ・差別的内国消費(discriminatory film taxes, use taxes) ・選別的制限借款措置(discriminatory credit restrictions) ・可変過徴金(variable levies) ・国境税調整(border tax adjustments) ・緊急措置(emergency action)
6)その他の規制	・領事手数料, 印紙税 ・広告, 宣伝, 運営, 上映時間規制 ・含量規制 ・制限的商慣行

2) 輸入割当制度 (IQ System)

○特定の品目に対する一定期間内に輸入出来る総量を国内需要、国内生産、価格、流通等と対外関係を考慮しながら設定し、その範囲内で一定要件を満たす者の申請に対し通産省が一定の輸入数量、または金額を割当する代表的な非関税障害である。

→輸入割当の品目は韓国の沿近海で生産する重要魚類を総網羅している点をみても非常に包括的である。

◆ IQ制度を通じての輸入の規制

→物量配定の透明性の確報

◆ 日本の水産物輸入クォーター制度（水産物輸入割当）の運用の現状

—通産省告示第１７０号（96．4.30）による

☞「ぶり、さば、あじ、いわし、たら、さんま、ほたて、貝柱、干したいわし」９個魚貝類に対し、韓国産とその他印度等１０２個国産を対象に２個のグループに分け、輸入金額基準クォーターを定めている。

◆ 韓国及び日本側の立場

83年以来、年間4千万＄に固定された韓国クォーター量を拡大することを要請してきた。

→日本側は、他国との均衡上クォーター増額の不可といる立場の固守。

3) 輸入承認制度

⇒最も代表的な非関税障害

① 輸入貿易管理令の包括的な輸入承認制度

② 委任立法方式による輸入承認制度

→一貫性と明瞭性の欠如、輸入承認量：当国の裁量

4) 事前確認制度

輸入監視、国内法の実効性確保等を目的に確認する制度

→実質的に一部品目の直接的な規制効果を持つもの。

◆わかめ輸入の事前確認制

◉対日わかめの輸出：

７７年から両国間の民間会議での輸出入物量の合意により実施、日本側は合意物量の履行与否の点検の理由でこの制度の実施

◉９５年以後から輸出入物量の合意制が廃止されたにもかかわらず、今だに事前確認実施

◉数回の交渉を通じ廃止を要求

→９９年３月８日の韓日水産物交易実務会議において、日本側は統計目的上同制度の維持意思を表明

◉物量に関係なく対日輸出が出来る現在、形式的手続きに過ぎない事前確認制は廃止すべきである。

◉通商長官会議、韓日水産物交易会議等で通商懸案として継続提起されるべきである。

〈表７〉輸入承認制度による事前確認の品目

番号	貨物名	確認機關
1	ワカメ	通産省の確認
2	マグロまたはマカジキの船舶による輸入	通産省の確認
3	國際捕鯨の圍束條件の加盟國クジラ(輸入割當または輸入の承認を必要とするのは除外)	通産省の確認

5) 基準・認証制度

法的、非法的根拠による各種の基準・承認資格を穫得することである。

→資格収得の手続きの複雑性、検査の厳格性等により市場接近をむずかしくして、輸入を抑制する要因になっている。

→日本工業規格（JIS）、日本農業規格（JAS）等

6) 通関手続きと輸入港の指定

◆ 96．５．２７．対日輸出貝類から貝毒検出

→通関前の貝毒検査

→98．9．24．協議で貝類の主生産海域に対する1年間の衛生検査を実施し、衛生基準に連合する海域で生産された貝類に対し検査免除の合意(生カキの事例)

a. 通関手続き：貝毒が検出された時期は３－5月に限定しているが、全ての貝類を年中検査対象にしている為に、費用負担及びに通関上の時間浪費により商品の新鮮度が低下するとか腐敗の可能性がある。

b. 輸入港の制限的指定

市場接近度と新鮮維持の制約及びに輸送費用の加重等の要因になり、貿易を制限することになる。

☞ ９９．３．８．焼津港追加

7） 複合的な輸入規制の措置

輸入窓口単一化、高関税の従量税の適用、輸入手続の複雑及びに各種手数料の過多徴収等がある。

◆ 毎年２５０万束の割当

○輸入商社の資格制限及びに輸入窓口の単一化

→７８－９４年対日のり輸出の中断→９５年再開

○９７年：干しのり合意物量３１万束、助味のり９万束（韓国側水産物輸出組合）

○日本の輸入窓口：生産者中心の日本のり輸入組合→輸入業務の独占、輸入手続複雑、手数料（６％）→輸入価格の歪曲

○干しのり：L/C方式でない入札

→応札のために輸出用のりを別途に生産、運搬

→未入札物量は輸出業体に大きな負担高関税

○９９．３．８．第７次会議：改善の約束（輸入商の資格制限の廃止、日本市場直接販売、手数料廃止）

７．結言

◆ 輸入承認制度、事前確認制度の運営で輸入を直・間接的に統制してきている。

◆ IQ制度、輸入承認制度、事前確認制度は法的根拠下から運用している。

◆ 魚貝類の抗菌性物質及び貝類毒素等に関する衛生規制を強化し輸入を制限している。

◆ 全国漁業協同組合連総合会（全漁連）を中心としてIQ制度の存続・維持を政府側に要請している。

◆ 課題

☞ 非関税障害に対する持続的な撤廃の努力。

☞ 消費者の特性と流通体系及び輸入制度等に対する徹底的な研究が後押し。

☞ 競争国との比較優位の確保と持続的な輸出増大の為の輸出基盤の造成。

日韓東アジア学会合同研究会
浦項市制50周年記念国際シンポジウム

◆プログラム◆

● 開会の辞　09：30

挨　拶　韓国東アジア学会会長　林　正　徳（釜山発展研究院院長）　09：30～09：35

日本東アジア学会会長　木下　悦二（福岡国際大学学長）　09：35～09：40

来賓祝辞　浦項市長　鄭　章　植　09：40～09：45

浦項市議会議長　朴　太　植　09：45～09：50

● 第一部

パネルディスカッション「韓日海峡交流圏の再検討」　09：50～15：00

座　長　朴　明欽（(財)釜山発展研究院先任研究委員）・小川　雄平（西南学院大学教授）

・経済交流の側面から

研究報告：李　仁　根（浦項１大学教授）　09：50～10：30

予定討論：尹　明　憲（北九州大学助教授）　10：30～10：50

・学術文化交流の側面から

研究報告：魯　成　煥（蔚山大学校教授）　10：50～11：30

予定討論：安達　義弘（福岡国際大学教授）　11：30～11：50

昼　食　11：50～13：00

・危機管理の側面から

研究報告：奥山　忠政（紀全女子大学講師）　13：00～13：40

予定討論：崔　哲　雄（(財)釜山発展研究院専門委員）　13：40～14：00

全体討論　14：00～15：00

休　憩　15：00～15：30

● 第二部

シンポジウム「中国建国50周年と東アジア」　15：30～18：00

基調報告：趙　鳳　彬（筑紫女学園大学教授・元吉林大学博士指導教授）　15：30～16：30

パネラー：立石　揚志（西南学院大学教授）

金　昌　洙（釜山大学教授）

趙　鳳　彬（筑紫女学園大学教授・元吉林大学博士指導教授）

コーディネーター：金　日　坤（釜山大学名誉教授）

日　時：1999年11月21日（日）午前９時30分～午後６時

会　場：浦項１大学セミナー室

主　催：韓国東アジア学会・日本東アジア学会

後　援：大韓民国浦項市・浦項１大学・（財）釜山発展研究院・（財）国際東アジア研究センター

韓日海峡圏における経済交流の協力方案

―自由経済地帯を中心にして―

浦港1大学インターネットビジネス学科
教授　李 仁 根

目　次

Ⅰ. 問題の提起

Ⅱ. 欝陵島・独島および対馬島の特性

Ⅲ. 自由投資による共同開発地域に関する経済的な構想

Ⅳ. 結 論

韓日海峡圏における経済交流の協力方案
―自由経済地帯を中心にして―

浦港1大学インターネットビジネス科
教授 李 仁 根

Ⅰ. 問題の提起

今、われわれはニューミレニアム(new millennium)時代をむかえることになった。過去千年間の韓日両国の間でおこった歴史に関する相互理解と評価については、お互いに異なる見解がありうるが、新千年(new millennium)時代をむかえようとしているこの時点からみれば、新らしい外交的パラダイム(paradigms)を構築する必要があると思われる。

特に、2002年World Cupサッカーを共同開催する両国は、相互平和的な協力によって世界的な行事を行うことになり、この行事の意味は、両国に友好的なビジョン(vision)を提示し、過去の歴史の長い時間のなかで歪曲された両民族の誤解を解くところに新らしい転機となり、これによって両国がより親密な同伴者(Partner)へと発展していく展望である。

しかし、韓日間の海峡圏に関する諸問題のなかで、最近発生した韓日漁業権協商から招らされた紛争の可能性は、新たに領土権に関する火種として残り、常に両国の間ではそのような余地があるということをわれわれは看過してはいけない。国際的な紛争の火種は大体経済問題によって生じ、両側の利害関係が尖鋭化されて発生するわけである。国家と国家間の紛争を解決するには、いろいろな協商を通じてのその方策が考えられるが、一般には平和的に接近しやすい外交政策としては、相互経済的な協力によって尖鋭化している感情を緩和する友好的な姿勢が重要であるということが常に存在してきた。

韓日間の海峡圏について考える場合、領土をめぐる主権に対する問題とも関係があり、これは常に排他的な観念からの得と実より、領土についての情緒や民族的な葛藤によって平和的にかんたんに解決できないのも事実である。こうした問題は、もっぱら相互信頼と協力を

通じて海峡圏の近邊にある島地域を中心に経済交流と協力を行い、自由経済投資地帯を構築する方法がその紛争を解決するところに寄与すると思われる。すなわち、両国の海峡圏隣近にある2地域の島を自由経済投資地帯にして、両国の国民が自由往来し居住の制限を緩和し、相互経済協力を摸索すれば、その協力方案が時代的に最も適切なものだと考えられる。

20世紀においては、世界各国の間では地域別の経済的特化により、多様な無国境経済統合がつくられており、EU国家連合のような国境が無視される経済産業活動は無国境(Borderless)経済活動で国境をこえておおくの地域で協力している。[1)]

特に、企業中心では多国籍企業と異種企業間の協力や統合は、きたる時代には3、4次産業中心で遺伝生命工学やbiological、そして電気、電子を媒体とした情報化産業と新素材産業等が、複合産業形態としてあらわれ多様なcyber産業等に発展する可能性が非常に高かい。

今後、どの国でも自国の技術と産業だけで世界市場に進出して挑戦することができない限界わけで、すべての企業は国境を超越して、地域と地域の結合や国家と国家の間にはあたらしい経済、環境問題等で相互共同協力や統合が有機的に行われると予想される。

一方、21世紀には環太平洋圏の経済力が浮上されるとみれば、今後20年には、中国が最も強力な経済市場を構築すると予測され、世界のすべての商品は中国市場への占有率により、その国の巨視経済的な指標がおおきく影響をうけると思われる。こうした点を考慮し、今後東北アジアの地域経済は、中国市場にfocusをあわせ各国は経済協力および企業結合等によって経済活動が進められるみこみである。

特に、地形的特性により無国境地域の経済活動は、ますます増える展望で、現在東南アジア地域においては各国が相互協力し無国境地域の経済活動を行っている。その事例をとして、1)シンガポール～ジョホルバル～ビンタン島、2)ホンコン～ソンジン～カンチヨウ、3)タイペイ～アモイ～フジョウ、4)ジヤカルタ～ボゴロ～タンケラン～バックカシ(ジャボタンベク地域)等があげられる。

今後、韓日両国においても地域的特性を考慮し、環東海圏と環黄海圏においぇての地域協力に同参すれば、新特化産業を造成することができるだろう。特に、これらの地域の中、本論文で提示した両国の海峡や近邊の島である欝陵島、独島と対馬島地域は自国の利害関係を超越し、平和的でかつ理想的な地域中心に経済的自由活動を保障する産業地帯として造成すれば、海峡圏の紛争を解消するところに1つの外交的モデルになれると確信する。

日本の領土である対馬島と韓国領土である欝陵島、独島を経済自由投資地帯として協

1) 李仁根, 國際都市化を目指す浦港都市圏の流通施設の擴充方策, 韓國港灣經濟學會誌,第9集,1993.7. pp 58..

力し運用すれば、これら地域には経済的特化をもたらすことができる。特に、協力可能な産業としては、観光産業を選定して、さきに開発すれば派生的に多様な産業を生み出すモデルとして発展していく可能性があるだろう。

これらの産業は、各国がすくない投資費で諸般生産要素が相互交流され、加速度原理により多様な産業へと拡充されることも期待できる。特に、自由な人的移動により、相互間の文化の交流が行われ、おたがいに理解し両国の友好関係をより親密にする継起になるだろう。これらの地域民の自由な生活を創出し、最も住みやすい地域につくるところにその目的がある。これにより長期的には、両国の海峡圏問題を平和的に解決するため紛争を除去し、これらの経済的な共同利用によって経済的な利益の創出効果も期待することができる。

本研究の分析方法と研究方向は、現存してる事実に基づきながら、より実質的な経済環境に対しより巨視的なモデルを構想し、また、より未来指向的な方向へと道びいていける経済産業分野を中心に、課題別の研究テーマを提示して両国の海峡圏新国際経済政策において、新秩序としての外交的、経済的地域協力のparadigmを提示するところに寄与するものとする。

Ⅱ.欝陵島・独島および対馬島の特性

1.欝陵島・独島の地域的特性

1) 欝陵島地形および地理

位置	東京 130°54′ 北緯 37°29′	韓半島との最短距離:137㎞ 江原道三陟市ウォンドク邑イムウォン 里
地形	火山巖の五角形島(海岸線の長さ56.5㎞).	島嶼: 44個の島(有人島 4, 無人島 40)
氣象	海洋性氣候/夏:涼しい. 冬: 溫暖	清明:74日. 降雨:132日. 降雨量:1239.8㎜
面積	72.518㎢ : 鬱陵邑: 21.267㎢, 西面:27.088㎢,北面:24.163㎢	農耕地:13.080㎢(18.0%) 林野:55.466㎢(76.5%)其他:3.972㎢(5.5%)
人口	10,730名 男:5,541名 女:5,189名, 人口密度: 145名	家口數: 3,948 農家: 762 漁家:1,039 其他 :2,147

2)文化・観光の特徴

觀光資源	*東海のまんなかに位置する島 *環東海圈觀光の中心地として開發條件が充足された島 *觀光地開發の潛在力: 慰樂施設および休養地.コンベンションセンター/ 國際會議場 海洋性生物および自然生態界の前進研究團地. 山林,休養地等
觀光コース	*海岸線の長さの45kmを遊覽船で一周: 3時間所要 *海岸道路をそって陸上交通で一周 *成人峰の登山するコース: 6-8時間所要
文化行事	[于山文化祭]: 鬱陵島傳統文化祝祭行事(毎年10月)
內陸連結交通	*船着場港口(旅客ターミナル): 浦港, 朽浦, 墨湖, 鬱陵 *定期運航便:浦港-鬱陵 サンフラワー號 815名, 1日 1往復, 3時間 朽浦-鬱陵(低洞) オーションフラワー號 不定機 3時間 墨湖-鬱陵(島洞) カタマラン號 392名 1日 1往復 2時間 50分 鬱陵(ドドン) -獨島 サンフラワー號 815名 1時間(毎週 1回)

3)動植物の棲息の形態

植物	ヨギ 科, あかさ科, 肥料科等の75科の植物が分布	
鳥類	海つばめ,スムセ,ペンイ,かもめ,長元坊,みさご,はらじょうつぐみ,渡り鳥 等	
昆蟲	とんぼう、はさみ蟲、ばった、せみ、甲虫, ちょう 等 (7目26科37)	
魚	おっとせい、ざりがに、あわび、さざえ、うみしか、かに等の100種類あまり	
天然記念物	海つばめ、ペンイ、つばめ、スムセの繁殖地	
自然の寶庫	渡り鳥38,鳥類24	植物:約650種
其他	郡花: 菊花	鳥: 黑はと

4) 欝陵島の歴史

三 國 時代	(1) 西紀 1世紀 移住(AD 245年高句麗の東遷王19年) (2) 東海 中 有島 (3) 512年 新羅チズン王13年、 于山國の征伐 : 三國史記
高 麗 時代	(1) 930年 高麗 太祖 13年 住民の租貢(芋陵島) - 高麗史 (2) 1022年 高麗 顯宗 13年 女眞族の侵奪で空島政策として無人島化 (3) 1032年 高麗 德宗 1年 羽陵城主の土産物の租貢 (4) 1157年 高麗 毅宗 11年 金 柔立の現地調査一無人島
李 朝 時 代	(1) 1403年 朝鮮 太宗 3年 江原監司の建議で居住民の出陸 (2) 1416-17年 太宗 16年 金インウ一行の武陵島の巡察 (3) 1438年 世宗 20年 島民の歸還令一66名 (4) 1882年 高宗 19年 李 奎遠監察使の巡視 本島 開拓令の公布で翌年に開拓, 農民移住一16号54名 (5)1895年 高宗 32年 島監の任命 (6)1900年 朝鮮 光武 4年 郡制に改正し郡守をおいた/江原道 鬱島郡 (7)1907年 朝鮮 隆熙 元年(1月 19日) 江原道の管轄から慶尙南道管轄
日本 植民地	1914年 慶南の管轄から慶北へ編入
大韓 民國	1979年 5月 1日 鬱陵郡南面を鬱陵邑に昇格

5) 独島の現状および特徴

位置	東経: 131 ° 51 ´ -131 ° 52 ´ 北緯: 37 ° 14 ´ - 37 ° 15 ´	欝陵島 東南92㎞, 蔚珍郡 竹邊 215km 日本隠岐島 北西157㎞, 島根懸 さかい港 220km
行政区域	慶北 欝陵郡 欝陵邑 島洞1里 山42-67 山76番地	
面積	総178,781㎡/ 35筆地, 島嶼数: 33個, 海洋水産部 所管の国有地 東島: 64,779 m^2 西島: 95,444m^2 ,大きさ:110m-160m X 333m 最高峰: 174m(西島), 99.4m(東島)	
地形	海底 2,000mからそびえた鎔巖の火山島(約450万年-250万年前 新成帯3期に生成)	
構成	東島,西島,菩薩/ざりがに/あな/むかで/ぞうの岩等の36個の岩島と暗礁	
島 区別	東島-警備哨所,灯台,船着場,噴火口,小島.	西島-漁夫(船長)宿所,噴火口,大島
気候	平均 降水量 年1,048㎜, 年中 85%=くもり/雨雪/比較的湿気の多い地域 強い海風と巖石類の土質による植物の成長が困難な環境条件 特色:主に島の周邊で交差する暖流と寒流の影響で魚族が多い	
海洋特性	*東海権の清浄水域で明太といか等の各種の魚類が豊富 *操業漁船の避難および休息処としての漁業前陣基地の機能 *独島隣近の水域の石油埋葬の潜在地として産業基地化の機能 *沿岸漁場とデファテ漁場の両分地域で豊富な魚類が棲息	
観光資源	*22種の鳥類が棲息し、海洋性生物および自然生態界の前進研究基地 *環東海圏の観光中心地として開発条件のよい島	

6)独島の歴史的記録

三國時代	* 512年 新羅 チズン王13年 溟州郡主の理斯夫の于山國征伐
高麗時代	*.顯宗(10年),1019年女眞族/日本の侵犯以後,“約100年あまりの間、元の干渉により支配され本土へ避難した于山國住民を再び定着” “于山國に農器具をおくる” * 高麗がモンゴルの支配からのがれた以後、高麗末期の 禑王の時まで “倭寇の侵略で住民居住の苦痛がつづいた”. * 毅宗11年(1157) 溟州道 監倉使の金柔立の于陵城への調査報告 “石佛・鐵鍾・石塔'等が女眞族の侵入から廢墟”“水準高い佛教文化の持續”
李朝時代	*1392年, 太宗-高宗“ 鬱陵島/獨島地域に對する空島政策の持續” *1882年 高宗19年 空島政策を撤回. *1883年 開拓使/管抱鯨事である金玉均“鬱陵島・獨島等東南制度の開拓”, *1904年 ロ・日戰爭後、日本はロシア艦隊を監視目的とし鬱陵島・獨島に日本の本土と連結された電線網を設置/ 望樓をたてた. *1905年日本軍府は戰爭遂行目的として獨島を日本の領土と編入主張. “日本は1905年1月28日閣議決定後,2月22日島根縣告示40號'を通じて獨島を一方的に日本領土に編入主張” “大韓帝國はただちに强力に抗議”, “ロ・日戰爭が日本の勝戰で終決/外交權剝奪され統監府の設置等で、日本植民地の下で抗議は無視された“
米軍政の時 代	*1945年世界2次大戰の終戰で、韓半島の附屬島嶼の獨島は原狀回復返還. *1945年9月27日米5艦隊司令官 '覺書80號'で、日本漁撈の制限線の設定としての'マッカサーライン'は、獨島は韓國領土に歸屬されてることを宣言
大韓民國	*1953年4月“獨島侵犯をふせぐために鬱陵島出身の民間人らは獨島義勇守備隊員が1953年4月に資金と武器を自體的に調達し、數次にわたってつづいた日本の領土侵犯を擊退” *1956年12月25日慶北警察聽鬱陵警察署が警備任務を引受け義勇警備守備隊の任務と裝備一體を引繼. *1997年11月獨島の船泊接眼施設で、1998年8月中に地積公簿に登錄

2. 対馬島の地域的特性

1)生態界と特産物

生活の情緒	日本式の生活の中,韓國式の生活情緒が流れる生活
料理	新鮮なさしみ、そば、豚肉(黑豚)
土俗料理	いしやき、いりやき、ろくべ、對馬島そば、さしみ、さざえやき
動物	*高麗きじ、對馬島馬、對馬島しか、對馬島ねこ等
植物	*つなしま白冬柏、玄海つつじ、寒蘭、赤米、そば花等 *長壽銀杏(壽齡1500年), しいたけ、椿等 *つつみかん、自然産の麻等
其他	* 地形特性による各種の稀貴動植物が分布 * 棲息地の觀察で重要な地域として生態係の研究の前進基地

2) 地形および生活産業現況

位置	東經120度 北緯34度.	韓國 ↔ 對馬島:49.5km 釜山 ↔ 對馬島: 50.5km. 日本福岡 ↔ 對馬島: 147km
面積	總709㎢	*巨濟島の1.5倍. 東西幅-18km, 南北長さ-82km
構成	本島:2個. 有人島:5個	本島外109個の島嶼 (島全體の88%が山)
人口	約4萬6千人	約1萬7千人人は嚴原周邊に居住
行政區域	*日本長崎懸 *2郡6町	上縣郡:上對馬町.上縣町. 峰町. 豊玉町. 下縣郡: 美津島町. 嚴原町
主要産業	漁業と水産養殖業	農業人口が多いが、就業人口の30%は水産業
地形特性	本島以外の109個の島嶼(有人島5個)	*島全體の88%が山岳地域で原始林の自然資源ではおおくの大陸界の動植物が棲息 *大陸文化の交流地域として文化の架橋の役割.

3)文化・ 歴史および観光

歴史/文化	*古代から韓半島と日本をつなげる、人的、物的、文化交流のはしら役割. *日本が鎖國政策を取っているときも學術と文化が活潑に傳播され、儒學と佛教が日本へ傳播・發展された. *有名なみきまち、はさみ 陶瓷器もここを通じて日本へ傳播. *1993年には'長崎縣ソウル事務所が開設され友好關係にある. *アリラン祭り. *百濟を通じてはじめて傳來された佛教の痕迹、,新羅からつたわった佛像(銅像如來坐像). *神祀使臣殉國碑、朝鮮通信使の碑 * 高麗門 * 崔翼鉉先生の殉國碑 *バイリンジ寺、*雨森芳洲: 交隣修知 (明治時代韓國語教材使用), *誠信交隣の碑: 芳洲先生が主唱した外交精神をかいた碑 *遺跡地-いしやね/舞歌邸宅へい/ 芳洲の墓/まんぜき橋等
觀光交通	*名所-天然の森林浴、溫泉、海水浴、つり等 *青潮號: 定員 32名(日本國籍)、不定期船 : 釜山-對馬島 *オーションフラワー號:定員210名(韓國國籍)定期船: 釜山-對馬島-福岡 (毎週 2回 運航).

Ⅲ.自由投資共同開発地域に関する経済的構想

1.自由投資地域の共同開発産業方向

1)韓日両国が比較優位にある特化産業に関する共同投資方向は、経済的要素の移動を自由にする産業を中心にし、多国籍企業の形態で相互生産活動を保障して、市場経済原理にもとづいた自由市場の形態として無関税地帯の産業を誘致するようにする。

2)21世紀の環境親和的の産業を基本として知識を基盤とする産業として、生命工学、生物(Biology)産業、尖端技術(High-tech)電子・遺伝生命工学等の研究中心の産業、海洋生態界の研究産業、韓日共同テクノ研究所等を誘致する。

3)サービス産業として観光および文化産業のための慰楽産業と休養産業に対し、優先的に自由投資するところに、最小限の規制による物的、人的経済交流を活性化する。

2.欝陵島・独島における産業の振興方策

1)環東海圏のそれぞれの港を中心とした海上Cruise観光地域としての観光・文化開発。

2)国際交流CenterであるConvention Centerの建立および海洋博物館、国際会議場等で外国人自由観光地帯としての休養地の開発による多者間経済協力を通じての投資自由の保障。

3)環東海海洋産業の前進基地として設置し、共同水産物、海底鉱物研究所、国際漁販場等を運用し、海峡圏近邊についての共同研究と開発への参与。

4)地域観光商品の開発に共同参与。

5)環東海地域の海域の共同監視統制権を両国が共同参与し相互間の情報を共同活用。

3.対馬島産業振興方向

1)南海圏の中継観光地として両国の協議により自由観光地帯として宣布して、観光商品および観光産業開発の共同機構の構成(閑麗水道の観光開発計劃と並行した観光Packageで商品開発)してコンソシアム形態の企業を育成。

2)南海地域における国際水産物の前進共同漁販場を開所して、国際自由価格で共販場を開発して両国国民の食生活の効用性を増大する効果。

3)水産物加功センターの建立等で、水産物貿易の中継基地として開発。

4)21世紀型の環境親和的な産業と知識を基盤とする産業のBiology産業、Hi-teck電子・遺伝生命工学産業、海洋生態界および環境研究産業、韓日共同研究所の設立等で、国際協力地域としての両国の関心分野について共同テクノ地帯に開発。

5)南海圏海域の共同監視統制権を両国が共同開発・利用。

4.産業 振興 方案に対する 期待効果

1)域内の観光産業活性化により住民の経済生活の改善

2)海峡自由権の保障によって住民の不安心理の解決

3)人的物的自由共同投資による開発で両国の経済活性化の促進

4)特化産業による両国の投資誘発マインド確保

5)海峡圏の安保に対する共同監視を通じた領土侵犯と各種犯罪予防の効率性の増大

6)水産物の獲得に水産資源の効率的管理による効率的な食糧増産

7)両国の歴史的背景による相互不信を解消し、各種の交流で韓日海峡圏紛争の一掃

8)自由な往来により両国国民の経済、文化、社会的人的交流で、両国国民の共同体意識の改善

9)21世紀を対備した世界市場において競争力の提高による地域経済の活性化

10)海峡圏の自律化を通じた無国境地域経済の地方化経済統合の試み

11)世界の経済的ビジョン(vision)による市場発展のモデル(modeling)として国際平和に寄与

Ⅳ.結 論

本研究において、推進方策の提案はさまざまな課題を考えてみれば非常に複雑でかつ難解な要素が散在している。しかし、本論者は未来の韓日両国がすすむべき方向が対立と葛藤より、平和的かつ友好的な方向で新産業革命にビジヨンを与える歴史の順理に従い、まず推進しやすい課題から漸進的に両国の海峡圏近邊の島を中心に経済的協力モデルを提示した。これは長期的には国際的経済発展にも大いに寄与するだろう。

地球のいたる処に国境問題で紛争がおこっている地域の利害関係をみると、同一ではないが多くの国は国境をはなれ経済活動を活溌に行っている。もう世界は無国境経済活動で大変效率的な経済取引が行われている。

韓日両国も戦争の潜在力をなくし、当事者間の相互信頼と和解を目的に地形的に国境近処の地域住民の生活の質をよりたかくする義務がある。

これに本論文は、両国が相互経済的な自律権と相互投資と交流に競争的経済要素を相互投入し、そこから得られた所得はその地域民にかえされるようにする努力が、21世紀における1つの歴史的な課題とみられる。

本論文の本質はまさにこのような点に着眼し、より巨視的な方向を設定するところから意義を探し、その問題を提起したものである。紛争の素地がありうる韓日海峡圏において、そこにある2つ島を、経済自由投資地帯として造成し、その紛争の原因を解消して投資環境を提供する等で、島の住民に民族を越えた理想的な夢を実現し、生活の不安を終熄させて希望をあたえることを、これからのわれわれがしなければならないだろう。

一方、他の意味では紛争の潜在力を予防し両国がこれを契機に他の外交的なすべての問題も、より效率的に接近する転機となれることを、1つの模型として実行すれば、今後人類の平和に寄与するだろう。

海峡圏経済交流方策は、極めて多様な要素が多いが複雑な方法より簡明でありながら

経済的な協力で漸進的に進行することが望ましく、それによって生じる文化、社会、政治および安保等に関する課題は平和的に異質的なものが同質化させるだろう。

本論文の構想は、海峡圏紛争の予防の新模型(MODEL)で、経済的協力により海峡圏地域の島を中心に、自由経済投資地帯を造成して交流協力方策を提示するところにある。

1.自由経済投資地域に対する交流提案

1)欝陵島・独島および対馬島地域に観光産業の自由投資経済活動を保障するものである。

a. 政府間の批准で、これらの地域の領土は認めながら、無国境経済活動地域として外国人投資自由地帯について外交的協商で締結する。

b. 政府間の協力で、観光産業に共同投資して商品を開発する。

c. これらの地域に協力投資が可能な生産要素を自由に移動する。
(資本、労動、土地、技術および経営等)

d. 観光商品の開発への投資は、共同参与し、だれでも自由に配分の原則によって特化産業を育成する。すなわち、附加価値の投資利益は経済主体者の自由意思により移動することを両国政府は保障する。
(海上Cruise産業、国際会議運営および施設場、海上博物館、海洋研究所、tour project、慰楽施設および休養宿所、Golf場、fishing場等)

e. 地域住民の生活権について相互協力し、私有財産を保障して各国の国税は最小限の基本税率で納付し、地方自治制度により必要な財政税を賦課するようにして生活の質を改善する。

f.すべての地域産業の開発は環境親和事業で推進し、無公害地域化して清浄海岸の島を休養地として造成する。

2)これらの島地域は、環東海圏と環南海圏の隣接した港都市と経済交流を通じて海上cruise開発の中心地域として発展させる。

a. 環東海圏地域の港都市と欝陵島とのCruise計劃によって協力ができる都市は、

- 韓国 : 浦港、蔚山、釜山、墨湖・東海、朽浦、束草等
- 北韓 : 長興、先鋒・羅津、元山、豆万江市
- 日本 : 境、下関、福岡県、長崎県
- 中国 : 訓春/防川
- ロシア: ポセイト、ウラジホストク等

b.環南海圏地域の港都市と対馬島とのCruise計劃の協力可能都市は、

- 韓国 ： 浦港、蔚山、釜山、馬山・ 鎮海、光陽、南海、麗水・ 木浦、済州等(閑麗水都の島嶼)
- 日本 ： 境、下関、福岡県、長崎県

3)これらの沿岸都市との人的、物的交流を通じて漸進的に経済、文化、社会および政治等の分野において友好的に協力するSystemを構築する。

4)これらの地域に共同監視機能を通じて気象、海上および早期空中監視網等を構築し、各種の災害および犯罪に対する情報網を通じて予防するSystemを構築する。

本研究の期待効果は、多様な分野にわたって、その波及効果は非常に大きいものと考えられる。

これらの効果に対する論議は専門分野によって細部的にはかなり違った形態で研究されるだろうが、より綜合的な分析はできなかった。しかし、多様で複合的な要素をうまく結合してProjectを誘発すれば、大きな効果を招らすだろう。

こうした問題は、今後自由経済投資地帯に対する課題で両国がより密着した研究活動に期待できるだろう。

論者は韓日兩国の専門人を中心に共同Projectとして研究されることをのぞんでいるのは、相互の学術的価値をもって開発について多様な意見を総合してみる必要性があるからである。

このような側面からみれば、この論文は問題提起に対する意義をもって、部分的な分析によって研究をしたものである。本研究の意義の中の1つは、海峡圏を中心としての紛争の与件に対し、どのように平和的に解消し両国の関心分野の中で経済的附加効果を創出することができる方策の構想と、それへの期待である。今後、この問題についてその適合性に関する論議が行われ、またそれについて持続的に研究されることを論者は期待する。

参考文獻

1.21世紀における海洋水産のビジョンと政策方向.1999. 12 K.M.I.
2.第4次国土綜合開発計劃(2000-20)1999.7 国土研究院.
3.慶尚北道 観光開発基本計劃.1998.9. 大邱・慶北開発研究院(慶北).
4.地域産業 振興計劃.1999.11. 大邱・慶北開発研究院(慶北).
5.慶尚北道 統計年報.1999. 慶尚北道.
6.浦港市 観光開発基本計劃. 1998.10 産学経営研究院(浦港市).
7.長琦県 対馬支庁, つしま百科.1996.
8.長琦観光協会,対馬島.1998.

Economic Exchange Cooperation Program On the Strait Circle Between Korea and Japan (On the Economic Free Zone)

Economics/prof. Lee In Geun. Ph,D

The mutual understandings and evaluations of past millennium history between Korea and Japan have come to developed different view points. Entering new millennium, it is necessary to have peaceful settlement of the strait circle dispute between two countries and to keep off the possibilities of dispute.

Especially, both Korea and Japan, the joint host countries of World Cup in 2002, need to pursue more peaceful cooperation at any other time. It predicts for them to liquidate distorted emotion of each other and to get turning point. The negotiation of fishery rights, however, one of the problems on strait circle between two countries, is to be an apple of discord about new territorial rights.

This paper will suggest alternatives to deal the dispute between two countiries. It is necessary to build Economic Free Investment Zone at the both areas, the Ul-Neung-Do Island and the Dok-do Island in Korea and the Tsushima Island in Japan by mutual diplomatic cooperation. Of course, the residents in these islands can participate in this free investment projct as well as any people in two countiries.

Economic industrial activities have moved toward the borderless industrializaion in many areas by transnational cooperaion in the 20th century. The Concept of 'border' have lost the importance of meaning like the case of EU(European Union). Especially, multinational corporations and different kinds of corporations which pursue cooperation and merger among them will go forward more complex industry such as genetic engineering, information-oriented industry which is using biological, electricity and electron, and new material industry. Because it can rise a new industrial revolution with complex characteristic in the 21th century, the axis of fishery rights need to move the development of tourism industry which is specialized by two countries.

Any country can not challenge to world market with only its technologies and industries. These limits make corporations promote to combine one region with another region translating border. Also, new environmental problems get countries to cooperate commonly. Organic economic activeity will get to the economic unity.

Especially, the rising of economic power of the Rim-Pacific will make China drive the most powerful market in 20 years later. It is timely natural that economic cooperation focus between two countries can be achieved through regional cooperation.

This paper takes notice of this points. If Tsushima Island in Japan and Ul-Neung-Do and Dok-do Islands in Korea are handled cooperatively as an Economic Free Investment Zone, it is possible to select first the sphere of development such as tourism industry because of regional specialization industry. Followings are explanation about the composition of this paper.

Chapter 2 contains the regional traits and backgrounds about two countries. Chaper 3 contains the economic plot of common development as a free investment zone, which is suggested on the point of expectation effect and spill-over effect in macro economic side.

Above all, this paper considers the residents in two islands first. That is, it is important to promote the residents' convenience, to eradicate their insecurity and to prosper their economic life. The purpose of this paper will offer economic effects to two countries by inputting their

economic factors.

Spill-over effect from this economic activity will be used as an positive function, turning dispute into peaceful relations and offering epoch-making expectation effect in the economic common use.

宮崎の百済王族の伝説に関する研究(抄録)

蔚山大学校日語日文学科

教授　魯 成 煥

目　次

1. 序 論

2. 神話と歴史

3. 神話は神話を持って解釈

4. 結 論

宮崎の百済王族の伝説に関する研究(抄録)

蔚山大学校日語日文学科
教授　　魯 成 煥

1. 序 論

日本九州の最南端の宮崎の南郷村という山村に百済王族の伝説が伝われてきている。その内容は、百済の禎嘉王が福智王に譲位してから3年が経つと、百済において大乱が起こり福智王は禎嘉王と一緒に日本に亡命した。安芸に到着して筑紫に向かって出発したが、風浪にあって宮崎に到着し、そこで住んでいたが追撃軍によって全部没殺されたということである。これを証明するように、そこの村から古代の銅鏡と絹織の墨書、黄銅製の鈴等が発掘され大きい話題となったことがある。特に、それが郷土史家らの研究によって百済の関連されたものとして明らかになり、それによってもっと世間の人々の関心を引いた。

こうした事実については、わが国の学者らも注目せざるをえなかった。その代表的な例として、民俗学者のイム ドン グォンは韓国との類似した民俗的な要素を発見し、百済との関連性を打診し、イ ジョン チョル、チョン スン モ、キム サム ギ等は、そこから伝われてきている百済王族の祭祀である"師走祭"について具体的な報告を行った。

実際に、ここの南郷村において発見された遺物と伝説は、歴史的な事実をそのまま反映しているものだろうか。

2. 神話と歴史

日本の学者らもこれについての関心を表明し、さまざまな角度から研究を進めている。即ち、比較文字学者である福宿孝夫は、絹織の墨書にかかれている文字を解釈し、義慈王の即位当時の布告文であると解釈し、さらに豊璋王が日本に行くときに持ってものだと解釈した。また、考古学者の奥野正男は、南郷村の養蚕技術が韓国の百済地域と同一の形態のものであると発表したことで、この地域の文化がもっと百済の深い関連性があるものと判明された。

しかし、ここには問題が全くないのでらない。実際に絹織の墨書に対し、奈良国立文化財研究所で科学的な方法によって検証した結果、百済のものではなく鎌倉、室町時代の織物として判明された。銅鏡と鈴については、いまだに考証ができていないので、正確なことはわからないが、それが日本ものではなく百済ものであるという決定的な但書がない状態である。そして、日本の歴史書の中で多くの百済王族についての記録がみられるが、どこにも禎嘉王の一族に対して言べているところがない。

それだけではない。歴史的な事実からみても、禎嘉王が現在の広島である安芸を離れて筑紫に行くことができなかった。なぜならば、筑紫には親新羅勢力が多く散在していたからである。あえて、この乱を避けて逃げるとすれば、安芸から東の方に行かなければならなかった。そこには百済王族が早くから進出して鉱山も経営しながら繁栄を享有していた。それゆえに、常識的に考えれば安芸から西の方ではなく東の方に避身すべきであった。それにもかかわらず、西の方の筑紫を向いていったということは、その神話の内容に対する歴史的疑問をより深めてくれるものである。

3.神話は神話を持って解釈

しかし、この村において百済王族が滅亡したという伝説が伝われていることは、誰も否認できない事実である。彼らの祭祀を12月の“師走祭”といいながら、村の人々が誠意をつくし

て行っていることも事実である。こうした要素らを如何にして解釈すればよいだろうか。

ここに、神話的な方法を動員する必要がある。神話は、歴史的な事実を反映しているものでもあるが、場合によっては、歴史と関係なくいくらでも存在しうるもので、またそれが歴史の変遷にづれいくらでも変わることもありうるものである。それゆえに、南郷村において伝承されている百済王族の伝説を神話的な方法によって解釈する必要がある。そうすれば、この伝説について神話的な解釈方法からみれば如何なる結果が現われるだろうか。

結論から言えば、これは典型的な貴種遊離譚の形態を取っている。即ち、貴種遊離譚とは、中央の貴い身分の者がある変故によって地方に下り、そこの女性と結婚し定着して住むか、または一定の期間が経ってから再び中央にもどったという物語である。そこで死んだ者は、そこの住民の地域の神として祭られたり、また彼らの祖先になったりする。この神話もそうした要素を持っている。百済王族であるという点においてそうであり、彼らが村の神として祭られている点でもそうである。

こうした傾向は、南郷村だけで発見される現状ではない。日本の全国の各地でも発見される普遍的な事例である。このような神話からみれば、田舎に住んでいる人々も自分達が中央と繋がっていることを強調したがる欲求があることもわかる。ところで、彼らの共通点は、全部歴史的な事実を利用しているということである。再言すれば、過去にあった歴史的な事実を自分達の実存と結ばせて説明しているわけである。

特に、日本においては古代に実在にあった源平大戦で、源氏に滅族された平家が生き残るため、山の中へとはいって隠れたことが、まさに自分達の祖先または神であると説明しているのが最も多い。百済王族を自分の祖先として思う伝承は南郷村だけではない。一時、山口を支配した大内氏も百済王も後孫であると指称しており、岡山においては百済王族が定着したといる伝説が残っている。また、同じ宮崎県の田野町においても百済王族が死んで神となったという伝説が伝われている。このように、神話としての南郷村の百済王族の伝説をみれば、歴史的な事実とは関係なく存在しうる貴種遊離譚の1つの形態としてみることができる。

4.結論

神話は、歴史的な事実と関係なしにいくらでも存在することができる。また、神話はそれを信じて利用する自らにはいくらでも高い価値のある重要な役割を果たすことができる。何はともあれ、この神話を通じて南郷村の人々は神社を建て師走祭という村の祭祀を創り出しており、また、それを通じて韓国の夫余と姉妹結縁を結ぶ等で、国際化に相応しい国際交流を展開する一方、日本の中での百済文化を見せるため、西正倉院という名がついた遺物展示館を建て、百済館、百済村等の百済の名前がつけられた建物と、まちづくりための百済キムチ、百済うどん、百済そば等のように、百済の名前をつけた商品を大いに開発して、それが村の経済的所得をあげる転機となったわけである。このように、今日の彼らにとって百済王族の伝説は大変重要な位置を占めている。

韓日「東アジア学会」合同研究会報告（１９９９・１１・２１　於：浦項１大学）

韓国における地震・津波災害の可能性

――『三国史記』の地震の記事から――

紀全女子大学講師　　奥　山　忠　政

(1)私が畑違いの地震や津波について報告することになったキッカケは韓国古代史にあります。『三国史記』を読みますと地震の記述が多く、現在のソウルで「地割れがあり、死者多数」などの記事がみえます（※）。『史記』のあと今日まで大きな地震の記録はほとんどありません。白頭＜ペクトゥ＞山も10世紀初め大噴火したあと休んだままです。しかし私は「韓国に地震はありません」と言われるたびに疑問を感じていました。

※「己婁王十三年（西暦89年）夏６月、［王都に］地震［がおこり］、地割れがあって民家が陥没し、死者が多かった」（百済本紀第二）。（平凡社『東洋文庫』より）

『三国史記』記述の地震回数は次の通りです。（ほとんどすべて王都におけるもの）。

国　名 王都（現在地）	新　羅 慶　州	高句麗 平壌その他	百　済 ソウル
西暦　１～	4	2	5
１０１～	2	5	3
２０１～	2	7	0
３０１～	3	1	1
４０１～	3	0	1
５０１～	3	2	2　※

※現在の公州＜コンジュ＞・扶余＜プヨ＞に遷都。

６０１～	９	－	３
７０１～	１８	－	－
８０１～	７	－	－

(2) １９９５年１月17日、神戸市を中心とする一帯に大地震が発生し６千４百人の死者を出しました。本年８月17日にはトルコで１万６千人、９月21日には台湾で２千３百人の死者を出す大地震があり、今月12日には再びトルコで発生し７百人が死亡しています。

これより先、１９７１年にはロスアンゼルスで大地震がありました。

(3) 地震のメカニズムの解明が進み、行政の対応が行われるようになったのはここ30年来のことです。

(イ) 地震は活断層が急激に動くことによって発生します。したがって活断層を徹底的にマークすれば防災上かなり効果的です。カリフォルニア州政府はロスアンゼルス地震の翌年に「活断層法」を制定し、活断層から50フィート（約15メートル）以内に建物を新築することを禁止しました。

日本では活断層は２千もあり、とくに大きなものだけでも４百あるといわれながら、横須賀市を除いて何の規制もありません（※１）。国土が狭く、地価が高いため利用を制限するようなことはしにくいのでしょう。

ただ、原子炉設置許可に関しては、過去の大地震や既知の活断層が考慮されることになっています。しかしこれでは不十分で、今のままでは、最悪の場合、チェルノブイリ以上の大事故になると指摘している学者もいます（※２）。

※１　横須賀市は１９９５年、市内にある長さ６００メートルの北武断層の両側25メートル以内での住宅建設を事実上禁止する都市計画を決定した。

※２　神戸大学・石橋克彦教授の『サンデー毎日』（99･11･21）への寄稿。

(ロ) 地震の発生を注意深く観察しますと、一つの活断層の上に重複なく起こっていっていることが分かります。するとまだ起こっていないところが可能性が高いということになるわけで、これを「空白域」と呼んでいます。トルコの場合がその典型的な例で、学者たちは早くから警

告していたそうです。

(4)ちょうど今、仙台市で地震学会が開かれており、糸魚川～静岡構造線活断層が日本の内陸部でもっとも発生危険度が高いと、科学技術庁の林豊技官が発表しています。

私が注目したのはその際のコメントです。「・・同活断層は約１０００年おきに大地震を起こしてきたが、約１２００年前を最後に起きていない。地震調査委員会は９８年に、今後30年以内に大地震を起こす確率を14～32%と公表している」。

要するに地震発生の周期は１０００年単位だということです。『三国史記』の時代以来途絶えていた地震が、ある日突然復活してもなんら不思議ではないということを申し上げたいのです。

(5)韓国の活断層の状態はどうなっているでしょうか？　九州大学・島原地震観測所の鈴木貞臣所長（教授）に教えを乞うたところ、『科学』（98年５月号／岩波書店）所載の論文のコピーを送ってくださいました。なおその際、私が気づいたのと同様に、『史記』の地震記述に着目した論文を読んだことがあると、鈴木教授は述べられました。

『科学』の論文、「東アジアの地震と震災の歴史（尾池和夫・堀高峯共著）」の韓国に関する部分を要約しますと次のとおりです。

(a)　７８０年に慶州＜キョン ジュ＞で死者約１００人、１４５５年に全羅＜チョル ラ＞道・慶尚＜キョン サン＞道で死者多数と記録されて以来、１９３６年に数人の死者を出すまで被害記録はない。そのため観測や研究が低調である。

最近多少活動度が上がってきた傾向がみられる。観測データによると全体として半島の西側で活動度が高く、東側は地震が少ない。

(b)　多くの断層のうち、東海岸に沿った総延長１０００キロにおよぶ梁山＜ヤン サン＞断層が将来大地震を起こす活断層であるかどうかについて論争があったが、１９９３年、岡田篤正氏らの地形学的調査よって活断層であることが実証された（※）。

ほかに蔚山＜ウルサン＞断層・東莱＜トン ネ＞断層が知られている。

海底に関しては韓国東南部と対馬の間に規模の大きい断層があり、また浦項＜ポハン＞の北側の海には海岸に平行な断層がたくさんある。

※　１０００年に０．０８メートルづつズレていることが実測された。

(6)ここしばらく地震のなかった韓国は国全体が「空白域」と考えられます。ことに梁山断層に

接した地域は枢要な工業地帯で、浦項製鉄所や現代グループ拠点工場があり、蔚珍<ウルチン>・月城<ウォル ソン>の両原子力発電所があり、韓国第一の貿易港釜山<プサン>があります。たとえ杞憂と言われようとも、今のうちから十分な観測・研究・対策をとっておく価値があるのではないでしょうか。

地震被害の第一は、揺れによる建造物の倒壊です。第二は、海岸埋立地の液状化による機能喪失です。第三は、２次災害としての火災、パニックによる社会混乱です。

(7)韓国内の地震発生がしばらくないとしても、津波は海の向こうからやってきます。「海の向こう」とは、申すまでもなく地震の巣窟みたいな日本列島のことです。「津波」が "tsunami" という英語になったのは、１９４６年、アリューシャン地震による津波が数千キロ離れたハワイを襲い大きな被害をもたらして以来のことです。８メートルの高さの波が海岸の建物を根こそぎにしたのを見た日系移民たちが「ツナミ、ツナミ」と騒いだため、米国人も使うようになったそうです。それまでは "tidal wave" という潮汐と同じ用語を使っていました。ごく最近のものとしては、１９９３年７月12日の北海道奥尻島の地震にともなう津波があります。このときは何と31メートルもの大波が襲い、２３９人が犠牲になっています。

どうか皆さん、釜山港や蔚山港に30メートルの津波が押し寄せてきたときのことを想像してみてください。否、３分の１の10メートルでもけっこうです。・・港湾施設やダウンタウンは完全に水没するでしょう。恐ろしいのは、無数のコンテナーがさらにその上を襲うことです。この夏九州北部を通過した台風による高潮のため、新門司港のコンテナーヤードから40本のコンテナーが海中に流されました。わずか３メートルの高潮によってです。

(8)釜山が津波によって被災するときは、おそらく関門や博多の港も地震による被害を被っているにちがいありません。そうなりますと「韓日海峡交流圏」は壊滅状態に陥ってしまう可能性が大です。相互依存度の高くなった今日、けっして他人事とは申せません。

世界的地震ラッシュに刺激されたためか、最近韓国の地震学界もあらためて関心をもち始めたようです。鈴木教授も大田<テジョン>の韓国地質学研究所に招かれたことがあるそうです。学界はそれとして、産業や経済の実際にかかわる者はまたそれなりの対応をしなければならないでしょう。

地震防災工学については、実際問題として日本のほうがかなり進んでいるものと思われます。関係当局がどのような認識でいるか調べてみて、場合によってはわれわれの学会で協力関係を構

築することを検討してみてはいかがでしょうか。真っ先にしなければならないことは「ハザード・マップ（hazard map）」（災害予測地図）の作成です。

物理学者で、随筆家でもあった寺田寅彦の、今ではことわざとなっている言葉をもって報告を締めくくらせていただきます――「天災は忘れたころにやってくる」。　（完）

［補追１］

「地震発生地から海を越えて津波が到達するのにどれくらい時間がかかるか」という会場からの質問に答えて。

手元の資料（『日経サイエンス』99年８月号）によりますと、次の通りです。

発生年	発　生　地	日本への到達時間	到達した時の波の高さ
１９５２	カムチャッカ	２．　時間	２～４　メートル
６０	チリ	２２．５	２～４　（※）
６４	アラスカ	７．	１～２
６８	アリカ（チリ）	２３．	２～４
９６	ｲﾘｱﾝ･ｼﾞｬﾔ(ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ)	４．５	0.5 ～１

※三陸海岸と沖縄で被害があり死者１３９人を出した。地形により一部地域（岩手県野田町玉川）で８．１メートルを観測している。

［補追２］

２０世紀の日本の大地震について補足します。

１９２３年の「関東大震災」（死者１４万人）が最大ですが、日本海（東海）側に限っても、１９２７年の「北丹後地震」（同２千９百人）、１９４３年の「鳥取地震」（同１千人）、１９４８年の「福井地震」（同３千７百人）などがあります。

このうち、津波が発生し韓国東海岸で被害が発生した事例があるそうですが、手元に資料が見当たりません。次の機会に紹介させていただきます。　以　上

中国における「改革・開放」の原点

—共産党11期「三中全会」再考—[1)]

筑紫女学園大学文学部　教授　　趙　鳳彬

Ⅰ．はじめに

20世紀20年代初頭に登場した中国共産党は今年の7月1日で建党80周年を迎えるが、この間幾多の紆余曲折と様々な試行錯誤を経て、20世紀の終盤には、自ら打ち立てた社会主義体制の再建をめざす「改革・開放」の新時代を迎えた。この改革は20余年経った今もなお続いているが、今後の長期目標は、建国100周年にあたる2049年を目処に、農業・工業・科学技術・国防のいわゆる「4つの近代化」を実現して、いまの発展途上にある中国を近代化した社会主義強大国に創り上げることである。なお、新世紀最初の10年には、まず第10次5ヵ年計画を達成するとともに、「社会主義市場経済体制」を確立することで経済体制の建て直し作業を完了させたい考えである。果たしてこの目標が達成できるかどうかは未知数だが、13億の人口を擁するアジア大国が、社会主義体制下で近代化に成功すれば、それは世界史的な意義のある壮挙にちがいないだろう。

ところで、これまでの中国が進めてきた改革開放政策について、さらに検討を要する基本的研究課題がなお存在する。そのひとつが、これまでの市場経済志向の「改革・開放」の起点または原点がどこにあるかという問題である。今日ほぼ定説となっているのは、1978年12月の共産党第11期中央委員会第3次総会（以下「三中全会」）から始まったとの見方である。この会議では、確かに「改革・開放」への政治再編と権力移行が行われたが、経済分野における十分な路線転換は実現できなかった。それは当時の歴史的な制約からやむを得ない事だったかも知れないが、当会議での経済政策に関する諸決定では、市場原理の部分的な活用には触れたものの、中国における市場経済化への方向性と基本課題については全く触れていない。この事実を確認する事は、中国の「改革・開放」がなぜその後10余年間の試行錯誤を経過せざるをえなかったのか、なぜ天安門事件発生後の90年代に入って初めて市場経済化が本格化したのかなどを解明する上で重要な意味がある。したがって、「偉大なる転換点」といわれる「三中全会」の内実を再検証するとともに、中国型改革開放政策の源流を明らかにするのが本稿の執筆趣旨である。

Ⅱ．文革直後の政局と政策論争の焦点

さて、「三中全会」が開かれる2年前の1976年は、中国建国以来ひとつの大転換点であった。

毛沢東の死と「4 人組」の崩壊（「10・6 事件」）による文化大革命の終焉は、中国の政局を一変させる劇的な出来事であった。当時の政治舞台には、江青らの「4 人組」に代表される文革推進派、全国人民代表大会議長兼国防相・葉剣英元帥に代表される文革反対派、党主席兼軍事委員会主席・華国鋒に代表される文革修正派など三つの勢力が互いに対峙していた。ところが、「10・6 事件」の後文革推進派は退陣し、暫く華国鋒らと葉剣英らの 2 大勢力間に共同体制が成立した。それは毛沢東体制からポスト毛沢東体制への暫定的同盟にすぎず、この間の政局の動向はその後中国の行方に大きな影響を及ぼすことになる。

ところが、当時の政治的構図は、毛沢東にたいする態度から見るかぎり、いわゆる「毛沢東派」と「反毛沢東派」の対立ではなかったのである。華国鋒と葉剣英は共に毛沢東の路線を掲げながら、故毛沢東を「4 人組」から切り離して、「毛は善だが、江青は悪だ」という手法で、政局の主導権獲得に乗り出した。もっとも華国鋒は、「4 人組」のいない「文革路線」を擁護するとともに、いわゆる「二つの凡そ路線」（凡そ毛の決定は断固支持、凡そ毛の指示は終始執行）の方針で、鄧小平ら文革反対派の復職・復権に反対した。一方、葉剣英ら文革反対派は、華国鋒との同盟関係を当面維持しながら、すでに復職を果した陳雲、李先念、王震ら古参幹部とともに、1977 年 3 月開かれた中共中央の工作会議で、華の「二つの凡そ路線」に異議を唱えた。その狙いは文革の見直しと鄧小平の再復権にある。このような情勢のもとで、まだ権力復帰を果しえなかった鄧小平は、中共中央（華国鋒）に手紙を送り、「二つの凡そ路線」に抵抗した。華国鋒は同年 5 月 3 日、鄧小平の手紙を受けいれ党内に下達したが、これは華の敗北を意味するものであった。

この政策論争の過程中で行われた、いわゆる「真理基準」をめぐる哲学論争は、その時の政治情勢をよく反映したものである。鄧小平の党中央宛ての手紙が出された直後、胡耀邦らによって組織的に行われたこの論争は、「真理性を検証する唯一の基準は実践である」というオートソックスな命題を中心に展開されたが、その狙いはやはり「二つの凡そ路線」を理論的側面から批判するためであった。それによると、毛沢東のような偉大な人物の指示や党の決定でも、それが正しいものか否かは、客観的実践の検証をうけなければならない。それは毛沢東批判ともうけとめられるが、その争点は文革をどう評価すべきか、鄧小平をどう評価すべきかの二点にあった。しかしこの毛沢東見直し論議は、結果的にいわゆる「非毛沢東化」につながることなく「三中全会」を迎えるようになった。

III. 政治の再編成と「三中全会」の真実

言うまでもなく、このような政局の激変は中国政治の再編成を意味するものである。その過程

はその後「三中全会」を準備するため1978年11月10日から12月15日まで開かれた「中央工作会議」において本格化した。

この会議では、党主席・華国鋒の主催で経済問題を主要議題にあげたが、しかし会議の進展は華の思う通りにはいかず、翌日の12日、突如陳雲のいわゆる「爆弾発言」によって、鄧小平や彭徳懐元国防相らの名誉回復問題、第1次「天安門事件」再評価問題が提起された。いわゆる第1次「天安門事件」とは1976年清明節の際、多くの市民が天安門広場に集まって周恩来の死を追悼するとともに、暗に「4人組」を批判した事件であった。「4人組」をはじめ政府当局はこの事件を機に、1973年復活したばかりの鄧小平の権限を再び剥奪した。陳雲らはこの工作会議でこの事件をとりあげ、鄧小平の復権を迫ったのである。

注目に値する点は、この会議で鄧小平の「解放思想・実事求是」の方針[2]が認められたことである。これは事実上毛沢東晩年の過ちにたいする批判・是正を正当化したものである。つぎにこの会議ではまた、鄧小平らの意見にしたがって、毛沢東が文革前から打ちだした「階級闘争を要とする」方針[3]を否定し、「近代化建設中心」に切り替えることが決まった。これは、のちに「三中全会」の「政治路線」といわれるもので、1958年「大躍進」以来の毛沢東政治路線に対する見直しである。

「三中全会」はこの36日間おこなわれた工作会議の直後、12月18日から22日までの4日間行われたが、その意義は、1976年から始まった政治再編の過程を総括するとともに、鄧小平主導の新体制をスタートさせたことにある。わけても1957年以来毛沢東の階級闘争中心の政治路線を撤回したことは重要な意義がある。[4]

ところが、「三中全会」における経済問題に関する政策決定は、基本的に文革がもたらした経済危機を克服し、従来型の社会主義経済体制を「正常な状態」に取り戻すためのものであった。つまり、この会議での経済体制改革シナリオは市場経済化を目標としたものではない。「三中全会」終了後発表したコミュニケを見ても、経済政策の面では次のような措置を採る程度に留まっている。第1に、「経済管理体制の重大な欠点は権限の過度の集中である」こと、そのため「地方と企業に国家の統一計画を前提に、より多くの経営管理の自主権を与える」。第2に、農業の面では、「人民公社、生産大隊、生産隊の所有権と自主権は法律によって保障されるべきで」、「無償で転用あるいは占有することを許さない」「自留地、家庭副業、自由市（イチ）での取引は社会主義経済を補完するために必要なものであり、干渉してはならない」。第3に、対外経済政策の面では、「自力更生をふまえて世界各国との平等・互恵の経済協力を積極的に発展させ、先進技術と先進設備をとりいれる」。[5]こうした措置は、毛沢東時代における計画経済システムに対する「改革」

というより、とりあえず文化大革命によって破壊されたそのシステムを復元することであった。その過程において部分的に市場原理を取り入れていくようになるが、しかし「三中全会」が示した方向性としては、計画経済体制から市場経済体制への転換という基本的な改革課題が提示されなかった。

Ⅳ.「1975年整頓」と「三中全会路線」との関わり

さて、中国における「改革・開放」は、「三中全会」の政治的再編成から端を発したといわれるが、その会議で打ち出した経済政策は基本的に、その源流が1975年の「整頓」政策、および「3年経済困難期」に陳雲によって講じられた政策の枠を大きく越えるものではない。いわゆる「75年整頓」とは、1973年に復活した鄧小平が一時毛沢東の指示をとりつけて、1975年に行った文化大革命見直し作業と経済再建政策をさす。その基本となるのが「4つの近代化」路線である。[6)]

当時周恩来総理に代わって、国務院の実質的指導権を手にした鄧小平は、1975年1月に開かれた第4期全国人民代表大会第1回総会で周恩来が行った「政府工作報告」を作成し[7)]、国民経済発展の青写真として「4つの近代化」構想を明らかにするとともに、「鉄道秩序の回復」「工業生産の正常化」「農村経済政策の見直し」「社会秩序の整頓」など一連の「整頓」を行った。その結果、同年3月から生産と交通の状況が次第に好転し、原油、石炭、発電量、化学肥料、セメント、ディーゼル機械、紙類、鉄道輸送量などの伸びが、6月には歴史上の最高記録を示した。こうした政策は確かに効を奏したのである。1978年12月「三中全会」の政治路線は、まさにこうした75年「全面的整頓」と近代化重視路線の延長線上にあったといってよい。ただこの近代化政策は当時の厳しい政治環境のなかで大きな成果はなかった。しかも、事実上旧ソ連の近代化政策をモデルとした70年代中国の近代化政策は、今日中国が求めている近代化シナリオとは一線を画すものであった。

ところでその後、鄧小平の「全面整頓」がますます深化するなかで、「4人組」との対決と毛沢東政治路線との衝突は避けられない情勢にあった。毛沢東は1975年の秋、当時政治局の取りまとめ役の任にあたっていた鄧小平に対し、政治局会議を主宰して文革に関する党の決議を採択するよう命じる。しかし、鄧小平は自身が「桃花源之人」(文革当事者)であることを理由にこの指示を断わった。なぜなら、この指示に従えば、「文革の成績は7割、過ちは3割」という毛の文革評価をうけいれ、自ら主催する党中央の決議として採択しなければならないからである。[8)] こうしたことから、75年11月には「右傾巻き返し反撃」の形で鄧小平批判が展開されるが、76年

1 月、鄧小平の最大の支持者であった周恩来の死と時を共にして彼の再失脚は確実なものとなった。鄧小平は最後の政治行事である周恩来葬式での弔辞文で、あえて「4 つに近代化」の堅持を再び訴えたのは彼の政治宣言であったかも知れない。

ここで注目されたい事実は、鄧小平が強く訴える経済建設中心の政策は、実は 1956 年 9 月の第 8 回党大会の方針そのものである。[9] 毛沢東は当時この方針を支持したが、その後、57 年秋から階級闘争中心の方針に転換した。したがって、党の方針に反する行動に出たのは毛自身であり、「75 年整頓」は毛沢東の正しい政策への回帰である。鄧小平が「毛沢東思想」の堅持にこだわる理由のひとつがここにある。[10]

このような視点に立ってみると、「三中全会」は、毛沢東路線の連続と言う側面と鄧小平の新政策の起点という二つの側面がある。もっとも、当時の鄧小平の「新政策」とは必ずしも市場経済化志向の「改革・開放」ではない。中国が計画経済から市場経済化に転じたのは、80 年代の半ば以降、わけても 90 年代の初めになってからのことである。

V.「改革・開放」のシナリオについて

現に、「三中全会」直後中国の「改革・開放」政策は、陳雲が主張する「計画経済を主とし、市場調節を従とする」シナリオにしたがって進められた。[11]こうした「計画経済主体論」は、1984 年のいわゆる「趙紫陽シナリオ」[12]によって一時「後退」したが、その後また 1989 年の「天安門事件」以後直ちに復活した。すなわち、1978 年の「三中全会」から 1992 年の鄧小平「南方視察」[13]までの 14 年間中国は、市場原理を部分的に活用した様々な施策を採ったものの、本格的な市場経済化に踏み切ることはなかったのである。

さて、改革開放政策の「設計者」といわれる鄧小平流の改革が 1975 年の「整頓」から始まったとした場合、中国の改革開放の歩みはおおむねつぎの三つの段階にわけて考えることができる。

第一段階は、1975 年の鄧小平「整頓」から、1978 年「三中全会」をへて、1984 年趙紫陽元共産党総書記が「経済改革決議」（1984 年 10 月 20 日党第 12 期三中全会で採択）案を提起するまでの期間である。この 10 年間改革開放の成果は、まず農村における改革が、「農業生産責任制」の導入を中心に大きく前進したことである。この改革はその後も堅調に発展し、今日農村経済の制度的基盤となった。しかし、当時都市部での国営企業改革はかつての計画経済システムの枠内における「企業自主権」の拡大や従業員のインセンティブ（利益刺激）を高める措置がとられ、国営企業の管理体制の根本的改革には至っていない。なお、鄧小平の改革意識から見ても、依然「計画経済と市場経済はどちらも経済的手段であり」「計画経済と市場経済とを結びつけるべき

だ」という認識をこえていない。[14] したがって、この時期の都市部における改革は目立った進展がみられない。

第2段階は、1984年改革の中心が農村部から都市部に移ってから、1989年天安門事件をへて、1992年までの期間である。この8年間の改革を概観すると、農村の改革から自信を取り付けた政府当局は、農業生産責任制のやり方を国営企業に導入して「企業経営請負制」を実施し、また従来の企業利潤上納制を「租税納付制」に切り替えるなど様々な実験を行った。こうした措置は、国営企業の経営意欲を刺激し、企業の自主性を拡大するという面では一定の効果をもたらした。なお、マクロの面でも中国経済はこの間急速に発展をとげ、改革の成果ははっきり見えてきた。なお、1984年以降、改革開放の成果として注目されるのは、経済特区および沿海部における対外開放化の急速な拡大である。その後4つの都市からなる経済特区は14の海岸都市からなる経済開放地帯として発展していった。

しかしその一方で、ミクロ経済の改革においては、いぜん計画経済の旧い体制から脱出できなかったことから、企業体の経営メカニズムの根本的な改革までには達していない。それは、計画経済と市場経済という異質のシステムを「融合」しようとした1984年「経済改革決議」の限界を示したもので、鄧小平をはじめ政府当局の改革認識の未熟性をあらわしている。1998年の天安門事件は、このように改革の試行錯誤が繰返される中で起こった政治事件といえよう。その背景にはこうした「システム衝突」があったものと考えられる。改革開放が全国的範囲で大きな進展がみられるのは90年代に入ってのことである。

第3段階は、1992年の鄧小平「南方視察」から21世紀前10年までの期間である。これは市場経済システムの導入を完成させるとともに、いわゆる「社会主義市場経済」[15]の新体制を確立する段階である。この段階はいまなお続いているが、最近の国内動向からみると、新体制成立の期限が予定より繰り上げられる可能性も十分ある。

この最終段階の特徴は何よりもこれまでの「計画経済か市場経済か」の間のユレから脱出して、市場経済システムを新経済体制の基礎とすることによって、国際社会に通用できるような真の市場経済化をめざすところにある。したがって、第11期「三中全会」後の計画経済中心の「陳雲モデル」および第12期「三中全会」後趙紫陽の「計画と市場の融合モデル」と一線を画す「社会主義市場経済モデル」を実現することが大きな課題である。このように、中国の「改革・開放」の歩みは、総じて鄧小平の改革方針と「設計」によって進められてきたものの、この間いくつかの異なるモデルケースがあらわれた。その過程で、鄧小平自身の現状認識と社会主義観も改革の深化に伴って変わってきたことがわかる。

VI. 新市場経済論と「改革・開放」の原点

この間中国における新体制づくりの方向性をめぐる論議の争点は、従来の計画機構を温存しながら市場の原理をそれに結びつける形をとるのか、それとも逆に、計画機構を廃止したうえで、市場機構を主軸とした新体制を構築するのか、という問題であった。言い換えれば、新体制下の資源の配分が依然国家計画機構の主導によってコントロールされるのか、それとも基本的に価格メカニズムの競争機構によって自律的に行われるのかの問題である。勿論、双方とも市場の原理を導入して経済の活性化をはかるという点では異論がないが、しかし肝心のどちらを基礎的なシステムとして体制再建を果すかについては、著しい意見の対立があった。もっともこの対立は必ずしも政治的な対立ではない。しかもこの種の意見相違は改革の試行錯誤の過程で不可避のものと考えられるが、いわば「陳雲モデル」「趙紫陽モデル」のようなシナリオは、中国の市場化モデルとしては未完の過度期的なシナリオに過ぎなかったといわざるをえない。

ところが、1992年の春、鄧小平が打ちだした改革開放のシナリオは、中国の改革史上一つの躍進である。第1に、「市場経済イコール資本主義」という通念を否定し、市場経済化は社会主義下でも十分ありえるとの見方を確認したこと、第2に、「計画経済イコール社会主義」でもないとの見方から、計画経済にこだわる「陳雲モデル」のような改革シナリオをはっきり拒否したこと、第3に、新体制の是非を判断する基準は生産力の向上と国民生活の改善にあるとの見方をうちだし、「貧困社会主義」は真の社会主義でないと断言したこと、第4に、改革開放過程における「資本主義か社会主義か」の論争に終止符をうち、それを判断する基準は「生産力基準」であることを明らかにしたことなどは、これまでなかった画期的な出来事である。[15)]

鄧小平がこうした新市場経済論をうちだした背景には、「天安門事件」によって改革がさらに停滞したという国内情勢のほかに、旧ソ連の崩壊と東欧の激変といった国際情勢の変化があった。社会主義の大本営であったソ連の崩壊は、旧社会主義体制の歴史的な限界を暴露した重大事件であるだけに、中国の指導部に与えたショックも甚大なものであった。鄧小平は特に当時の「反ブルジョア自由化」運動が、経済分野での「反市場経済化」に発展するのではないかという危惧感を抱いたにちがいない。もし、このような事態が現に発生したとしたら、中国の改革は後退せざるをえなくなり、旧ソ連の二の舞を踏むことになりかねない。鄧小平はその危険性を感知していたと考えられる。

同年10月、中共中央は第14期党大会を開催して鄧小平の談話を具体化するとともに、天安門事件の後復活した「計画経済と市場調節の結合」のような表現を撤廃した。さらに、1993年3月29日に開かれた第8期全国人民代表大会では、「計画経済を実施する」といった現行憲法の規

定を「社会主義市場経済を実施する」に改定した。このいわゆる「社会主義市場経済」という概念は、第14次党大会で江澤民が示したものだが、江の解釈によれば、「これまでの計画経済体制から離れ、国家のマクロコントロールのもとで、市場メカニズムの資源配分における基礎的な機能を真に発揮すること」とされている。[16]この「市場機能の基礎的機能」こそ、世界各国に共通するもので、この点においては、資本主義と社会主義の区別は見当らなくなった。これが真の市場経済化志向の改革開放であり、「改革・開放」の原点である。

もちろん、市場経済システムの導入は中国経済の諸問題を解く唯一の手段ではない。他にも市場システムを補完・修正するシステムがなければならないが、しかしこの種の施策や手段は必ず市場システムの導入を前提としたものでなければならない。20余年間の「改革・開放」の実践は、市場経済が中国の近代化にとって最適なシステムであることを立証している。特に90年代改革開放の成果はこの論点を裏づけている。

この10年間、ミクロ経済の面においては、特に国有企業改革の画期的な進展があった。「現代企業制度」といわれる新システムの導入によって、かつての国営企業から真の「自主経営・自己責任」の法人企業に生まれかわった。この改革はまだ完了していないものの、経営のメカニズムは競争原理に則したものに変わってきている。国有企業の赤字経営問題も大いに改善されている。なお、市場経済化への新改革は、中国経済の一大躍進をもたらしたことは周知のとおりだが、わけてもこの間空前の外資進出ブームは、中国の改革史上前例のない出来事である。鄧小平が92年春に呼びかけた中国経済の高成長は、10年間の2桁成長をへて、近年またアジア危機の影響を克服しながら21世紀を迎えている。

Ⅶ. 結びに代えて

このように、この20余年の道程は新体制つくりのための試行錯誤の過程であり、中国にとって前代未聞の大実験であった。しかも、「改革未だ成らず」というのが実情である。21世紀に向けた中国の未来展望は、どのような事態が生じるにせよ、近代化目標を達成するためには、「改革・開放」の原点に立脚した中国型の市場経済化への道を歩みつづけるしかない。

ところで、中国の政策考案者たちはこれまでの改革実践から、市場メカニズムの機能がすべてを解決してくれる「妙薬」ではないということも教わった。かつて計画経済を万能と考えたのは確かに失策だったが、「市場万能主義」にような考え方もいまひとつの幻想である。現在中国が直面している諸問題、例えば、所得格差の拡大、不正腐敗と拝金主義の蔓延、失業者や「待業者」の急増などは、まさに市場経済の所産といってもよい。いま中国は積極的に市場化を進める一方、

同時に市場化が生んだ諸問題への対応を迫られている。

史上最強の経済システムである市場システムが、経済の活性化と人々の「豊かさ」をもたらすことは、中国の現状からみてもよく立証されるが、競争原理の暴走はまたモラルの喪失を随伴するという現実を直視しなければならない。鄧小平が生前「社会主義」に固執し、「共富論」にこだわった理由の一つがその点にあったかもしれない。

筆者はこの間ひとつの仮説的な論点をしばしば主張してきた。それは、「中国における改革・開放の最終目標は、伝統的社会主義体制と現代の資本主義市場経済をともに超えて、市場経済の新しいモデルを提示するものでなくてはならない」と。[17] つまり、従来型の社会主義がその失敗の果てに、現代資本主義市場経済システムと「合流」して崩壊するケースもあるが、また、その過程において社会主義体制が自己革新をかさねて「再生」するケースもあり得る。なお、資本主義のシステムを「超越」するためには、まずそのシステムを「経過」しなくてはならない。これが中国の「改革・開放」の論理である。

注釈

(1) 本稿は、1999 年 11 月 21 日、日本東アジア学会と韓国東アジア学会共同主催の国際シンポジウムにおいて「中国半世紀の光と影」という題目で行った基調報告の一部である。この度本誌の刊行にあたって、その内容とタイトルをいまのように改訂した。

(2)「解放思想・実事求是」とは、古典の教えや偉大な人物の指示であっても、あくまで実情にもとづいてその是非を判断すべきだという意味である。もともと毛沢東が中国革命を中国の実情に即して行うため 30 年代に打ちだした方針であるが、当時は、スターリン主導によるコミンテルンの中国革命にたいする誤った方針に対抗するためであった。鄧小平がこの会議でこの方針を打ちだしたのは、毛の方針をもって毛晩年の過ちを見直すためのものである。

(3) 毛沢東は 57 年の「反右派闘争」以降、56 年第 8 期党大会の経済建設中心の方針を否定して、革命中心・階級闘争中心に転変したが、その後 60 年代に入って、この方針を「階級闘争を要とする」路線だと言明した。

(4)『党の建国以来若干の歴史問題にかんする決議』は、1981 年 6 月 27 日共産党第 11 期 6 中全会で採択されたが、「三中全会」の意義について、この会議は「党が思想的、政治的、組織的にマルクス主義の正しい路線を再び確立したことを示している」と述べている。(「北京週報」誌日本語版、1981 年 7 月)。

(5)『中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回総会コミュニケ』(「北京週報」誌日本語版、1981 年 7 月)。

(6)「75 年整頓」とは、鄧小平が 1973 年復活した後、75 年ころ国務院第 1 副総理・党副主席の肩書きで、文革派の「4 人組」に対抗して行った一連の改革策をさす。当時は各分野における「整頓」といわれた。また「経済調整」とは、1959 年から 61 年までの「3 年経済困難期」における一連の経済対策をさす。これは毛沢東のいわゆる「大躍進」の挫折によってもたらした経済危機を克服するために採った措置で、劉少奇、周恩来、鄧小平の支持

をうけた陳雲の意見によるものである。

なお、中国の近代化政策は最初、1954年9月の第1期全国人民代表大会第1回会議で周恩来が農業・工業・交通運輸・国防の近代化について述べたものだが、その後、毛沢東の急進主義的政策によって執行できなかった。しかし、文革中の1975年1月開かれた第4期全国人民代表大会第1回会議における周恩来の政府報告の中で再び提起された。「三中全会」の経済政策は、この近代化政策を継承したものである。

(7) 鄧小平は1992年の春「南方視察」中、「周総理の第4期全人代における報告は毛主席の指定によって私が起草したが、5千字以内にといわれたので、そのとおりに任務を果した」と語った。(『鄧小平文選』第3巻、中国語版、382ページ)

(8) 王曙光『中国改革開放史』勁草書房、1996年、32－33ページ。

(9) 1956年9月に開かれた第8回党大会で劉少奇が行った活動報告は、社会主義的改造が完成されたことから、階級闘争の段階は基本的に終了し、今後の主要課題は「生産力の発展」であると述べた。当時毛沢東もそれに同意した。これを「八大路線」と呼ぶ。

(10) 上掲「歴史決議」の起草中に鄧小平が提出した意見。佐々木信彰『現代中国経済』東方書店、1994年、26－28ページ。

(11) 元政治局常務委員・顧問委員会主任陳雲は、改革開放の初期段階において、経済問題を主管する地位にあったが、陳の基本的方針は、「計画経済を主とし、市場調節を従とする」というものであった。鄧小平の委託をうけて実施したこの政策は、80年代の半ば頃まで中国の改革をリードした。

(12) 1984年10月開かれた共産党第12期第三回中央総会で採択した『経済体制改革に関する決定』は、元共産党総書記・趙紫陽の主催で起草したものだが、それは「計画経済と商品経済との対立を打破」することによって、「計画的な商品経済」の体制を打ち立てるものである。この方針は、「計画経済中心論」からの離脱という意味においては前進がみられるものの、依然として「計画経済」の枠組みを脱出していない。

(13) 鄧小平が1992年1月18日から2月21日までおこなった南方各地の視察をさす。武昌、深圳、珠海、上海などへの視察で市場経済化の必要性を訴えるとともに、改革開放への「左傾」的保守政策を批判した。

(14) 中国国務院発展センター編『社会主義市場経済とは何か』(中国語)、中国発展出版社、1993年、3ページ。

(15) 鄧小平の「南方視察」における談話。上掲佐々木『現代中国経済』、131－137ページ。

(16) 上掲『社会主義市場経済は何か』序文、1ページを参照。

(17) 拙文「現代社会主義と市場経済―中国における市場経済化の道」『社会科学研究年報』(龍谷大学) 第26号 (1996年3月)、「中国の『新民主主義社会』再考―『過渡期』『社会主義初級段階』との関わりから―」『経済学論叢』(同志社大学) 第51巻第1号 (1999年6月)、筑紫女学園大学『紀要』第12号 (2000年1月) を参照されたい。

この機関誌は、2000年9月9～10日開催の「東アジア学会第10回記念大会」、1999年7月9日及び11月21日開催の「日韓東アジア学会合同研究会」「韓日東アジア学会合同研究会」の関係資料をもとに、東アジア学会企画委員会並びに東アジア学会事務局で編集したものです。

東アジア研究（東アジア学会機関誌）

発行日：2001年3月

発　行：東アジア学会
（事務局）財団法人 国際東アジア研究センター
〒803-0814　北九州市小倉北区大手町11-4
北九州市大手町ビル6・7階
TEL 093-583-6202　FAX 093-583-6576

※ 本書の無断転載は固くお断りいたします。予め学会事務局あて許諾を求めてください。